

令和6年9月定例会

横芝光町議会会議録

令和6年	9月3日	開会
令和6年	9月13日	閉会

横芝光町議会

令和 6 年 9 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 3 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	4
議長の選挙	4
日程の追加	6
副議長の選挙	7
諸般の報告	8
発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明	11
議案第 1 号ないし議案第 1 7 号、報告第 1 号ないし報告第 9 号の上程、説明	12
日程の追加	58
議会運営委員会委員辞任の件	59
日程の追加	59
議会運営委員会委員の選任	59
日程の追加	60
八匠水道企業団議員の選挙	60
休会の件	61
散会の宣告	61

第 2 号 (9 月 1 0 日)

議事日程	63
------	----

本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65
一般質問	65
森川貴恵君	65
森大地君	81
霞浩子君	92
宮菌博香君	107
川島富士子君	123
休会の件	140
散会の宣告	140

第 3 号 （9月13日）

議事日程	143
本日の会議に付した事件	144
出席議員	144
欠席議員	145
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	145
職務のため出席した者の職氏名	145
開議の宣告	146
一般質問	146
山崎義貞君	146
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	162
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	162
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	163
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	167
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	167

議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）	168
議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）	168
議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）	169
議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第 11 号審議（質疑・討論・採決）	179
議案第 12 号審議（質疑・討論・採決）	206
議案第 13 号審議（質疑・討論・採決）	209
議案第 14 号審議（質疑・討論・採決）	210
議案第 15 号審議（質疑・討論・採決）	211
議案第 16 号審議（質疑・討論・採決）	211
議案第 17 号審議（質疑・討論・採決）	212
議員派遣の件	213
閉会の宣告	213
署名議員	215

9 月 定 例 会

(第 1 号)

令和6年9月横芝光町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 議長の選挙
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 発議第1号及び発議第2号について（提案理由説明）
日程第 6 議案第1号ないし議案第17号、報告第1号ないし報告第9号について（町長政務報告、提案理由説明）
日程第 7 休会の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第7まで同じ
追加日程第1 副議長の選挙
追加日程第2 議会運営委員会委員辞任の件
追加日程第3 議会運営委員会委員の選任
追加日程第4 八咫水道企業団議員の選挙
-

出席議員（15名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	藺	博	香	君	1 0 番	山	崎	義	貞	君	
1 2 番	鈴	木	輝	男	君	1 3 番	川	島		仁	君	
1 4 番	川	島	富	士	子	君	1 5 番	鈴	木	克	征	君

16番 鈴木 唯 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	渡 邊 奨 君	企画空港課長	加 瀬 淳 一 君
財 政 課 長	郡 司 勇 君	環境防災課長	平 野 和 美 君
税 務 課 長	佐久間 真 一 君	住 民 課 長	小 川 健 二 君
産 業 課 長	若 梅 吉 伸 君	都市建設課長	鵜 澤 順 一 君
福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君	健康こども長	野 村 浩 光 君
食肉センター長	林 栄 君	健康こども長 東陽病院事務長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	社会文化課長	北 田 勝 也 君
監 査 委 員	大 木 薫 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○副議長（鈴木輝男君） おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を私が務めさせていただきます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年9月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可いたしましたので、あらかじめご了承ください。

会議に先立ち、申し上げます。

当町議会議長でありました鈴木和彦議員が、去る8月14日ご逝去されました。誠に痛恨の極みでございます。

ここに故人の冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思います。皆様方のご起立をお願いします。

黙とう。

〔黙とう〕

○副議長（鈴木輝男君） 黙とうを終わります。

着席してください。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○副議長（鈴木輝男君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木輝男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

10番 山 崎 義 貞 議員

4番 市 原 成 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○副議長（鈴木輝男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月17日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間と決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（鈴木輝男君） 日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木輝男君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、森大地議員、2番、内田美穂議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木輝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木輝男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○副議長（鈴木輝男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（鈴木輝男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 3 票

無効投票 2 票

です。

有効投票のうち 鈴木輝男議員 1 3 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、私、鈴木輝男が横芝光町議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選した鈴木輝男が議場にあります。会議規則第33条第2項の規定により、
当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木輝男君） 議長就任の挨拶をさせていただきます。

〔議長 鈴木輝男君登壇〕

○議長（鈴木輝男君） それでは、挨拶をさせていただきます。

先月の28日、台風10号が九州地方に上陸いたしまして、そして日本列島を横断したわけ
でございます。九州地方で6名か7名の方が亡くなっていると聞いております。ご冥福をお祈
り申し上げます。そしてまた、被災されている方が大変大勢、神奈川県まで集中豪雨により

川が氾濫し、大災害を及ぼしているという話を聞いております。また、皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

我が町のことをちょっとお話しさせていただきます。

先日、鈴木和彦議長が14日未明に逝去されたわけでございます。私どももまだ何をやっていいのか分からないような状況で、迷っているようなところもあります。また、いつも私のそばにいる議長が逝去されて、もう隣にいる人間がいないわけでございます。もう愕然としております。非常に残念でなりません。だがしかし、町の議会、議事、皆さんの意見は、これは前に進めなければなりません。そして、町長が申しています横芝駅の北側開発、そしてインター周辺の商業開発、それから屋形にありますこどもの国の跡地の海洋開発、これらを皆さんと一緒に横芝光町の発展に推し進めてまいりたいと思っています。

甚だ未熟ではございますが、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、少しずつ前へ進めさせていただければと思っています。今後とも甚だ未熟ではございますが、何分よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

〔議長 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 暫時休憩します。

(午前10時19分)

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

◎日程の追加

○議長（鈴木輝男君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（鈴木輝男君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木輝男君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、霞浩子議員、4番、市原成一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木輝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木輝男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木輝男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鈴木輝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 5 票

です。

有効投票のうち 小倉弘業議員 1 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小倉弘業議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された小倉弘業議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木輝男君） 小倉弘業議員、副議長の就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 小倉弘業君登壇〕

○副議長（小倉弘業君） ただいまの選挙により副議長に選任していただきました。これから副議長の名に恥じぬよう、議会のため、町のために尽力していくつもりでありますので、これからもよろしくお願いいたします。（拍手）

〔副議長 小倉弘業君降壇〕

◎諸般の報告

○議長（鈴木輝男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の令和5年度決算認定について審議することから、大木薫代表監査委員に出席をいただいております。

次に、議員派遣結果報告について、報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、8月21日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会について、山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 去る8月21日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案2件が提案されました。

議案第1号は、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は3億938万4,832円です。一方、歳出総額は2億9,414万4,579円で、歳入歳出差引額1,524万253円のうち800万円を財政調整基金に繰り入れ、724万253円を令和6年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,140万8,000円とするものであります。

提案されました2議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 次に、8月21日に開催された令和6年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について、宮菌博香議員。

〔9番議員 宮菌博香君登壇〕

○9番（宮菌博香君） 去る8月21日に開催されました令和6年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議案2件と報告3件が提案されました。

議案第1号は、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金1億655万5,739円を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるとともに、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算

について、同法の規定により議会の認定に付するものです。

収益的収入及び支出については、収入の水道事業収益51億9,909万9,797円に対し、支出の水道事業費用は49億415万1,471円となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の資本的収入 4 億2,928万464円に対し、支出の資本的支出は22億6,725万6,801円となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億3,797万6,337円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

議案第2号は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、水道料金徴収業務委託に係る債務負担行為の補正で、令和6年度から令和9年度までにおける債務負担行為の限度額を1,127万1,000円増額し、4億6,337万8,000円とするものであります。

報告第1号は、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本報告は、令和4年度から令和6年度までの3か年を設定期間とした継続事業について、令和5年度継続費予算現額に対する支払額が確定したことに伴い、東金配水場場内連絡管更新工事で2億5,786万6,300円、及び東金配水場場内連絡管更新に伴う電気設備工事で9,025万5,000円を令和6年度へ通次繰越をした旨の報告でありました。

報告第2号は、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越について、工事の施工時期を平準化したことなどにより、4億6,832万9,920円を令和6年度に繰越した旨の報告でありました。

報告第3号は、令和5年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告し、公表するもので、資金不足比率の発生はなく、経営状況は良好な状態である旨の報告でありました。

提案された2議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和6年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告といたします。

〔 9 番議員 宮 蘭博香君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 最後に、8月9日に開催された八咫水道企業団議会令和6年8月定例会及び8月22日に開催された令和6年第2回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明

○議長（鈴木輝男君） 日程第5、発議第1号及び発議第2号を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、川島富士子議員。

〔 1 4 番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 発議第1号及び発議第2号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をご覧くださいと思います。

発議第1号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります、本案は令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、委員選任に関する規定の見直し等を行うため、横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定すべく提案したものであります。

発議第2号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります、本案は令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行うため、横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則を制定すべく提案したものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔 1 4 番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 以上で提出者からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時とします。

（午前10時49分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

◎議案第 1 号ないし議案第 17 号、報告第 1 号ないし報告第 9 号の上程、

説明

○議長（鈴木輝男君） 日程第 6、議案第 1 号ないし議案第 17 号、報告第 1 号ないし報告第 9 号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日、ここに令和 6 年 9 月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ほど黙とうを捧げました故鈴木和彦氏におかれましては、3 期 13 年 3 か月の永きにわたり、議会議員として町の発展のためにご尽力を賜り、心から感謝申し上げますとともに、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

7 月 26 日から 17 日間にわたり開催された第 33 回夏季オリンピック・パリ大会におきましては、日本選手団が金メダル 20 個を獲得し、メダル総数は国外で行われたオリンピックで最多の 45 個に達し、国民に夢と勇気を与えていただきました。現在行われているパリ・パラリンピックでも、引き続き日本選手団の活躍を期待しております。

さて、今年も世界各国で気温の上昇により猛暑日が続き、日本においても 7 月の平均気温が記録の残る 126 年間で最も暑い 7 月となり、8 月以降も気温の高い日が続き、熱中症警戒アラートが連日のように発令されました。9 月に入りましてもいまだ気温の高い日が続いております。議員各位をはじめ町民の皆様には、体調管理に十分に留意くださるようお願い申し上げます。

また、先ほど行われました各日程の中で正副議長が決定されました。新議長には鈴木輝男議員が、そして副議長には小倉弘業議員が選出されました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、9 月議会定例会に当たり、町政の状況等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。効率的な行政運営を行うことを主眼として、より一層の町民サービスの向上と優先的に取り組む必要がある課題を解決するため、段階的に組織改編を行ってまいりました。

令和6年10月から、横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成、こどもの国跡地周辺及び横芝駅北側の開発等の事務を重点的に行う新たな課を設置すべく、本議会におきまして横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを提案させていただきました。

続いて、企画空港課関係についてであります。グローバル人材海外派遣事業につきましては、成田空港に近接する当町において、国際感覚の醸成と異文化理解の向上はますます重要となり、今後海外で活躍できる人材を育成するため、昨年度に引き続き町内在住の中学生10名を8月19日から4泊5日でシンガポールへ派遣し、現地の大学生との交流を通じ、英語力やコミュニケーション能力の向上を図り、異文化を肌で感じていただきました。派遣の様子や成果については、9月29日に報告会を実施する予定です。

続いて、税務課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策における一時的な措置として、令和6年度分個人住民税及び令和6年分所得税の減税措置と併せて実施する、減税しきれない方に対する定額減税補足給付金については、8月末時点で2,270人の方に給付し、支給率は54.6%、申請期限は10月31日までとなっております。

続いて、産業課関係についてであります。夏期観光事業につきましては、7月13日から8月18日までの37日間、屋形海水浴場を開設いたしました。今年はビーチバレーボール大会やマリニピア栗山川公園内にある丘をステージにして、ダンスイベントなど各種イベントを開催いたしました。開設期間中は、台風7号の影響により2日間の閉鎖があったものの、一般的に天候にも恵まれて、昨年とほぼ同数の5,390人の来客でありました。開設期間中は、ライフセーバーによる監視、観光まちづくり協会による会場運営など、夏期観光対策本部における協力団体の皆様のご尽力により、事故もなく無事終了することができましたことに改めて感謝申し上げます。

続いて、都市建設課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、事業化検討パートナーである清水建設グループと企業へのアンケート調査や開発事業の手法について検討を進めております。また、県営かんがい排水事業の受益地から計画地を除外するため、近く地権者から同意書の収集を予定しており、今後も関係者と協力しながら事業化の準備を進めてまいります。

次に、横芝駅北側開発の進捗状況につきましては、昨年度行いました基礎調査の結果を踏まえ、今年度は早期事業化に向けた計画策定を進めるため、公募型プロポーザル方式により技術提案書の募集を行いました。その結果、最も評価の高かったランドブレイン株式会社と令和6年7月8日に委託契約を締結し、まずJR東日本と横芝駅をまたぐ南北の連携や新規改札設置の可能性等について、優先して協議を進めております。

次に、令和2年8月に策定いたしました横芝光町空家等対策計画が今年度最終年度を迎えており、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、7月30日に横芝光町空家等対策協議会を開催いたしました。少子高齢化や人口減少により一層深刻化しつつある空家問題について、有識者の意見を伺いながら、今年度末までに第2次横芝光町空家等対策計画の策定を目指してまいります。

次に、昨年度から着手いたしましたピアシティ横芝光の西側に隣接する町道Ⅱ-10号線道路改良事業は、令和6年7月19日に町文化会館視聴覚室で、本町、東町、上町地区にお住まいの方を対象に地元説明会を開催いたしました。説明会では、農業用排水施設への対応や下町踏切の早期拡幅等について要望が出されましたが、事業についてはご理解をいただいたものと感じておりますので、早期完成に向けて進めてまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策としての低所得者支援給付金を住民税均等割のみ課税世帯へ、8月31日まで1世帯当たり10万円を574世帯に対して給付し、支給率は97.6%でありました。

また、この世帯と1月から3月にかけて住民税非課税世帯へ、1世帯当たり7万円を給付した世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して給付を行い、337人に対して給付し、支給率は99.7%でありました。

8月からは、新たに令和6年度の住民税が非課税となった世帯及び住民税均等割のみが課税となった世帯へ1世帯当たり10万円の給付を行っており、8月末時点で350世帯に対して給付し、支給率は75.3%、申請期限は10月31日までとなっております。

また、この世帯に扶養されている児童1人当たり5万円を加算し、給付を行っており、8月末時点で52人に対して給付し、支給率は75.4%、申請期限は同じく10月31日までとなっております。

続いて、健康こども課関係についてであります。児童手当の拡充につきましては、令和5年12月22日に閣議決定されました国（こども家庭庁）のこども未来戦略に基づき、令和6年10月分（12月支給分）から児童手当制度が改正されることとなりました。

主な改正の内容は4点で、1点目は所得制限の撤廃、2点目は支給期間の延長で、これまでの中学生年代までから高校生年代までが対象となります。3点目は多子加算の増額で、第3子以降の支給額が1万5,000円から3万円へ増額となり、4点目は支給時期の増加で、4か月ごとの年3回から偶数月の年6回となります。なお、給付に係る児童手当費予算につきましては、本議会に補正予算を提案させていただきました。

国からの制度改正の通達を受け、新たに申請が必要な場合も生ずることから、現在受給している世帯、所得制限対象の世帯及び高校生年代の児童を養育している世帯へ令和6年8月中に通知文書を発送いたしました。また、関連する記事を広報9月号及び町ホームページにて周知いたしました。今後も制度改正に対して着実に対応し、対象の方へ適正に児童手当を支給できるよう努めてまいります。

続いて、教育課関係についてであります。今年度の中学校部活動の状況については、横芝中学校ソフトテニス部の男女団体戦と男子個人戦3組、女子個人戦2組及び光中学校水泳競技で個人1名が関東大会に出場し、更にソフトテニス部の女子団体戦と女子個人戦1組、男子個人戦1組が全国大会に出場し、健闘いたしました。大会に出場した生徒はもちろんですが、熱心に指導に当たられた顧問の先生、そして日々生徒を励まし、支えていただいた保護者の皆様に対し、改めて敬意を表します。

次に、横芝小学校改築事業であります。令和6年3月に地鎮祭を斎行し、6か月が経過いたしました。基礎杭、配管などの作業が進み、現在は1階から2階の配筋工事を施工しており、進捗状況は7月末時点で22.81%で、工程とおりの順調に進んでおります。12月頃には3階の躯体が立ちあがり、新校舎の外観が現れる計画で、本体建築の進捗に合わせて電気や機械の設備工事も同時に進めてまいります。

続いて、社会文化課関係についてであります。社会教育関係事業では、第75回山武郡市民スポーツ大会が6月9日から8月18日にわたり開催されました。当町も13種目に参加し、340名の選手・関係者が参加されました。クレール射撃、グラウンド・ゴルフ、卓球女子、バスケットボール男子の優勝をはじめ、各種目で優秀な成績を収められ、総合成績では第4位という結果でありました。猛暑が続く厳しい状況での大会となりましたが、選手、スポーツ協会の役員をはじめ、大会運営にご尽力いただいた関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきました。議員各位には、今後とも更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

す。

それでは引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和6年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書（白色の表紙のもの）をご覧ください。

議案第1号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてありますが、本案は令和6年10月1日から町行政組織の改編を行うことから、改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてありますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る所要の改正を一括して行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本案は性的指向や性自認等の多様な性について配慮することを目的に、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項等から性別表記を削除するため、また住民サービスの更なる向上及び近隣自治体の状況を鑑みて、印鑑登録証明書の申請方法について所要の改正を行うため、横芝光町印鑑条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてありますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、広域連合の処理する事務に関する規定を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第5号 町道路線の廃止についてありますが、本案は路線の実態がなく、町道として存続していないことから、町道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、

議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第6号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は財政調整基金積立金のほか、人事異動等に伴う人件費、児童手当給付事業、企業誘致促進事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億3,557万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億9,611万円とすべく提案したものでございます。

議案第7号 令和6年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は介護認定審査会システム標準化への移行に伴う山武郡市広域行政組合負担金の増額のほか、前年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億4,311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,911万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第8号 令和6年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は人事異動等に伴う一般職給与費の増額のほか、電気料金高騰対策として県が令和5年度に実施した補助金の精算により、返還に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ68万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,148万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第9号 令和6年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は東陽病院訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の義務化に伴い、システムのバージョンアップ等、所要の項目に補正の必要が生じたため、資本的収支予算の収入を42万8,000円増額し、収入総額を6,821万7,000円とし、支出を67万3,000円増額し、支出総額を1億87万9,000円とすべく提案したものでございます。

議案第10号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は予定している中台地区中継ポンプ場ポンプ交換等の修繕が公営企業会計において固定資産として整理されることから、収益的収支の修繕費及び資本的収支の工事請負費に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を180万4,000円減額し、支出総額を6,640万4,000円とし、資本的収支予算の支出を180万4,000円増額し、支出総額を3,922万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号ないし議案第16号並びに議案第17号についてであります。各会計の令和5年度歳入歳出決算について、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見を付けて提案したもの

でございます。

報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。本件は令和2年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した農地事務費（農業振興地域整備計画策定業務）について、令和5年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

報告第2号 令和5年度健全化判断比率の報告についてであります。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度における健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第3号 令和5年度資金不足比率の報告についてであります。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度における資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第4号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。本件は令和4年度横芝光町介護保険特別会計予算で継続費を設定した一般管理費（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務）について、令和5年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

報告第5号 令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。本件は令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算で継続費を設定した維持管理費（公営企業会計法適用移行業務）について、令和5年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は令和6年5月24日午後3時40分頃、横芝光町小田部678番地町営住宅36号の前で職員が草刈作業を実施していたところ、草刈機の刃が砂利を巻き込み、飛び石が発生し、隣の37号前に駐車していた車の後部ガラスを破損した事故に関し、損害賠償額29万1,900円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は令和6年2月27日午後1時30分頃、横芝光町横芝2401番地先、町道C033号線で発生した

道路上の段差による車両物損事故に関し、損害賠償額 5 万 6,980 円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第 8 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は令和 6 年 6 月 23 日、東陽食肉センター内枝肉カット処理室で発生した冷蔵庫不具合による販売に適さなくなった製品に関し、損害賠償額 2 万 7,540 円を支払うことにより相手方と和解することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第 9 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は令和 6 年 6 月 23 日、東陽食肉センター内枝肉カット処理室で発生した冷蔵庫不具合による販売に適さなくなった製品に関し、損害賠償額 3 万 6,000 円を支払うことにより相手方と和解することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号及び議案第 2 号について、総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） 議案第 1 号及び議案第 2 号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 1 号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。資料につきましてはピンク色の表紙の議案つづり 1 ページから 3 ページ、黄色の表紙の議案関係資料 1 ページから 4 ページになります。

黄色の表紙の議案関係資料 1 ページをご覧いただきたいと存じます。

制定の概要の内容の要旨でございますが、本案は令和 6 年 4 月から、横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成、横芝駅北側の開発やこどもの国跡地の有効活用について、都市計画部門と合理的に事業を行うため、新たに都市建設課にまちづくり室を設置したところでございます。まちづくり室で行

っている各種事業の更なる推進を図るため、都市建設課の組織を改編し、本年10月に都市建設課と新たに未来づくり課を設置すべく関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

改正する関係条例は3条例でございますが、第1条で横芝光町行政組織条例を、第2条で横芝光町都市計画審議会条例を、第3条で横芝光町議会委員会条例をそれぞれ改正するものでございます。

2ページをご覧ください。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

改正する条文につきましては、新旧対照表のアンダーライン部分となります。

初めに、第1条関係の行政組織条例の改正でございますが、第1条の課の設置について、都市建設課の次に未来づくり課を加えます。

第2条の事務分掌では、未来づくり課の事務分掌として、第1号で土地利用ビジョンに掲げる重点戦略に関する事、第2号で当該戦略に係る都市計画に関する事を定めております。

次に、3ページをご覧ください。

第2条関係の都市計画審議会条例の改正でございますが、第6条の当該審議会の庶務について、都市建設課に加え、土地利用ビジョンに掲げる重点戦略に係る都市計画に関する事を所掌する未来づくり課においても処理するものと定めるものでございます。

続いて、4ページをご覧ください。

第3条関係の議会委員会条例の改正でございますが、第2条の常任委員会の所管について、総務経済常任委員会に未来づくり課を加えるものでございます。

続いて、ピンク色の表紙の議案つづり3ページをお願いいたします。

組織改編については、年度途中ではございますが、本年10月1日に行う予定であるため、附則で施行日を令和6年10月1日と規定するものでございます。

続きまして、議案第2号でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、資料はピンク色の表紙の議案つづりの5ページから8ページ、黄色の表紙の議案関係資料は5ページから9ページとなります。

黄色の表紙の議案関係資料5ページをご覧ください。

制定の概要の内容の要旨でございますが、本案は改正マイナンバー法に係る令和6年12月

2日施行分のマイナンバーカードと健康保険証の一体化により影響を受ける関係条例について、一括して所要の改正を行うものでございます。

改正する関係条例は3条例でございまして、第1条で横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例を、第2条で横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例を、第3条で横芝光町国民健康保険条例をそれぞれ改正するものでございます。

7ページをご覧ください。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

医療保険に係る被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることに伴う改正となります。改正する条文につきましては、新旧対照表のアンダーライン部分となります。

初めに、第1条関係のひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の改正でございますが、第7条の医療費等の助成の方法について、医療機関受診の際に被保険者証を提示した場合としておりましたが、被保険者証の提示に代えてオンライン資格確認や資格確認書の提示などにより被保険者等の確認を受けた上、受給券を提示した場合とするものでございます。

第8条の受給資格者の変更事項の届出義務については、第2号で社会保険各法に規定する保険証の記載事項としていましたが、被保険者等の資格に係る情報とするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第2条関係の重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の改正でございますが、第5条の医療費の助成の方法について、医療機関受診の際に受給券と被保険者証等を提示した場合としておりましたが、被保険者証の提示に代えてオンライン資格確認や資格確認書の提示などにより被保険者等である確認を受けた上、受給券を提示した場合とするものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

第3条関係の国民健康保険条例の改正でございますが、第13条の罰則規定を国民健康保険法第127条第1項の罰則規定の改正に合わせ、改正するものでございます。条例第13条で引用する国民健康保険法第9条の被保険者の資格の取得等に係る届出等について規定する「第9項」が「第5項」に改められたこと、保険税を滞納している世帯に対し、被保険者証の返還を求める第3項及び第4項の規定が改正されたことから、「同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るものでございます。

続いて、ピンク色の表紙の議案つづり8ページをご覧ください。

附則でございますが、第1項で施行日を令和6年12月2日と規定し、第2項で第3条関係

の国民健康保険条例の罰則規定の改正の経過措置として、施行前の行為、施行後の国民健康保険税の滞納による被保険者証の返還要求に応じない場合に対する罰則の適用は、改正前と同様に取り扱うことを規定するものでございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 次に、議案第3号及び議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第3号及び議案第4号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

説明資料はピンク色の表紙、議案つづりの9ページと11ページ、黄色い表紙の議案関係資料10ページと11ページになります。

本案は、町長からの提案説明にありましたとおり、多様な性について配慮することを目的に、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項等から性別表記を削除することと、住民サービスのさらなる向上のため、印鑑登録証明書の申請方法について改正を行うため、横芝光町印鑑条例の一部を改正するものです。

黄色い表紙の議案関係資料10ページの制定の概要をご覧ください。

根拠となる法令等はありません。

内容の要旨は、横芝光町印鑑条例について、多様な性への配慮と住民サービスの向上を目的として、所要の改正を行おうとするものです。

1つ目は、性別記載の削除です。男女の人権を尊重し、性的指向、性自認、性同一障害等の多様な性の在り方が認められ、性別の記載に関して特段の配慮が必要になっていることから、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項等について、性別の記載を削除しようとするものです。

2つ目は、本人からの印鑑登録証明書の申請方法の変更です。印鑑登録者が自ら印鑑登録証明書の交付申請をした場合に、マイナンバーカードや運転免許証等、官公署が発行した顔写真入りで身分を確認できるものを提示することで印鑑登録証の添付を省略することができるよう、本条例を改正しようとするものです。

現在はマイナンバーカード、またはスマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用することで、コンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書を取得することができますが、その際は印鑑登録証の添付は省略されます。しかし、役場の窓口で交付申請をする場合は、本条例の規定により、印鑑登録証の添付がないと交付を受けることができません。

コンビニ交付が開始されて以降、窓口における印鑑登録証明書の交付申請の際、官公署が発行した顔写真入りで身分を確認できるものを提示する場合に、印鑑登録証の提示を必須としない条例改正を行う自治体が増えてきており、近隣自治体でも多数見られるようになっていきます。当町におきましても、住民サービスのさらなる向上と近隣自治体の状況を鑑み、印鑑登録者が自ら申請した場合に印鑑登録証の添付を省略することができるよう、本条例の改正を行おうとするものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明いたします。

次のページ、11ページをご覧ください。

第6条第1項中、第6号「男女の別」を削り、現行の第7号を第6号とします。

第12条第1項に、改正案の下線部のとおり、印鑑登録証の添付を省略できる旨と省略することができる場合の条件について、ただし書を加えます。

ピンク色の表紙、議案つづりに戻りまして、11ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしました。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

次に、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明をさせていただきます。

説明資料は、ピンク色の表紙、議案つづりの13ページと15ページ、黄色い表紙の議案関係資料12ページになります。

ピンク色の表紙の議案つづり13ページをご覧ください。

本案は、町長からの提案理由説明にありましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合が千葉県後期高齢者広域連合規約中、広域連合の処理する事務に関する規定を変更するため、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するものでございます。

令和5年6月9日にマイナンバー法の一部を改正する法律が公布され、令和5年12月27日

に現行の健康保険証の廃止を令和6年12月2日施行とする政令が公布されました。法の施行後は被保険者証及び被保険者資格証明書の新規発行はされなくなり、マイナ保険証を取得していない被保険者には保険診療を受けられるよう、保険者が資格確認書を発行することになります。これに伴い、被保険者証及び資格証明書の文言を使用している千葉県後期高齢者医療広域連合規約の改正が必要となったものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明いたします。

黄色い表紙の議案関係資料12ページをご覧ください。

広域連合規約の第4条は広域連合の処理する事務について定めたものですが、文中の別表第1（第4条関係）は、関係市町村において行う事務について定められております。この別表第1（第4条関係）の中に書かれている事務内容の2行目、「被保険者証及び資格証明書の引渡し」という文言を「資格確認書等の引渡し」に、3行目の「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」という文言を「資格確認書等の返還の受付」に改めようとするものです。

ピンク色の表紙の議案つづりに戻りまして、15ページをご覧ください。

附則で、この規約は令和6年12月2日から施行するとされています。

以上、議案第3号及び議案第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 次に、議案第5号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） それでは、議案第5号について、補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづり17ページ、議案第5号をご覧ください。

町長から提案理由説明がありましたとおり、路線の実態がなく、町道として存続していないことから、道路法第10条第3項の規定により、別紙のとおり町道路線を廃止するものでございます。

ページをめくっていただき、19ページ、別紙をご覧ください。

今回廃止する町道の路線名はD198号線、起点は屋形字南5651番、終点は屋形字南124番1、延長59.3メートル、幅員3メートルでございます。

続いて、黄色の議案関係資料つづり、最終の13ページをご覧ください。

町道D198号線路線廃止箇所図になり、赤く着色した箇所が廃止路線になります。個人の

土地を誤って町道認定していたもので、詳細は議会議員全員協議会にてご説明いたしました
とおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜ります
ようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時52分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第6号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）に
ついてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額
に歳入歳出それぞれ2億3,557万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
150億9,611万円とし、第2条で地方債の変更を目的に地方債の補正を行おうとするものでご
ざいます。

次のページをお願いいたします。

2ページから4ページまでは第1表歳入歳出予算補正で、内容につきましては後ほど事項
別明細書により説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

続いて、第2表地方債補正ですが、農業基盤整備事業につきましては、限度額を130万円
増額し2,710万円に、臨時財政対策債につきましては、限度額を120万円増額し2,120万円に
変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につき
ましては、歳入の22款町債で説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

6 ページから 8 ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

9 ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款 1 項 1 目民生費国庫負担金の児童手当国庫負担金は、児童手当法の改正による児童手当の増額及び子ども・子育て支援納付金の創設に伴う国費負担の増により、国、県、市町村の費用負担割合が変更されたことから負担金が増額となるものでございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金は、電子申請システムの整備に係る交付金を新規計上するもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

3 目衛生費国庫補助金の出産・子育て応援交付金は、歳出の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援事業における人件費の増加に伴い、交付金を増額するものです。

16款 1 項 2 目民生費県負担金の児童手当県負担金は、児童手当法の改正により児童手当費が増額となるものの、県の負担割合が変更されたことから減額となるものでございます。

2 項 3 目衛生費県補助金の子育て応援補助金は、国庫補助金同様、歳出の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援事業における人件費の増加に伴い、補助金を増額するものです。

18款 1 項 1 目一般寄附金は、町内事業者から 1,000 万円の寄附があったことから計上しました。

19款 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金は、令和 5 年度の介護保険特別会計への繰出金の精算金です。

20款 1 項 1 目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上いたしました。

10 ページをお願いいたします。

21款 7 項 1 目雑入は、いずれも交付決定や交付見込みにより計上するもので、河川環境整備委託金は千葉県山武土木事務所との協定に基づき増額、次の多目的機能支払交付金事業負担金返還金は、令和 5 年度返還金のうち、谷台地域資源保全会が活動期間外である令和 2 年度分も含め納入したことによる国・県からの返還金です。

次の廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金は、一般財団法人千葉県環境財団からの助成金です。

次のデジタル基盤改革支援補助金は、国が進める基幹業務システムの標準化に当たり、介護認定審査会システムの標準準拠システムへの移行に係る補助金を増額するもので、補助率

は100%です。

2目過年度収入は、いずれも令和5年度分の国庫支出金、県支出金の精算により追加交付されるものです。

22款1項2目農林水産業債は、大布川排水機場管理事業における基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金に増額が見込まれ、また起債充当率及び交付税措置率が有利な地方債へ組み替えるため、公共事業等債を減額し、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を増額するものでございます。

6目臨時財政対策債は、本年度発行可能額の決定に伴い増額するものでございます。

続いて、11ページ、歳出でございます。

歳出は、説明欄、黒丸の事業ごとに説明させていただきます。

なお、本補正予算の給与費関係につきましては、4月1日付の人事異動、及び共済費の負担率変更などに伴う調整のほか、児童手当法の改正により、令和6年10月から児童手当の支給対象の範囲及び支給額が拡充されることから、児童手当を増額するものでございます。

各科目の一般職給与費につきましては、補正額の増減はあるものの、人事異動等に伴う調整などとなりますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費は、職員共済組合負担金の負担率変更により増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

一般管理事務費は、パートタイム会計年度任用職員の採用人数の増加のほか、期末勤勉手当の実績見込みによる調整です。

4目広報広聴費の広報よこしばひかり発行事業は、町の魅力発信及び町外への情報発信を充実させるため、360度全方向撮影できるカメラの備品購入費を計上いたしました。

5目財政管理費の財政管理事務費は財政調整基金積立金で、地方財政法の規定により、前年度繰越金の2分の1相当額を積み立てるものでございます。

7目財産管理費の本庁舎維持管理事業、10節需用費は、10月1日の組織改編により未来づくり課が新設されることから、庁舎内の案内板を書き換えるほか、交換時期を迎えた防火シャッターのバッテリー交換や防災倉庫内の雨漏りに係る修繕料を計上いたしました。

14節工事請負費は、組織改編に伴う電話回線の増設に係る施設改修工事費を計上いたしました。

次の本庁共用事務備品管理事業は、組織改編に伴い、課長職用の事務机1台の購入費を計

上しました。

10目地域振興費の集会施設保全事業は、篠本三区区民館の玄関、屋根、外壁の水漏れ修繕に対する補助金で、補助率は10分の9でございます。

12目情報管理費の内部情報系電算管理事業は、組織改編に伴い執務室が増えるため、内部情報系プリンター1台の備品購入費を計上しました。

次のLGWAN管理事業は、現行のLGWAN総合行政ネットワークシステムが導入から5年を経過することから、関連機器等の更改業務を委託するものでございます。

14目デジタル行政推進費のDX推進事業、13節使用料及び賃借料は、行政手続のオンライン化に当たり、電子申請や申込予約などの様式を作成、集計し、一元管理するためのアプリケーションの使用料でございます。国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、経費の2分の1が補助されます。

14ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉総務事務費、12節委託料は、災害対策基本法第49条の14に基づく個別避難計画の作成業務を委託するもので、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を対象に、今年度は10件の個別避難計画を策定いたします。

3目障害者福祉費の説明欄記載の4つの事業は、いずれも令和5年度国庫負担金及び国庫補助金の精算による返還金です。

16ページをお願いいたします。

7目介護保険費の介護保険特別会計繰出事業は、介護保険認定審査会システムの標準化に伴う山武郡市広域行政組合負担金を増額するほか、令和5年度分の低所得者介護保険料軽減負担金を実績により繰り出すものでございます。なお、介護保険認定審査会システムの標準化に伴う費用については、全額が地方公共団体情報システム機構、J-LISから交付されます。

2項1目児童福祉総務費の説明欄記載の2つの事業は、いずれも令和5年度国庫負担金及び国庫補助金の精算による返還金です。

2目児童措置費の児童手当給付事業は、本年10月から児童手当制度が改正され、高校生年代までの支給期間の延長や所得制限の撤廃により支給対象者が増加するとともに、多子加算の計算方法及び支給額が変更され、第3子以降の支給額も増えることから、児童手当費を増額するものでございます。

4目保育所費の子育てのための施設等利用給付事業は令和5年度における国・県負担金の

精算による返還金で、次の保育対策総合支援事業は令和５年度国庫補助金の精算による返還金でございます。

４款１項２目予防費の個別予防接種事業は、令和５年度国庫補助金の精算による返還金でございます。

18ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和５年度分の精算による国庫補助金及び国庫負担金の返還金です。

次の３目健康づくり費の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援事業は、会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費の実績見込みによる調整です。

６目環境衛生費の環境美化推進事業は、栗山川の環境整備に当たり、千葉県からの河川環境整備委託金を活用し、10節需用費の消耗品費は、栗山川環境ボランティアで草刈り機を持参された参加者へ配布する替え刃等の購入費を増額、また14節工事請負費は、栗山川環境ボランティアでは除草の困難な場所の除草工事費を計上いたしました。

次の資源リサイクル促進事業は、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金を活用し、廃食油回収作業に使用のごみ袋などの消耗品費を計上するものでございます。

５款１項３目農業振興費の需給調整推進対策奨励事業は、加工用米の作付面積の増加など、対象作物の実績見込みにより補助金を増額、次の有害鳥獣駆除事業は、昨今のイノシシ目撃情報や農作物被害の報告が多数寄せられていることから、捕獲用おり２基の購入費を計上いたしました。

４目畜産振興費の東陽食肉センター特別会計繰出事業は、人事異動などにより児童手当に不足が生じたため、繰出金を増額するものでございます。

５目農地費の県営土地改良負担金事業は、県営かんがい排水事業両総茂原南地区負担金で、地盤改良の工法変更により事業費が増加したことから負担金を増額するものでございます。

次の地域排水管理事業は、大利根土地改良区が実施する木戸地先の排水路補修工事に係る町負担分の計上で、負担割合は大利根土地改良区２分の１、町２分の１でございます。

次の大布川排水機場管理事業は、千葉県が実施する基幹水利施設ストックマネジメント事業の放水路護岸工において、追加工事の発生により事業費が増加する見込みから負担金を増額するものでございます。

次の多面的機能支払交付金事業は、谷台地域資源保全会が令和５年度に返還した交付金に活動期間外である令和２年度分が含まれていたため、谷台地域資源保全会に対する還付金を

計上したものでございます。

6款1項1目商工振興費の企業誘致促進事業（創生）は、横芝工業団地に新たに進出した1事業所に対し、企業立地促進条例に基づき、投下固定資産に係る固定資産税相当額である企業立地奨励金と、新たに雇用される町内在住者1人につき20万円を交付する雇用促進奨励金を計上いたしました。

2目観光費の横芝駅前情報交流館管理事業（創生）は、ヨリドコロ1階、情報ラウンジと備品管理用コンテナ倉庫において雨漏りが発生していることから修繕料を計上いたしました。

7款2項3目道路新設改良費の町道Ⅱ－10号線道路改良事業（横芝地先）、12節調査委託料は、商業施設等の補償交渉に伴い、先行して補償費の算定が必要となるため増額するものでございます。

次の測量業務委託料及び、22ページをお願いします。16節土地購入費、21節補償費は、公安委員会との交差点協議が確定していないことから減額するものでございます。

4項1目都市計画総務費のまちづくり総務事務費は、組織改編により未来づくり課を新設することに伴い、10節需用費の消耗品費はパイプファイルなどの事務用消耗品を、17節備品購入費はファイルキャビネットとカウンターをそれぞれ計上しました。

8款1項2目非常備消防費の消防施設整備事業、10節需用費の修繕料は、第6分団第1部の消防機庫シャッターを修繕するための経費を増額、14節工事請負費は、宮川地先の防火水槽1基に対し、地権者より撤去の要望があったことから、施設撤去工事費を増額計上いたしました。

9款1項2目事務局費の特別職給与費は、職員共済組合負担金の負担率変更による増額、2つ下の英語講師配置事業と次の学習指導等講師配置事業は、会計年度任用職員に係る職員手当及び旅費の実績見込みによる調整です。

24ページをお願いします。

4項3目共同利用施設費の上堺会館維持管理事業は、施設内の水道水に濁りが発生し飲用を中止していることから、1階と2階に各1か所、別系統で給水管を配管するため、施設営繕工事を計上したものでございます。

次の大総会館維持管理事業は、定期点検で腐食による危険性の指摘のあった玄関入り口及び玄関上部に設置されている鉄製の柱を撤去するため、修繕料を計上いたしました。

4目図書館費の図書館事務費は、会計年度任用職員に係る報酬及び職員手当、旅費の実績見込みによる調整です。

5 項 1 目保健体育総務費のスポーツ推進委員活動事業は、第65回全国スポーツ推進委員研究協議会宮崎大会におきまして、スポーツ推進委員の伊藤忠之氏が30年勤続により全国表彰されることから、表彰式参加に係る旅費及び負担金を計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

27ページから32ページまでは給与費明細書、33ページは地方債の現在高に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 続きまして、議案第7号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第7号 令和6年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和6年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の補正予算書をご用意いたします。

令和6年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,911万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、介護認定審査会システムの標準化への移行に伴う山武郡市広域行政組合負担金の増額のほか、令和5年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の精算に要する経費について補正するものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

8 款 1 項 3 目その他一般会計繰入金131万4,000円は、介護認定審査会システムの標準化への移行に係る経費がデジタル基盤改革支援補助金として地方公共団体情報システム機構から交付されることから、町一般会計で受け入れたものを介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

4 目低所得者保険料軽減繰入金141万4,000円は、令和5年度の実績確定により国・県から

追加交付があり、町一般会計で受け入れたものに町負担分を加え、介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

9 款 1 項 1 目繰越金 1 億 4,038 万 5,000 円は、歳出補正予算の財源調整です。

続いて、歳出です。

7 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 131 万 4,000 円の増額は、介護認定審査会システムを国の示す標準仕様に合わせた標準化システムへ移行するため、システム改修費として共同事務で実施している山武郡市広域行政組合へ負担するものであります。

2 款 1 項 1 目介護サービス給付費、2 項 1 目介護予防サービス給付費、3 項 1 目審査支払手数料、4 項 1 目高額介護サービス費、8 ページをお願いします。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費、7 項 1 目特定入所者介護サービス費は、歳入 8 款の低所得者保険料軽減繰入金の追加交付による財源振替であります。

7 款 1 項 2 目償還金 9,012 万 6,000 円の増額は、令和 5 年度の実績確定により、国及び県には保険給付費及び地域支援事業費を、社会保険診療報酬支払基金には地域支援事業費を返還するものであります。

4 目一般会計繰出金 5,167 万 3,000 円の増額につきましては、令和 5 年度分の実績確定により町一般会計へ返還するもので、内訳としましては、介護給付分として 3,762 万円、地域支援事業の総合予防事業分として 321 万 1,000 円、包括任意事業分として 107 万 3,000 円、一般事務費分として 976 万 9,000 円であります。

以上で令和 6 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第 8 号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第 8 号 令和 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明申し上げます。

別冊になっております議案第 8 号 令和 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）のご用意をお願いいたします。

令和 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億

1,148万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充てるため、前年度繰越金を増額で計上いたしました。

6款1項1目一般会計繰入金は、児童手当分について増額で計上いたしました。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち一般職給与費は、4月1日付の人事異動及び児童手当の改定などによる給与費を確保すべく計上したものであります。

続いて、一般管理費の償還金、利子及び割引料は、電気料金高騰に係る補助金であります令和5年度の肉畜経営支援緊急対策事業補助金の精算を行った結果、補助金額が減額となりましたため、減額分の返還を千葉県に対して行うべく計上したものであります。

8ページ以降につきましては、職員給与費等の明細となります。内容につきましては、後ほどご確認くださいようお願いいたします。

以上で議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 続きまして、議案第9号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第9号 令和6年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の病院事業会計補正予算書をお願いいたします。

1ページですが、第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量の補正で、（4）の主たる建設改良事業費の資産購入費、補正前の額2,020万9,000円に67万3,000円を補正し、合計を2,088万2,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の予定額の補正で、収入の1款3項補助金は、補正前の額2,000円に42万8,000円を補正し、合計額を43万円とするものでございます。支出では、1款1項建設改良費で、補正前の額6,414万3,000円に67万3,000円を補正し、合計額を6,481万

6,000円とするものでございます。なお、この補正により、財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を3,241万7,000円から3,266万1,000円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

3ページの補正予算説明書をお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款3項1目1節の国県補助金は42万8,000円の補正で、令和6年12月に現行の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とします仕組みへ移行するに伴い、訪問看護ステーションのオンライン資格確認の導入経費に係る保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金の交付見込額を計上いたしました。補助額は42万9,000円を上限とした実費補助でございます。

続いて、支出の1款1項2目資産購入費、1節の器械備品購入費67万3,000円の補正は、収入で説明いたしましたマイナンバーカードの保険証利用に対応するための訪問看護ステーションのオンライン資格確認の導入経費で、現行のレセプトシステムにオンライン資格確認・請求に係る機能を追加するため、モバイル端末、パソコン、ルーターの購入に係る経費を計上したものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第10号について、産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） 議案第10号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の農業集落排水事業会計補正予算書をご用意いたします。

1ページをお願いします。

第1条は総則となります。

第2条は収益的収入及び支出の補正で、支出の2款1項営業費用について、補正前の6,327万5,000円から180万4,000円を減額補正して、6,147万1,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額298万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金44万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27万3,000円及び利益剰余金226万円で補てんするものとする。」に改め、支出の4款1項建設改良費について、補正前の403万8,000円に180

万4,000円を補正して584万2,000円とするものでございます。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきます。

3ページの補正予算書をご覧ください。

上段の収益的収入及び支出の支出であります、2款1項1目11節の修繕料及び緊急対策工事費180万4,000円の減額は、今回の修繕工事について資産となることから、資本的収入及び支出の支出へ振替を行うための減額でございます。

下段の資本的収入及び支出の支出でございますが、4款1項1目5節の工事請負費180万4,000円の補正は、木戸台クリーンセンター散水ポンプ着脱装置交換工事、木戸台地区中継ポンプ場非常通報装置交換工事、木戸台地区中継ポンプ場フロートレベルスイッチ交換工事、中台地区中継ポンプ場水位計交換工事、中台地区中継ポンプ場ポンプ交換工事のための経費となります。

以上で議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第11号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第11号 令和5年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議会議員全員協議会では決算書により説明させていただきましたので、本日は別つづりの令和5年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。ご用意をお願いいたします。

それでは、令和5年度決算資料、表紙から2枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

会計別決算の状況でございます。

一般会計の欄をご覧ください。

令和5年度の歳入決算額は132億5,777万4,000円、歳出決算額は129億8,537万3,000円で、令和4年度決算額と比較では歳入は3億3,906万円の増、歳出は5億816万円の増となりました。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比でございます。

初めに、歳入、1 款町税の決算額は26億3,888万3,000円で、前年度と比較して額で3,440万5,000円、率で1.3%の増です。これは主に個人町民税で給与所得及び譲渡所得の増加に伴い所得割が増額したほか、固定資産税が新築家屋の増加により増額となったことによるものでございます。

なお、税目ごとの収入済額や徴収率につきましては、後ほど本資料の42ページ、町税の徴収実績でご確認いただきたいと思います。

次に、2 款地方譲与税は1 億5,968万8,000円で、前年度比較では額で194万8,000円、率で1.2%の増です。

3 款利子割交付金は120万9,000円で、前年度比較で額で29万7,000円、率で19.7%の減、4 款配当割交付金は1,713万5,000円で、前年度比較では額で192万8,000円、率で12.7%の増、5 款株式等譲渡所得割交付金は2,047万9,000円で、前年度比較では額で834万2,000円、率で68.7%の増となりました。

6 款法人事業税交付金は4,028万1,000円で、前年度比較では額で389万1,000円、率で10.7%の増、7 款地方消費税交付金は5 億2,262万2,000円で、前年度比較では額で694万3,000円、率で1.3%の減、8 款ゴルフ場利用税交付金は2,569万2,000円で、前年度比較では額で183万8,000円、率で6.7%の減、9 款環境性能割交付金は2,876万2,000円で、前年度比較では額で379万9,000円、率で15.2%の増、10 款地方特例交付金は1,696万7,000円で、前年度比較では額で75万2,000円、率で4.6%の増となりました。

11 款地方交付税は36億6,600万7,000円で、前年度比較では額で4,159万4,000円、率で1.1%の減となりました。地方交付税のうち普通交付税は3,723万5,000円の減、減額となった主な要因は、地方交付税算定に用いる基準財政需用額のうち、公債費が償還終了により減額となったことなどによります。また、特別交付税は465万2,000円の減で、特別の財政需要などについて、総務省の定めるところにより算定されております。

続いて、12 款交通安全対策特別交付金は376万1,000円で、前年度比較では額で22万2,000円、率で5.6%の減、13 款分担金及び負担金は6,741万9,000円で、前年度比較では額で209万4,000円、率で3.2%の増となりました。

14 款使用料及び手数料は4,155万円で、前年度比較では額で56万1,000円、率で1.4%の増です。

15 款国庫支出金は17億2,124万2,000円で、前年度比較では額で1,593万1,000円、率で0.9%の増となりました。増額となった主な要因は、新型コロナ関連の補助金や4 年度にあ

った子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が減額となった一方で、新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や地域公共交通確保維持改善事業費補助金、学校施設環境改善交付金が皆増となったことによります。

16款県支出金は8億2,888万6,000円で、前年度比較では額で1億2,001万3,000円、率で16.9%の増となりました。これは主に農業経営高度化支援事業補助金や農道整備事業防災対策補助金の皆増によるものでございます。

17款財産収入は2,251万4,000円で、前年度比較では額で19万4,000円、率で0.9%の減となりました。これは町有地の売却収入が減額となったことによります。

18款寄附金は6,419万8,000円で、前年度比較では1,285万7,000円、率で16.7%の減となりました。減額の主な要因は、ふるさと納税寄附金の減額によるものでございます。

19款繰入金は6億6,887万4,000円で、前年度比較では額で1億7,516万6,000円、率で35.5%の増となりました。これは減債基金繰入金が減額となりましたが、公共施設総合管理基金繰入金や地域振興基金繰入金が増額したことなどによるものでございます。

20款繰越金は4億4,150万1,000円で、前年度比較では額で7,514万4,000円、率で14.5%の減です。収入済額のうち純粋な余剰金としての繰越金が減額したこと、また前年度事業の繰越しに伴う繰越金が減額したことによります。

21款諸収入は16億9,730万4,000円で、前年度比較では額で3,681万9,000円、率で2.2%の増となりました。これは成田国際空港株式会社からの空港周辺対策交付金が増額となったほか、雑入のB&G財団子ども第三の居場所事業費助成金が皆増となったことなどによるものでございます。

22款町債は5億6,280万円で、前年度比較では額で7,250万円、率で14.8%の増でした。

恐れ入りますが、44ページをご覧ください。

ここで令和5年度の借入れの状況についてご説明いたします。

上4件が合併特例事業債です。

1つ目は、地域振興基金積立金の財源とするための借入れ、2つ目から4つ目までは主要町道の改良事業の財源とするための借入れでございます。合併特例事業債の充当率は95%で、元利償還金の70%が交付税措置されます。

次の公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化）は、町道3路線の舗装修繕事業に係る借入れでございまして、充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の30%から50%となっております。

次の公共施設等適正管理推進事業債（集約化）は、横芝小学校改築事業の校舎改築工事及び管理業務などに係る借入で、充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の50%です。

次の防災対策事業債は町道の局部改良工事に係る借入で、充当率は事業費の100%、交付税措置率は元利償還金の28.5%から57%です。

次の施設整備事業債は消防団が使用する消防車両1台の購入事業に係る借入で、事業費の2分の1まで借り入れることができ、充当率は100%、交付税措置率は元利償還金の70%です。

次の2件は緊急防災・減災事業債で、1つ目が農免道路桑郷線舗装修繕工事に係る借入、2つ目が防災行政無線操作卓更新工事に係る借入で、いずれも充当率は事業費の100%、交付税措置率は元利償還金の70%です。

次の臨時財政対策債は、元利償還金相当額の全額が後年度普通交付税措置されることとなっております。

このように、元利償還金について、交付税措置のある町にとって有利な地方債の借入に努めているところでございます。

歳入の説明は以上となります。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

続いて、歳出です。

1 款議会費の決算額は9,494万5,000円で、前年度比較では額で634万1,000円、率で7.2%の増でした。一般職給与費の増額及び議員研修の増加が主な要因でございます。

2 款総務費は26億8,655万4,000円で、前年度比較では額で8,290万6,000円、率で3.2%の増でした。これは前年度にあった横芝駅バリアフリー施設整備事業や町内全世帯に1世帯当たり1万円の商品券を配布した地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業が事業終了により皆減となったほか、生活路線バス運行事業や地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業などが減額となったものの、町民1人当たり3,000円の商品券を配布した地域生活応援券発行事業や自動運転モビリティ事業が皆増、また防音工事の増加により成田空港周辺地域共生財団出捐金が増額となったことなどから増となったものでございます。

3 款民生費は36億9,270万円で、前年度比較では額で3億667万4,000円、率で9.1%の大幅増となりました。増額となった主な理由は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に係る物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業や低所得世帯支援給付金給付事業など低所得者

支援に要する支出が皆増となったほか、3歳児から5歳児までの給食費を助成する保育所等給食費助成事業が皆増、また後期高齢者医療費の広域連合負担金や子どもの第三の居場所を設置する支援対象児童等見守り強化事業などが増額となったことによるものでございます。

4款衛生費は13億1,096万2,000円で、前年度比較では額で2億5,261万5,000円、率で16.2%の減となりました。減となった主な要因は、ワクチン接種対策室の廃止による一般職給与費の減額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減額や東陽病院事業会計繰出事業の減額などによるものでございます。

5款農林水産業費は6億5,912万7,000円で、前年度比較では額で1億9,317万3,000円、率で41.5%の増です。増となった主な要因は、県営基盤整備事業の農業経営高度化支援事業補助金や大布川浸水被害賠償金を含む地域排水管理事業が増額となったほか、農道整備事業があけぼの橋の耐震補強工事や橋梁点検業務の実施により皆増となったことなどによるものです。

6款商工費は2億374万5,000円で、前年度比較では額で1億2,478万2,000円、率で38%の減となりました。前年度にあった地方創生臨時交付金を活用した農・工・商業者向け物価高騰対策応援金事業が皆減となったほか、企業誘致促進事業の企業立地促進基金積立金が減額となったことにより大幅な減となりました。

7款土木費は5億7,087万4,000円で、前年度比較では額で9,424万4,000円、率で14.2%の減となりました。減額となった主な要因は、町道Ⅰ－1号線（大総新道）の樹木伐採工事により道路維持費が増額となったほか、栗山川河川堤防除草工事により河川費が増額となったものの、令和3年度から4年度に繰越された町道Ⅰ－14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）ほか2路線の繰越事業が皆減となったことから道路新設改良費が減額、また都市計画策定事業で横芝光町公開型GIS構築等業務委託などの終了により減額となったことによるものでございます。

8款消防費は7億3,935万2,000円で、前年度比較では額で6,166万6,000円、率で7.7%の減となりました。これは防災行政無線操作卓更新工事により防災行政無線更新事業が皆増となったものの、横芝光消防署改築事業で消防署庁舎建替事業負担金の年割額が減額となったことによるものでございます。

9款教育費は18億8,407万5,000円で、前年度比較では額で5億572万7,000円、率で36.7%の増となりました。これは横芝小学校改築事業が校舎改築工事により増額となったほか、図書館貸出関係設備維持管理事業が電算システムの更新により増額、また栗山野球場一般管理

事業で施設撤去工事を、また光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業でテニスコートのLED照明交換工事を実施したことなどから増額となったものでございます。

10款災害復旧費は2,641万9,000円で、前年度比較では皆増です。これは9月8日の台風13号により被災した道路橋梁施設の復旧工事等に係る支出で、道路路肩の補修やのり面崩落箇所などの復旧工事などを行いました。

11款公債費は11億1,662万円で、前年度比較では額で7,977万3,000円、率で6.7%の減です。

12款諸支出金は、支出がありませんでした。

続いて、4ページをお願いします。

こちらは歳出を性質別に分類した表となっております。

1、人件費の決算額は18億3,229万1,000円で、前年度比較では額で2,371万1,000円、率で1.3%の増となりました。増となった主な要因は、任期付職員の増加によるものでございます。

2、扶助費は20億8,807万9,000円で、前年度比較では額で2億1,184万6,000円、率で11.3%の増でした。増となった主な要因は、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金や、デフレ完全脱却のための総合経済対策に係る低所得者支援給付金などの支出があったことによります。

3、公債費は11億1,662万円で、前年度比較では額で7,977万3,000円、率で6.7%の減となりました。

4、物件費は19億6,433万9,000円で、前年度比較では額で6,570万3,000円、率で3.5%の増でした。増額となった主な理由は、自動運転実証調査業務委託料の増加などによるものです。

5、維持補修費は6,934万円で、前年度比較では額で4,339万3,000円、率で167.2%の増となりました。これは農道整備事業であけぼの橋の耐震補強工事に係る支出があったことによるものでございます。

6、補助費等は28億102万3,000円で、前年度比較では額で2億3,148万1,000円、率で7.6%の減となりました。補助費等には補助金と負担金のほか東陽病院の繰出金が含まれますが、減となった主な要因としては、横芝光消防署庁舎建て替えに係る負担金や東陽病院への繰出金が減額となったことによります。

7、投資及び出資・貸付金は1億89万5,000円で、前年度比較では額で7,276万8,000円、率で258.7%の増となりました。これは主に成田空港周辺地域共生財団出捐金が増額となっ

たことによるものでございます。

8、繰出金は10億4,185万2,000円、前年度比較では額で4,794万8,000円、率で4.8%の増となりました。この性質別歳出の繰出金は東陽病院事業会計以外の特別会計などへの繰出金で、増となった主な要因は、後期高齢者医療広域連合負担金のうち療養給付費負担金が増額したことによるものです。

9、積立金は4億6,551万3,000円で、前年度比較では額で8,839万8,000円、率で16%の減となりました。これは減債基金積立金を増額したものの、財政調整基金積立金や企業立地促進基金積立金が減額したことなどによります。

10、投資的経費は15億542万1,000円で、前年度比較では4億4,244万3,000円、率で41.6%の増でした。1行下、うち普通建設事業費では、継続的に行っている主要幹線道路の改良工事や舗装修繕に加え、横芝小学校改築事業における施設改修工事や篠本新井地区における農業経営高度化支援事業補助金のほか、光しおさい公園のテニスコートLED照明交換工事などを行ったことにより大幅な増額となりました。次のうち災害復旧事業費は、台風13号により被災した道路橋梁施設の復旧工事に要する支出で皆増です。

以上が歳出の説明となります。

次のページ、5ページから38ページまでは一般会計の主要な事業の状況、39ページ以降は特別会計を含む各種決算資料となりますが、説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認くださるようお願いいたします。

以上、令和5年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時05分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明を続けます。

議案第12号及び議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第12号及び議案第13号の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、一般会計と同様に、令和5年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書をお願いします。

資料の53ページをお願いします。

53ページ、左側の歳入をご覧ください。

1 款国民健康保険税の決算額は5億577万円で、前年度との比較では4,412万8,000円、8%の減となりました。国民健康保険税の収納額の減少は被保険者数の減少等によるもので、今後もこの傾向は継続していくものと思われます。徴収率は現年度分が95.19%、前年度比0.89ポイント向上しています。滞納繰越分は16.91%、前年度比1.7%向上しています。

5 款国庫支出金8万7,000円は、災害臨時特例補助金2万1,000円と社会保障・税番号制度システム整備補助金4万1,000円と健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金2万5,000円です。災害臨時特例補助金は、療養給付費の東日本大震災対応分として交付されたもので、東京電力福島第1原発事故による避難指示等の世帯に係る保険税減免の特例措置に対する補助金です。社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に対する補助金です。健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、市町村の行う出産育児一時金の支給に係る事業を対象とするもので、令和5年度の支給額に応じて交付されたものです。

6 款県支出金の決算額の総額は18億6,250万2,000円で、前年度との比較では1億1,891万1,000円、6%の減となりました。減となった主な要因は、普通交付金の減額によるものです。普通交付金は町国保の保険給付の実績に応じて交付される交付金で、18億1,318万1,000円が交付されました。前年度との比較では、1億1,405万4,000円の減額となります。特別交付金は市町村の財政状況、その他特殊要因や事業に応じた財政の調整を行う交付金で、4,932万円が交付されました。その内容は、医療費適正化、疾病予防、健康づくり等の町の取組の状況に応じ交付される保険者努力支援分、国保の特別調整交付金のうち市町村に交付される特別調整交付金市町村分、地域の特殊な事情に応じ、きめ細かい調整を行うため、都道府県があらかじめ交付要綱等を定めて交付する県繰入金2号分、特定健康診査等負担金となっています。

7 款財産収入は6,000円で、財政調整基金の利息です。

8 款繰入金は、一般会計からの繰入金で 2 億3,932万5,000円、前年度との比較では6,146万1,000円、34.6%の増となりました。増額となった要因は、財源補填のため、財政調整基金を7,000万円取り崩し、繰入れしたことによります。

9 款繰越金は1,687万7,000円で、前年度との比較では3,868万6,000円、69.6%の減となりました。

10 款諸収入は1,201万3,000円で、前年度との比較では25万2,000円、2.1%の減となりました。

以上、歳入の合計は26億3,658万円で、前年度との比較では 1 億4,044万円、5.1%の減となりました。

続きまして、右側の歳出をご覧ください。

1 款総務費の決算額は1,726万円で、前年度との比較では46万6,000円、2.8%の増でありました。内容は、一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、国保税の賦課徴収費、国保運営協議会費です。

2 款保険給付費の決算額は18億2,052万5,000円で、前年度との比較では 1 億1,519万7,000円、6 %の減となりました。被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に対して行った保険給付費等です。

3 款国民健康保険事業費納付金の決算額は 7 億3,300万8,000円で、前年度との比較では576万3,000円、0.8%の増となりました。この納付金は県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用に充てるため県内の市町村から徴収する納付金で、市町村ごとの納付金額を県が決定します。内容は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金であります。

5 款保健事業費の決算額は4,396万7,000円で、前年度との比較では199万5,000円、4.8%の増となりました。保健事業では、医療費通知、レセプト点検委託、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室、特定健康診査、特定保健指導事業など、医療費の適正化や被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行います。

6 款基金積立金は、決算見込みの剰余金のうち850万円を積立ていたしました。

8 款諸支出金の決算額は844万4,000円で、前年度との比較では71万7,000円、9.3%の増です。諸支出金の内容は、国保税の還付金と東陽病院会計への繰出金であります。

歳出合計は26億3,170万4,000円で、前年度との比較では 1 億2,843万9,000円、4.7%の減

でありました。

令和５年度横芝光町国民健康保険特別会計の歳入歳出の差引き額は487万6,000円となりました。

続きまして、議案第13号 令和５年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

54ページをお願いします。

54ページの左側、歳入をご覧ください。

１款後期高齢者医療保険料の決算額は２億3,579万2,000円で、前年度との比較では384万2,000円、1.6%の減となりました。令和５年度現年度分の保険料の徴収率は99.33%でありました。

４款繰入金の決算額は8,799万4,000円で、前年度との比較では255万円、３%の増となりました。内容は、一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金です。

５款繰越金の決算額は1,100万円で、前年度との比較では944万9,000円の増となりました。

６款諸収入の決算額は1,090万9,000円で、前年度との比較では66万5,000円、6.5%の増となりました。諸収入の主なものは、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入で、保険料の徴収事務と後期高齢者の健康診査などの経費について、広域連合が費用を負担するものがあります。

歳入の合計は３億4,569万5,000円で、前年度との比較では882万2,000円、2.6%の増となりました。

続いて、右側の歳出をご覧ください。

１款総務費の決算額は300万2,000円で、前年度との比較では28万7,000円、10.6%の増となりました。

２款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は３億2,623万1,000円で、前年度との比較では1,216万2,000円、3.9%の増となりました。納付金の内容は、保険料納付金と保険料の軽減分を県と町で補填する保険基盤安定納付金になります。

３款保健事業費の決算額は787万5,000円で、前年度との比較では19万8,000円、2.6%の増となりました。後期高齢者医療広域連合から受託して、町が実施しています後期高齢者の健康診査に係る経費となります。

４款諸支出金の決算額は164万4,000円で、前年度との比較では23万2,000円、16.4%の増

となりました。内容は、保険料還付金と令和４年度分の一般会計繰入金の精算に伴う他会計繰出金です。

歳出合計は３億3,875万2,000円で、前年度との比較では1,287万9,000円、４％の増でありました。

令和５年度横芝光町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の差引き額は694万3,000円となりました。

以上、議案第12号及び議案第13号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第14号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第14号 令和５年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和５年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明させていただきます。

資料の55ページをお願いいたします。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

初めに、左側の表、歳入についてご説明いたします。

１款保険料の決算額は４億7,663万1,000円でした。令和４年度と比較しまして、額で668万3,000円、率で1.4％の減となりました。これは65歳以上の高齢者人口の減少により減額となったものです。なお、令和６年４月１日現在、当町の65歳以上の被保険者の方は8,341人で、高齢化率は37.5％です。保険料はあらかじめ年金から差し引く特別徴収と個別に保険料を納めていただく普通徴収がありますが、過年度分を含めました全体の徴収率は97.6％で、令和４年度と比較しまして0.2ポイントの増となりました。

２款使用料及び手数料は93万2,000円で、令和４年度と比較しまして額で16万円、率で14.7％の減となりました。任意事業として実施しています高齢者配食サービスと紙おむつ等の支給の個人負担分の収入になります。また、紙おむつ等の支給につきましては、令和３年度から地域支援事業に該当しない利用者分を一般会計予算で実施しております。

３款国庫支出金は６億7,025万5,000円で、令和４年度と比較しまして額で1,148万2,000円、率で1.7％の増となりました。主なものは、制度に基づきまして施設サービス給付費の15％

相当額と居宅サービス給付費の20%相当額、財政調整のための調整交付金などです。

4 款支払基金交付金は 6 億5,718万円で、令和 4 年度と比較して額で2,667万5,000円、率で4.2%の増となりました。制度に基づきまして、介護給付費と地域支援事業に要する経費の27%相当額となります。

5 款県支出金は 3 億8,176万6,000円で、令和 4 年度と比較しまして額で1,147万9,000円、率で3.1%の増となりました。3 款、4 款と同じく、制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5%相当額と居宅サービス給付費の12.5%相当額等です。

6 款財産収入は、令和 4 年度と同額の8,000円で、介護給付費準備基金の利子です。

8 款繰入金は 4 億2,211万7,000円で、令和 4 年度と比較しまして額で1,472万7,000円、率で3.6%の増となりました。制度に基づきまして、介護給付費分の12.5%相当額、地域支援事業の総合事業分の17.5%相当額、地域支援事業の総合事業以外分の19.25%相当額、介護認定審査等に要する経費などの事務的経費及び低所得者層の保険料軽減相当額を一般会計から繰入れしたものです。

9 款繰越金は 2 億192万3,000円で、令和 4 年度からの繰越金です。令和 4 年度と比較しまして額で5,310万5,000円、率で35.7%の増となりました。

11 款諸収入は 1 万1,000円で、令和 4 年度と比較しまして額で213万7,000円、率で99.5%の減となりました。生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護状態の調査判定委託料 2 名分の収入となります。なお、令和 4 年度の収入額214万8,000円は、交通事故等、第三者の行為により保険給付を行った給付費の一部が賠償金から補填されたものであります。

以上、歳入合計は、令和 4 年度と比較しまして額で 1 億848万8,000円、率で4.0%の増となり、28億1,082万3,000円であります。

続いて、右側の表、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費2,540万8,000円は、令和 4 年度と比較しまして額で366万4,000円、率で12.6%の減となりました。主な減額理由としましては、山武郡市広域行政組合へ支出する介護認定審査会負担金の減や認定調査の外部委託件数の減少が要因であります。

2 款保険給付費は23億4,653万円で、令和 4 年度と比較しまして額で7,082万2,000円、率で3.1%の増となりました。歳出全体の90.1%を占めるものです。主な増額理由としましては、施設延べ利用者の増加により施設介護サービス給付費の増加が要因となります。なお、令和 5 年度の施設入所者は334人となっています。

4 款基金積立金8,000円は、令和 4 年度と同額で、増減はありません。

5 款地域支援事業費は 1 億 57 万 2, 000 円で、令和 4 年度と比較しまして額で 89 万 5, 000 円、率で 0. 9% の減となりました。介護予防・日常生活支援サービス事業のほか、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などへの支出です。

7 款諸支出金 1 億 3, 016 万 9, 000 円は、令和 4 年度と比較しまして額で 3, 755 万 2, 000 円、率で 40. 5% の増となりました。第 1 号被保険者保険料の還付や令和 4 年度分の介護給付費等の精算の結果、超過分を国、社会保障診療報酬支払基金、千葉県や町一般会計に返還したものです。

以上、歳出合計は、令和 4 年度と比較しまして額で 1 億 381 万 5, 000 円、率で 4. 2% の増となり、26 億 268 万 7, 000 円でありました。これにより、歳入歳出差引き残額は 2 億 813 万 6, 000 円となり、令和 6 年度に繰越いたします。

以上で令和 5 年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第 15 号について、産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） 議案第 15 号 令和 5 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明のほうをさせていただきます。

56 ページ、ご覧いただきたいと思います。

まず、左側の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は、新規の加入者がおりませんでしたので、収入額はございませんでした。

2 款使用料及び手数料は 680 万円で、前年度と比較して 158 万 9, 000 円の減額、率で 18. 9% の減でございます。

3 款繰入金は 5, 023 万 9, 000 円で、前年度と比較して 210 万円の増額、率で 4. 4% の増、一般会計からの繰入金でございます。

4 款繰越金は 324 万 2, 000 円で、前年度と比較して 36 万 1, 000 円の減額、率で 10% の減でございます。

5 款諸収入はございませんでした。

6 款町債は380万円で、公営企業会計法適用移行業務に係る町債でございます。

以上、歳入合計は6,408万1,000円で、前年度と比較して375万円の減額、率で5.5%の減となりました。

次に、右側、歳出でございます。

1 款総務費は615万5,000円で、前年度と比較して22万8,000円の増額、率で3.8%の増となりました。職員1名分の一般給与費でございます。

2 款事業費は2,077万8,000円で、前年度と比較して263万9,000円の減額、率で11.3%の減となりました。これは公営企業会計移行に伴い、令和5年度の支払いのうち、出納整理期間である令和6年4月、5月に支払いをしたものが次年度の歳出となったことが減額の要因となります。

3 款公債費は3,602万3,000円で、前年度と比較して77万8,000円の増額となりました。

以上、歳出合計は6,295万6,000円で、前年度と比較して163万3,000円の減額、率で2.5%の減となりました。なお、歳入歳出差引残高は112万5,000円となりました。

以上で令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第16号 令和5年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

57ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございます。

1 款事業収入は2億1,344万円で、前年度と比較して3,702万6,000円の増、率にしてプラス21.0%でありました。増加をした要因は、令和4年12月に行った食肉センター使用料の引上げによる増収効果が5年度を通してあったこと、また豚及び牛のと畜頭数自体も前年度よりも増加したことによるものです。なお、事業収入の内訳は、食肉センター使用料のほか、冷蔵庫使用料、カット室使用料、オイル使用料であります。

2 款県支出金は611万2,000円で、前年度と比較して436万6,000円の増、プラス250.1%でありました。増加をした要因は、検査に合格した枝肉へのと畜検印押印委託金のと畜頭数の増加に伴い増額となったこと、また電気代高騰に対する補助金である肉畜経営支援緊急対策事業補助金の交付があったことによるものです。

3 款財産収入は1,000円で、基金積立金の利子でございます。

4 款繰越金は1,675万8,000円で、前年度と比較して2,592万3,000円の減、マイナス60.7%でありました。

5 款諸収入は90万4,000円で、前年度と比較して33万8,000円の増、プラス59.7%でありました。

6 款繰入金は24万円で、前年度と比較して12万円の減、マイナス33.3%でありました。令和5年度は一般会計から児童手当分として24万円を繰り入れたのみで、財政調整基金からの繰入れはありませんでした。

以上、歳入合計は2億3,745万5,000円で、前年度と比較して1,568万7,000円の増、プラス7.1%でありました。

次に、右側の歳出でございます。

1 款総務費は職員の人件費や事務費などで7,556万円、前年度と比較して382万円の減、マイナス4.8%でありました。減少した要因は、消費税及び地方消費税の納付額が減ったことによるものです。

2 款施設管理費は1億1,173万9,000円で、前年度と比較し591万7,000円の減、マイナス5.0%でありました。これは消耗品費の減額幅が大きく反映をしております。

3 款公債費は80万3,000円で、前年度と比較して717万円の減、マイナス89.9%でありました。金額の大きかった事業債の償還が令和4年度に終わっており、5年度の償還額は少なくなりました。なお、令和5年度末の元金未償還額は79万3,396円であります。

4 款積立金は511万1,000円であります。

以上、歳出合計は1億9,321万3,000円で、前年度と比較すると1,179万7,000円の減、マイナス5.8%でありました。なお、歳入歳出差引残額は4,424万2,000円となりました。

以上で令和5年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 続きまして、議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第17号 令和5年度横芝光町病院事業会計決算の認定について説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明させていただきます。

58ページをお願いいたします。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。1款病院事業収益は16億2,101万7,000円で、前年度と比較して額で6,866万1,000円、率で4.4%の増となりました。

内訳につきましては、1項医業収益は10億6,450万円で、前年度と比較して額で9,888万6,000円、率で10.2%の増となりました。医師数の増により、入院、外来ともに患者数が増加したことが主な要因となっております。

2項訪問看護ステーション収益は1,970万5,000円で、訪問件数は増加傾向にあったものの、前半は新型コロナウイルス感染症の影響で訪問件数が少なかったことから、前年度と比較して額で15万5,000円、率で0.8%の減となりました。

3項医業外収益は5億3,536万3,000円で、前年度と比較して額で2,451万9,000円、率で4.4%の減となりました。これは新型コロナウイルス感染症対策の補助金の終了、または縮小によるものです。

4項特別利益は144万9,000円で、前年度と比較して額で555万1,000円、率で79.3%の減となりました。看護師奨学金及び扶養手当の返還で、令和4年度は看護師奨学金の一括返還があったためでございます。

続きまして、上段右側の表になりますが、支出の1款病院事業費用は16億9,277万7,000円で、前年度と比較して額で9,243万8,000円、率で5.8%の増となりました。

内訳につきましては、1項医業費用は16億1,710万7,000円で、前年度と比較して額で8,544万9,000円、率で5.6%の増となっております。医師、看護師の増、看護師等の処遇改善に伴う給与費の増、入院・外来患者の増、手術件数の増に伴う材料費の増が主な要因となっております。

2項訪問看護ステーション費用は3,496万8,000円となりました。主なものは、給与費で

3,313万3,000円となっております。

3 項医業外費用は4,070万2,000円で、前年度と比較して額で436万1,000円、率で12%の増となりました。外来非常勤医師との労働紛争の和解金300万円及び法律相談費20万1,000円に係る雑損失の計上が主な要因となっております。

4 項特別損失はありませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出でございますが、左側の収入の表、1 款資本的収入は1 億3,597万2,000円で、前年度と比較して額で785万3,000円、率で5.5%の減となりました。

内訳ですが、1 項企業債は1 億740万円で、前年度は成田国際空港周辺対策特別交付金があったため皆増で、1.5テスラ超電導磁石全身用MR装置、超音波診断装置等の医療機器整備、来客用駐車場改良工事、1 階患者用トイレ等改修工事設計積算業務委託、受水槽改修工事設計積算業務委託の施設整備に係る借入れを行いました。

2 項出資金は2,766万8,000円で、前年度と比較して額で336万9,000円、率で13.9%の増となっております。企業債の元金償還金分及び施設改修工事や医療機器購入等に伴う財源として、町一般会計からの繰入金2,759万2,000円と匝瑳市からの負担金7 万6,000円でございます。

3 項補助金は90万4,000円で、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児診療体制整備補助金でございます。

続きまして、右側の表、支出であります。1 款資本的支出は1 億6,155万8,000円で、前年度と比較して額で1,224万2,000円、率で7 %の減となりました。

内訳といたしましては、1 項建設改良費は1 億2,453万1,000円で、前年度と比較して額で556万8,000円、率で4.3%の減となりました。令和5 年度は電話交換機更新工事766万円があったためでございます。

2 項企業債償還金は3,702万7,000円で、前年度と比較して額で667万4,000円、率で15.3%の減となりました。これは令和4 年度で平成29年度のデジタルエックス線テレビシステムに係る借入れが完済したことによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額2,558万6,347円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

以上、議案第17号 令和5 年度横芝光町病院事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第11号から議案第17号までの令和5年度各会計決算の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から、令和5年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

大木薫代表監査委員。

○監査委員（大木 薫君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月20日、21日、22日の3日間にわたり、令和5年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告をさせていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関連法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたかを審査しました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は、今後見込まれる大規模事業の展開等により、今以上に厳しい状況が想定されることから、財源の確保に努め、将来的に歳入歳出の均衡を保つ適正な財政運営を行うよう要望いたしました。

次に、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などはいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りないものと認めら

れました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行と併せておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、東陽病院を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、公立病院としての使命感を持ちつつ、更なる効率的な経営に努めるとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載しましたので、省略させていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（鈴木輝男君） 次に、報告第1号ないし報告第3号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案・報告つづり25ページをお願いいたします。

初めに、報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告するものでございます。

今回、一般会計で報告する事業は1事業で、報告書記載の5款農林水産業費、1項農業費の農地事務費（農業振興地域整備計画策定業務）です。本業務は、社会情勢の変化に適切に対応するため農業振興地域整備計画の見直しを行ったもので、令和2年度から4年度まで3か年の継続費を設定し、関係機関との協議に時間を要したことから、令和4年度末に事故繰越しの手続を行い、令和5年度に事業を終了いたしました。全体計画額は1,045万円、実績額は同額の1,045万円でございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号及び報告第3号につきましては、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく議会への報告事項であります。

27ページをお願いいたします。

報告第2号 令和5年度健全化判断比率の報告についてであります。

財政健全化法では、中ほどの表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費

比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率としています。4つの指標それぞれが標準財政規模に対する割合で示されます。令和5年度決算では、一般会計、特別会計ともに赤字がありませんでしたので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。実質公債費比率は5.1%で、前年度と比較して0.1ポイント低下しました。また、将来負担比率は、基金残高など、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、表示しておりません。

表中、括弧書きの数値は、横芝光町の早期健全化基準を参考までに記載したものです。この数値を1つでも超えると町は財政健全化計画を策定しなければならず、さらに実質赤字比率が20.0%、連結実質赤字比率が30.0%、実質公債費比率が35.0%を1つでも超えると財政再生計画の作成が義務づけられることとなりますが、当町のいずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営がされているものと判断しております。

次に、29ページをお願いします。

報告第3号は、令和5年度資金不足比率の報告についてであります。

資金不足比率は公営企業を対象としたもので、令和5年度決算における当町の公営企業の資金不足比率につきましては、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上で報告第1号、報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 報告第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 報告第4号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計継続費の継続年度終了による精算についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙、議案・報告つづり31ページをお願いいたします。

報告第4号 介護保険特別会計継続費の継続年度終了による精算について。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告するものであります。

今回、介護保険特別会計で報告する事業は1事業で、報告書記載の1款総務費、1項総務管理費の一般管理費（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務）です。本事業は第9期計画として策定したもので、令和4年度、5年度の2か年継続事業であります。全体計画額が704万円、実績額は363万円で、年割額と支出済額の差につきましては、契約結果によ

る執行差金であります。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 報告第5号について、産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） 報告第5号 令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費の継続年度終了による精算についてご説明申し上げます。

資料につきましましては、ピンクの表紙、議案・報告つづりの33ページ、お願いしたいと思います。

報告第5号 横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費の継続年度終了による精算について。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告するものでございます。

令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書をご覧くださいと思います。

2款事業費、1項事業費、維持管理費（公営企業会計法適用移行業務）。本事業は、公営企業会計へ移行するための固定資産台帳の整備、各種システムの整備、打切り決算等の専門的な業務を委託したもので、令和3年度から5年度の3か年継続事業でございます。全体計画が1,837万円、実績は1,826万円、比較は11万円で計画どおり実施されました。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時25分とします。

（午後 3時12分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

○議長（鈴木輝男君） 提案理由説明を続けます。

報告第6号及び報告第7号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） それではまず、報告第6号について、補足説明させていただきます。

町長から提案理由説明がありましたとおり、小田部町営住宅36号の前で職員が草刈り作業中、付近に駐車されていた車の後部ガラスを破損した事故に係る和解と損害賠償額について専決処分いたしましたので、これを議会に報告するものであります。

ピンク色の議案つづり35ページ、報告第6号をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

ページをめくっていただき、37ページ、専決処分書でありまして、示談日の令和6年6月13日付で専決処分を行ったものであります。

次に、39ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより内容をご説明いたします。

相手は記載の匝瑳市在住の方でございます。

和解の要旨につきましては、令和6年5月24日、町職員が横芝光町小田部678番地町営住宅36号の前で、草刈り作業中に生じた飛び石で相手方が駐車していた車両の後部ガラスを破損した事故につきまして、町はその損害を賠償するものでございます。

損害賠償額につきましては、29万1,900円として和解し、示談しております。

続きまして、報告第7号についての補足説明をさせていただきます。

町長から提案理由説明がありましたとおり、町道C033号線の道路瑕疵に係る車両の損傷に対する和解と損害賠償額について専決処分いたしましたので、これを議会に報告するものであります。

ピンク色の議案つづり41ページ、報告第7号をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

ページをめくっていただき、43ページは専決処分書でありまして、示談日の令和6年7月16日付で専決処分を行ったものであります。

次に、45ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより内容をご説明いたします。

相手方は、記載の町内在住の方でございます。

和解の要旨につきましては、令和6年2月27日、和解の相手方が運転する車両が、町道C033号線横芝光町横芝2401番地先、県営大島団地付近を走行中、排水路の橋と道路舗装のつ

なぎ目の段差を通過した際に発生した車体下部のオイルタンク及びマフラーパイプが損傷した事故につきまして、町はその損害を賠償するものでございます。

損害賠償額につきましては、5万6,980円として和解し、示談しております。

なお、事故が発生した箇所につきましては、補修対応済みでございます。

以上、報告第6号、7号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 報告第8号及び報告第9号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） それでは、報告第8号及び報告第9号の専決処分の報告につきまして、町長から提案理由説明がありましたが、私から補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり47ページをご覧ください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任により専決処分できる事項として指定されている100万円以下の和解案件でありましたので、専決処分とし、議会に報告するものでございます。

49ページは専決処分書となり、51ページが決定内容でございます。

続きまして、53ページをご覧ください。

こちらも100万円以下の和解案件でありましたので、専決処分とし、報告するものでございます。

この2件は、同一事案によるものでありますので、一括して内容の説明をさせていただきます。

去る令和6年6月23日日曜日になりますが、この日の夕刻に東陽食肉センター内の枝肉カット処理室に設置してある冷蔵庫が故障していることが判明し、冷蔵庫内の温度が通常よりも上昇をしたことで、冷蔵保管をしていた豚の骨の品質が悪くなりました。これにより、スープの原材料として使用されるなどとしている豚の骨の販売ができなくなり、この補償について冷蔵庫の利用者である業者2社と和解し、それぞれ損害賠償額を決定したものでございます。

損害賠償の相手方及び損害賠償額につきましては、それぞれ51ページ及び57ページの下段に記載のとおりでございます。

なお、故障した冷蔵庫につきましては、部品交換及び冷却用ガスの注入を行う修理を翌日

に実施いたし、同日の夕刻には復旧をいたしました。

以上、報告の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第2号 令和5年度健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和5年度資金不足比率の報告について、報告第4号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第5号 令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第6号ないし報告第9号の専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

ここで休憩します。

再開は午後3時50分とします。

（午後 3時34分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時47分）

○議長（鈴木輝男君） このたびの正副議長の改選に伴い、休憩中に総務経済常任委員会が開かれ、副委員長に変更がありましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（古作健二君） それでは、ご報告いたします。

総務経済常任委員会副委員長に市原成一委員でございます。

○議長（鈴木輝男君） 総務経済常任委員会の副委員長については、事務局の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（鈴木輝男君） 次に、休憩中に小倉弘業議員から、議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小倉弘業議員の退場を求めます。

〔6番議員 小倉弘業君退場〕

〔追加日程配付〕

◎議会運営委員会委員辞任の件

○議長（鈴木輝男君） 追加日程第2、議会運営委員会委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。

願いのとおり、小倉弘業議員の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、小倉弘業議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

小倉弘業議員の入場を許可します。

〔6番議員 小倉弘業君入場〕

○議長（鈴木輝男君） 小倉弘業議員に申し上げます。

願いのありました議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

◎日程の追加

○議長（鈴木輝男君） ただいま議会運営委員会委員1名が欠員になりました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（鈴木輝男君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に市原成一議員を指名いたします。

ただいま指名した市原成一議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、市原成一議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩します。

再開は午後4時5分とします。

（午後 3時54分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時05分）

◎日程の追加

○議長（鈴木輝男君） このたびの議長の改選に伴い、八匠水道企業団議員が1名欠員となっています。

お諮りします。

この際八匠水道企業団議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、八匠水道企業団議員の選挙を日程に追加することに決定しました。

◎八匠水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木輝男君） 追加日程第4、八匠水道企業団議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。

八匠水道企業団議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認め、指名推薦とすることに決定いたします。

重ねてお諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認め、議長が指名することに決定いたします。

八匠水道企業団議員に霞浩子議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいまの指名どおり霞浩子議員を八匠水道企業団議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認めます。

よって、霞浩子議員が八匠水道企業団議員の当選人に決定しました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました霞浩子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎休会の件

○議長（鈴木輝男君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月4日から9月9日まで、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認めます。

よって、9月4日から9月9日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木輝男君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時10分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)

令和 6 年 9 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁	君	
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克	征	君
16 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	副	町	長	山	田	智	志	君					
総	務	課	長	渡	邊	奨	君	企	画	空	港	課	長	加	瀬	淳	一	君	
財	政	課	長	郡	司	勇	君	環	境	防	災	課	長	平	野	和	美	君	
税	務	課	長	佐	久	間	真	一	君	住	民	課	長	小	川	健	二	君	
産	業	課	長	若	梅	吉	伸	君	都	市	建	設	課	長	鵜	澤	順	一	君

福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君	健 康 こ ど も 長	野 村 浩 光 君
食 肉 セ ン タ ー 長	林 栄 君	課 東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	事 務 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	教 育 長	北 田 勝 也 君
		社 会 文 化 課 長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木輝男君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木輝男君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木輝男君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問いたします。

今年は例年以上の酷暑続きでしたが、夏のレジャーに海や川での水遊びや釣り等をなさった方も多かったと思います。同時に、夏休み中の水の事故の悲しい話は必ずと言っていいほど聞きます。自然豊かな当町では、海、川、池と多くの水辺で楽しむことのできる場があり、町内はもとより町外、他県からも観光客が訪れます。

そこで、今日は水辺の安全確保についてを1番に、2番目として学校教育についての大綱2点について質問いたします。

最初に、（1）海の安全確保についてお尋ねします。

季節により海水浴や釣り、パラグライダーなど、海辺ではいろいろな楽しみがありますが、①として、過去に起きた事故や問題点はどのようなものがあるのかを教えてください。②に、そのような事故や問題点に対して、町として年間を通してどのような安全対策を行っていかすか。

ここ数年、海離れが進み、海水浴客はピーク時から約40年間で10分の1に減少し、人手不足や利用客のマナー違反などを理由に海水浴場を開設しないケースも相次ぎ、全国の海水浴場の数も約7割になっているといいます。当町でも夏のシーズンは海水浴場を開設していますが、③として、町内の海水浴場の現状と、海水浴場、海水浴客の安全対策はどのようになっているのかを教えてください。また、季節を問わず海釣りを楽しんでいる人々も見かけます。④に、釣り人に対しての安全対策の状況についてお聞きします。

次に、（2）川の安全対策についてお尋ねします。

8月中旬、熊本県天草市にある滝の周辺で、水遊び後に体調不良を訴える人が相次いだという報道を聞きました。川の水が原因のノロウイルス感染症ではないかということですが、水に溺れたり岩場でけがをしたりする以外にも、改めて水遊びでの危険を知ることとなりました。

そこで、①町内で過去に起きた事故や問題点をお聞きします。そして、その問題点に対して、または事故を未然に防ぐために、②現在町が行っている安全対策はどのようなものがありますか、お願いします。③として、現在、栗山川の護岸工事が進められ、川沿いではサイクリングロードの看板も立てられています。サイクリングロードの途中で釣り人の駐車場としての利用も見られ、すれ違いもできない道幅のロードを走っていく車は、歩行者や自転車にとっては少し危険なようにも思えますが、どのように安全対策が取られているのでしょうか、教えてください。

（3）として、小中学校での安全教育についてお聞きします。

特に夏休みの間は、川や海で子供の悲しい事故が聞かれます。交通事故を学校における安全教育で大きく減らしてきたのと同様に、水の事故も教育の力でなくしていくことができるのではないかと考えますが、当町ではどのような取組がなされているのか教えてください。

次に、大綱2点目、学校教育について質問します。

初めに、町内小中学校の児童生徒の学力向上に向けた取組について4点お聞きします。

今年も文部科学省により、4月18日に全国学力・学習状況調査が実施され、7月19日に結果について公表されたところですが、①当町の児童生徒の学力についてどのように分析がなされましたか。②そこで見つかった課題があれば教えてください。③そのような課題に対してどのような手だてをもって改善を図っているか。現在行われていること、そして、④として、これからどのようなことを計画しているのか、お聞きします。

次に、当町では、平成26年より町内小中学校の児童生徒並びに教員を対象に、児童生徒の

学力並びに教員の学習指導力を高める目的から、町内小中学校に対して学力向上推進モデル校を指定し、学力の定着及び学習能力のさらなる向上を図るという目的で、学力向上推進計画実施事業が行われています。5月と2月の2回、学力向上推進委員会が開かれていますが、①学校での取組にどのように連携し、関わっているか教えてください。この学力向上推進計画実施事業は令和6年までとされていますが、学識経験者からは、今後も学力向上事業の継続をお願いしたいとの意見が上がっています。今後は教育委員会として、この学力向上委員会にどのようなことを期待しているのですか。

以上、大きく2点、私からの壇上での最初の質問といたします。答えにくい部分もあるかと思いますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） 鈴木議長の下、9月の定例会最初の答弁の機会をいただきまして、大変光栄に思っております。今後とも丁寧で分かりやすい説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、森川貴恵議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱2点目、学校教育についてにお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

横芝光町教育委員会では、教育・文化における基本構想の3本の柱として、学力向上、心の居場所づくり、働き方改革を掲げ、重要なこととして取り組んでおります。

初めに、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みは、児童・生徒の学力についてどのように分析しているかと、課題は何かにつきましては、関連性がございますので併せてお答えさせていただきます。

令和6年度の全国学力・学習状況調査は、4月18日に町内小学校6年生及び中学校3年生全員に国語、算数・数学、児童生徒質問紙を実施いたしました。調査結果から、国語及び算数・数学において、全体的に全国平均を下回っていますが、特に領域別では読むこと、問題形式では記述式に課題が見られました。国語では、自分の考えをまとめたり、必要な情報に着目して要約することに課題が見られ、説明や論述、話し合い等の言語活動を工夫することが重要であると考えられます。また、算数・数学では、数学的な表現を用いて説明したり、筋

道を考え証明したりすることに課題が見られ、普段の授業から自分の考えを表現する場面の設定や、筋道を考え言葉や図を用いて説明できるよう指導する必要があると考えられております。

次に、問題解決のためにどのような手立てを行っているかでございますが、まず、1人1台端末（タブレット）を積極的に活用し、個別最適な学びの実現と、自分の考えをまとめる、他者と共有する協働的な学びの場면을意図的に設定する等、教員の授業改善とともに推進しております。

また、町内小中学校の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、土日の1日における学習時間では、1時間未満であると回答した小学生は約85%、中学生は約75%となっております。家庭での学習についても学力向上に大きく影響しますことから、家庭における基本的な生活習慣の確立や、学ぶ意味についての理解、家庭学習の習慣や読書習慣の確立等の重要性について、教育委員会では家庭学習の手引きを作成し、保護者へ働きかけを行っております。

このほか、学力向上に主眼を置いた加配教員の配置を千葉県教育委員会に要望しており、令和6年度は、少人数指導加配を5名、専門教科を指導する専科教員を4名、算数・数学科の指導を支援する学習サポーターを3名配置し、学力の向上と教育環境の整備に取り組んでいるところでございます。

次に、課題解決のためにどのようなことを計画しているかでございますが、まず、各学校における学力向上を図るための取り組みを推進していくため、町では平成26年度から学力向上推進モデル校を設置し、先進的に3年間の調査研究を行い、その成果を各小中学校に普及させています。また、モデル校の指定を受けた学校は、授業等を通して実践的に課題解決の視点を分析・整理し、学力向上を図るための具体的な方策に取り組んでおります。

このことに伴い、学力向上推進委員会を設置し、毎年5月と2月の年2回、各学校の学力向上担当や研究主任等とともに、町の現状や課題、目標や対策等について周知し、全校が共通理解のもと課題解決に向けて取り組んでいます。

また、当町独自の事業といたしまして、中学生を対象とした中学生夏休み勉強会を実施しており、令和6年度は7月22日から8月23日までの22日間で延べ582名の参加がありました。20名の講師を配置し、生徒の自主的な学習を支援するとともに、学力向上に資するよう努めております。

このほか、世界で活躍できるグローバルな人材を育成するために、全中学生を対象に1人

年1回に限り英語検定の受験料の全額を助成しているとともに、教育委員による学校訪問を各校年1回実施し、授業参観を行っています。

次に、学力向上推進委員会の学校での取り組みにどのように連携し、かかわっているかでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、学力向上推進委員会を毎年5月と2月の2回実施しており、全国学力・学習状況調査や千葉県標準学力検査等の結果から、当町の現状や課題、目標や対策について周知し、各学校での学力向上に向けた取り組みについて共有しています。

最後に、今後どのようなことを期待しているかでございますが、当町小中学校の課題を解決するとともに、千葉県標準学力検査では県平均以上、全国学力・学習状況調査においては全国平均を超えることができるよう期待し、今後も学校へ指導してまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） おはようございます。

森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、水辺の安全確保についての海の安全確保はのうち、過去に起きた事故や問題点はどのようなものがあるか、年間を通して、現在当町が行っている安全対策は、釣り人に対する安全対策はと、川の安全確保はについてお答えいたします。

初めに、海の安全確保はの、過去に起きた事故や問題点はどのようなものがあるかですが、平成26年度から令和5年度までの過去10年間の事故等について匝瑳市横芝光町消防組合及び山武警察署に問合せしたところ、海岸に救助または事故等で出動した件数は8件で、主な出動要因といたしましては、サーフィンや釣りの最中に人が流された、防波堤から釣り人が海に落ちたという状況でございました。これらはレジャー中に起きた事故であり、当事者の不注意によるものと想定されることから、事故発生に係る管理上の問題にはなっておりません。

次に、年間を通して現在当町が行っている安全対策はであります。海の安全対策につきましては、海水浴場以外、町は実施しておりませんが、海岸の管理者である千葉県山武土木事務所に問い合わせしたところ、年間を通して海岸パトロールや海岸保全施設の点検等を実施しているとのことでありました。

次に、釣り人に対する安全対策はであります。栗山川漁港の防波堤について、千葉県

銚子漁港事務所により立入禁止措置が講じられており、立入禁止の看板が設置され、安全対策が行われております。

次に、川の安全確保はの、過去に起きた事故や問題点はどのようなものがあるかですが、平成26年度から令和5年度までの過去10年間の事故等について、匝瑳市横芝光町消防組合及び山武警察署に問い合わせしたところ、川に救助または事故等で出動した件数は9件で、主な出動要因といたしましては、人が流されている、車両が転落している、車と自転車が接触したなどでした。事故発生に係る管理上の問題点は特定できておりませんが、交通安全対策につきましては、山武警察署と協議し対応を行っております。

次に、現在、当町が行っている安全対策はと川沿いのサイクリングロードの安全対策については、関連性がございますので併せてお答えさせていただきます。

栗山川は、海岸と同じ千葉県山武土木事務所が管理しておりますが、令和4年度から堤防の管理用道路が順次舗装され、住環境の向上に繋がっております。町では、令和5年2月に千葉県と締結した栗山川遊歩道の管理に関する協定書に基づき、左岸は栗山橋から河口までの6.87キロメートル、右岸はふれあい橋から河口までの6キロメートルについて、堤防の交通安全対策を行っております。年2回の除草のほか、管理用道路と町道が交差する交差点に「交差点注意」などの路面標示を設置したほか、自動車や自転車が誤って川に転落しないようにするため、運転者に対し注意を促す大型反射板を設置いたしました。また、堤防を走るサイクリストも増加していることから、町では、今年度、河口からの距離を示した路面標示を1キロメートルごとに設置する工事などを行っております。

今後も県と協力し、海や川の安全対策に努めてまいります。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） おはようございます。

森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、水辺の安全確保についての海の安全確保はのうち、海水浴場、海水浴客の安全対策はにお答えいたします。

海水浴場につきましては、毎年、海水浴場シーズン前に海岸が海水浴場に適しているかを確認するため、専門の業者へ委託し、海の状況及び地形についての調査を実施しており、本年度の調査結果で、木戸浜海岸につきましては、波は高く潮流も流速が速い等海水浴場に適さないとの結果でございました。一方、屋形海岸につきましては、遊泳区域外で大きな離岸

流が見られたものの、遊泳区域内では支障のない潮流の状況でございました。

このようなことから、来遊する海水浴客の安全を考慮し、木戸浜海岸を不開設、屋形海岸のみ7月13日から8月18日までの37日間を海水浴場として開設したところでございます。

海水浴場開設の安全対策につきましては、町及び協力団体の観光まちづくり協会や匠瑤市横芝光町消防組合横芝光消防署等で組織する横芝光町夏期観光安全対策本部を設置し、期間中に横芝光町に来遊する海水浴客等の安全と地域環境の保全等を図ってまいりました。また、来遊する海水浴客に万が一の事故があった場合の対策に万全を期することを目的として、海岸での監視・救助・救護活動の専門業者に監視業務を委託し、開設期間中全てにライフセーバーを配置したほか、木戸浜海岸を含めて町内海岸全域を定期的に町職員でパトロールを実施し、海岸へ来遊した方々へ注意喚起を行う等、安全確保に努めたところでございます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） おはようございます。

森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、水辺の安全確保についてのうち、小中学校での安全教育はどのように行っているかについてお答えいたします。

小学校学習指導要領の体育編では、第5学年及び第6学年の内容、水泳運動の知識及び技能の安全確保につながる運動として、背浮きや浮き沈みをしながらタイミングよく呼吸したり、手や足を動かしたりして続けて長く浮くことができるようにするとしています。けがの防止としましては、人の行動や環境が関わって発生していることを理解できるようにする、水の事故などの防止には、安全な環境をつくる必要があることを理解できるようにするとされていますことから、町内小学校では、水泳の授業を通して水の事故防止に努めているところであります。

また、中学校学習指導要領の保健体育編では、学びに向かう力・人間性等において、水の安全に関する事故防止の心得を遵守するなど、健康・安全に留意することとされています。さらに、小中学校ともに、より現実的な安全確保につながる運動の経験として、着衣をしたままの水泳運動を指導に入れることも大切とされ、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて取り扱うことができるとされています。

このようなことから、社会文化課では、小学校の水泳授業を活用し、毎年希望する学校へ

水辺の安全教室を実施しており、服を着たまま落水したことを想定した着衣泳や、落水した際の浮遊を体験するペットボトル浮きや背浮きを実際に体験し、実体験を通して自分の命は自分で守るというセルフレスキューの意識や知識、技能を身につけ、安全に楽しく水辺で活動できるよう指導しております。

また、文部科学省や千葉県教育庁から、水難事故防止の啓発資料や夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発などの周知依頼があり、町内小中学校の児童生徒に対し周知及び指導をしております。

今後も体育科の授業では、学習指導要領に基づき適切に水泳等の指導を通して安全教育を行っていくとともに、水難事故防止の周知及び指導を引き続き行ってまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず、海の安全確保のことについて少し深くお尋ねします。

先ほど課長のほうから、栗山川漁港の防波堤は千葉県銚子漁港事務所により立入禁止措置になっているというお話を聞きましたが、そもそもそこへ入って、よくテレビとかで見のんですが、ハマグリを取ったりだとか、サザエを取ったりだとか、そういうこっそり取っている人たちの取材をやっているテレビ番組を見ました。漁業権の問題等で、当町ではそのようなことがあるのかないのか教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 密漁ということだと思いますけれども、当町でも気がつかないところであるのかなとは思いますが、密漁の対策といたしまして、漁協や県、海上保安庁などが海岸の入り口に看板を設置しております。漁協や取締り機関であります警察、海上保安部などがパトロールを年間を通してやっている状況になっております。あと、町の広報紙に、年一度ですけれども、密漁についての記事というのを掲載しております。

以上になります。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） それでは、テレビで見るといざこざが起きたりとか、カキの殻をぼんと捨ててそれがけがにつながったりだとか、そういうトラブルは当町では目立ってまだ起きていないと理解してよろしいですか。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） そういうことは目立っては起きていないと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

海のレジャー中に起きた事故は、当事者の不注意によるもので事故発生に関わる管理上の問題にはなっていない、それから密漁もまだトラブルになっていないということで、ほぼ海の安全が確保されているということで安心いたしました。今後ともしっかりと管理のほうをお願いいたしたいと思います。

次に、川の安全についてお尋ねしたいのですが、海にも関わってくるのですが、川でも釣りをやっている方を見かけます。そこで釣った魚というのを持ち帰っている方とか、草の上にぼんと捨てちゃっている方もたまに見かけるのですが、そもそもこれはおうちで食べられるような、安全管理上は問題ないのかお尋ねしたいのですが。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 釣った魚を持ち帰られるのか、食べられるのかという点でまず先にお答えしたいと思いますけれども、一応釣りをを行うのは自由ですけれども、先ほど産業課長から回答があったように、漁業権が設定されている資源につきましては持ち帰りが禁止されていると思われます。例えばシラスウナギなどは、栗山川では捕獲することが禁止されています。

水質の問題については環境面のほうでございますので、都市建設課からではなくて環境のほうからお答えさせていただきます。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 森川議員のご質問の川の水質の関係でございますが、環境防災課のほうでは、栗山川の汚染等、そういったものの水質保全について協議する栗山川汚染防止対策協議会というものが設置されておりまして、そちらの事務局をしております。

先ほどのご質問の、持ち帰って魚が食べられるかどうかというところに対しては、細かいそういうものはありませんのではっきりお答えできないんですが、水質につきましては、九十九里水道企業団がこちらの協議会で水質検査を行ったものを報告しておりまして、これにつきましては、年5回水質検査を行っておりまして、過去10年間の経緯を見た場合に、特に水質が大きく悪化しているとか、そういった傾向はないということで報告されています。また、検査項目で異常値が確認されたということは報告されておりませんので、大きく栗山川

の水質が現在悪い、汚染されているという状況ではないということにはなると思います。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

先ほども壇上でお話ししたのですが、といいますのは、熊本県で8月に滝の周辺で川遊びをしていた方たちが100人以上も体調不良を訴え、それでノロウイルスが検出されたということで、町は、入らないように、遊ばないように呼びかけておりました。そういう心配があるよ、前もってノロウイルスがあるよとか、そういう状態なのか、また、ノロウイルスが検出されたとか、そういう危険性も町は把握できるのか知りたいのですが。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 先ほどのお話と関連して、栗山川の水質の関係になると思うんですけども、先ほど申し上げた調査結果の中で細かく見ますと、大腸菌群だとか、そういったものが当然検出をされております。先ほどのニュースのお話もあったんですが、遊泳という視点で考えますと、その基準を満たしているかということ、必ずしも栗山川のほうは遊泳のできる基準を満たしているとは言えないものではないかとは思いますが。ただ、それに対しての細かな調査を行っているわけでもありませんので、あと、遊泳場という形で開設している川ではないので、こちらについては、きちんとした形で泳ぐのに適しているという回答はできないと思います。

また、栗山川につきましては遊泳場として開設していないので、川で遊ぶという形で自己責任の中で川を利用される方はいらっしゃると思うんですけども、ニュースに出たような子供たちが川に潜って遊んだりだとか、そういったようなものにはあまり適さないのかなという水質検査の状況になっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

ちょっとずれてしまうかもしれませんが、橋の上から川を見ていて大変気になったことがあって、それは何かと申しますと、特定外来生物のナガエツルノゲイトウとかいうのが千葉県印旛沼辺りでも大繁殖しているらしいです。それは草刈機で刈ったら飛び散ってしまっ、それはやめるようにという、いかにも注意というような、こういうのをネットで見つけました。それで、駆除にすごい手間がかかって、これがもし水田等に入ると本当に駆除が大

変になるということで、栗山川にはそういう川幅を狭めている植物が大変あるのですが、あれはナガエツルノゲイトウですか。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） お答えいたします。

ナガエツルノゲイトウだと思われます。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 大分川幅が狭まっていて、水があふれてきたり、あれがつながって流れていって水田に入ってしまうとか、そういう心配はないのかなと、見るたびに結構増えていて心配なのですが、川の安全と言えば安全だと思いますが、早めに駆除の手だては取ってなくていいのでしょうかとすごく気になっていますが、いかがでしょう。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 現在、管理者である千葉県が除去対策に乗り出しております、実際に栗山川でも横芝堰よりも上流側で今年度は除去対策が行われております。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 外来種は、もともとあった植物とかをだんだん追いやってしまって生態系が崩れてしまうと魚たちにも悪いかなど。あと、水田へ入ってしまうとお米の収穫にも大分打撃を与えるのではないかと思いますので、駆除のほうなるべく急ぐように手だてをお願いしたいところです。

また、道路のほうへ戻りますが、川沿いの道の安全管理は千葉県山武土木事務所や千葉県と締結した協定書により管理されていることが分かりました。ただ、あそこの栗山川沿いの道なのですが、一応サイクリングロードの看板が立っております。特に夜とかガードレールもないところを車両が突っ走っていくのは非常に危険だと思われますが、あそこを一部だけでも車両進入禁止みたいな感じで、純粋にサイクリングを楽しんでくださいみたいな形にはできないのでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 河川の管理用道路につきましては、河川を管理するための道路ということで、日常生活の通り抜け、それから高速で通行したりすることは望ましくないというふうに考えております。通行止めの対応につきましては、使用実態をしっかりと見ながら、管理者の千葉県と相談してまいりたいと思っておりますが、全線を通行止めにするというのは、これまでの管理上全線をというのは厳しいんじゃないかというふうに感じておりま

す。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すれ違いもできないようなところを結構なスピードで車両が通過して、自転車やお散歩している方たちは極度によけなくてはいけないので、その辺、少しでも改善されるようお願いしたいところです。

あと、ナガエツルノゲイトウは、本当に日に日に勢力を増している気がしますので、一刻も早い処置が必要ではないかと思われます。

次に、3番の小中学校での安全教育について、水の安全教育についてお尋ねします。

プールの授業がだんだん減っているということで、やはり教職員の働き方改革の問題が多いのかなと。当町では、いろいろ着衣水泳やペットボトル浮きとかなさっていて、とてもいいと思いますが、それは夏休み中になさっているのか、それとも夏休みのプール登校日みたいなものがあるのか。児童生徒は暑い中、炎天下のプールの中で日焼け止めなどの措置をしてプールに入ってもいいものか、その辺お尋ねしたいですが、よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

今、2点のご質問だったと思います。まず初めの夏休みの水泳指導につきましてですが、当町では夏休みの水泳指導はしてございません。水泳指導につきましては、1学期の6月の中旬から7月中旬までの授業時間の中で行っているところでございます。

また、次の日焼け止めの使用につきましてですが、屋外で水泳授業を行っております小学校の例で申し上げますと、横芝小学校では、保護者の判断でラッシュガードの着用を認めているところであります。このラッシュガードというのは服であります。パーカーとかTシャツのようなものでありまして、特徴としてはポリエステルとかナイロンとか、速乾性に優れているような服なのだそうです。こちらの着用を認めているところでございます。

また、上堺小学校では、こちらにも申出があったときにラッシュガードの着用を認めているというところであります。日焼け止めについては、両校とも学校から特に通知はしておりませんで、このラッシュガードによつての対応をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 夏休み明けに、小学生とか中学生が真っ黒になって、身長も数センチ

伸びてやってきた、それはもう10年前、15年前のことなのかなと、ちょっと寂しい気もいたしますが、今はスイミングスクールも充実しておりますので、純粋に泳力をつけたいとか、そういう子はそちらのほうへ行くのかなと、日焼けの心配もないですしと思います。

ただ、クロールなどの泳法だけではなく、水難事故に巻き込まれた際の浮き方なども教わったりとか、日頃から、自分の泳力はこのくらいだからあまり遠いところに行ってはいけないとか、友達もこのぐらいしか泳げないから一緒に遊ぶときは気をつけようとか、そういうことを授業で学んでいくので、学校の水泳は、やはり水泳の授業をやる必要があると私は考えます。教員の働き方改革とか、プールの授業が取りやめになる学校が相次いでいますが、教育長は学校での水泳の授業を今後どう計画というか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 森川貴恵議員の水泳学習についてということでお答えさせていただきます。

確かに水泳というのは全身の運動で、とてもいい運動の一種だと思います。体育の年間指導計画の中の多分10時間ぐらいは、小学校あたりだと計画があるかと思います。中学校につきましては、これは水泳と幾つかの種目の中でそのどれかをやるというような形になっていますので、多分中学校のほうは学校の中ではやっていない状況かと思います。

それで、着衣泳についてですけれども、水泳学習というのはもう本当に個人差があるので、水泳学習のときには、初級、中級、上級みたいな形で、習熟度別に多分学習のほうは進められると思います。いろいろ水泳学習でも時々事故が起きたりしておりますので、その水泳学習については、特に水の中に入る職員、それから陸の上で観察をする職員ということで、非常に体制に気をつけながら指導のほうをさせていただいております。

それで、先ほどの課長のほうに追加なんですけれども、本町ですと、白浜小、光小、それから日吉小学校につきましては、町内に光町の水泳の室内のB&Gがありますので、そちらのほうで水泳学習をしていて、それにつきましては非常にありがたい状況です。なぜかという、ポンプは動かさなくていいし、水の管理もしなくていいし、外からいろんな虫が入ってくる対応も、中ですので安心して、塩素濃度につきましても非常に安心した水泳学習ができております。

着衣泳については、これは泳力とは全く私は別だと思います。服を着たまま、特に靴とか靴下とかを履いて水の中に入ったときに、とんでもない重力というんでしょうか、身動きできない状況、そんな中でもがいたり、泳げるかと思って泳いだりした場合に、すぐ体力を消

耗し命取りになる場合というのもあるということを聞いておりますので、着衣泳の実技というのは非常に大事な学習の一つであるというふうに私は考えております。室内のB & Gのプールを借りるときにも、ちょうどプールの水がある程度使って、ある程度汚れてきたときに、着衣泳というのを計画的に学校と対応しながら活用させていただいております。

まとめませんが、以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

私は、自分が小中学生のときはプールが大嫌いで、よく仮病を使いましたが、今の子は幸せだなと今の話を聞いて思いました。そういう水泳教室だったら私も参加したかったです。

次に、2番目の学校教育についてお尋ねします。

児童生徒の学力向上に向けた取組の中で、課題解決のためにどのような手だてをやっているかということで、当町の児童生徒は家庭学習の習慣をつけなくてはいけない、それからタブレットを1人1台使ってやっているということでしたが、千葉日報を見ていたら、学校の通信速度は8割が不十分だそうです。それが大規模校ほど大きくてというのを、全国の公立小中学校のうち、規模に見合ったインターネットの通信速度を満たしている学校はたったの22%だということでしたが、当町の通信速度というのはどうなのでしょう、お尋ねします。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 各町内の小中学校のICTの状況ですけれども、特に遅いとか、それからなかなか使い勝手が悪いという状況が時々委員会のほうにも入ってきます。でもそのときには、必ず教育委員会のほうを担当が急いで出向き、あとその機械を取り入れた業者とも対応しながら進めております。それで、先ほど二十数%と言っていましたけれども、学校差はありますけれども、大変有効にタブレットもほぼほぼ持ち帰り、家庭でドリルとか、それからあと学校からの連絡とかということで、非常に効率よく使っている学校もあるし、あと、ICT支援員の研修会等でも、各学校の状況等をお互いに共有しながら、うちの学校はちょっと進んでいるとか、ちょっと遅れているなということを確認しながら進んでおりますので、大きな問題というのは今のところ出ていない状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、新聞に書いてあるほどでも、当町の状態は悪くなかったということで安心いたしました。

それで、いろいろ学力向上のためにやっていること、もう再三お聞きして、英検だとか、それから夏休みの勉強会とか、そういうことも、何度も教育長のほうから聞いております。それから、加配の職員が、少人数が5名、専科が4名、それからサポーターもいるというふうにお聞きしましたが、国語の力を伸ばすには、図書館の本だとか、図書館の本ではなくてもいいですが、そういうのを手助けしてくれる大人や先生が必要、それから、少人数にして、上のほうの子はというか、学力がもともと高い子は自分で勝手に勉強するからいいやではなくて、そういう子ももっと伸ばしてあげるような手だてがあるのか。それから、夏休み勉強会の講師の件ですが、すごい大人ではなくて、中学生ぐらいの子が小学生を教えると中学生も勉強になったりとかするのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 森川議員のご質問にお答えさせていただきます。

国語の授業というのは読み書きということで、これが一番の基本だなというふうに私は考えております。当町にも、町の図書館、すばらしい図書館があり、また、各小学校、中学校もそうだと思いますけれども、各学校には読み聞かせの方もいて、コロナの中ではできていない状況でもありましたけれども、そういう本に触れる、そして本の読書活動ということで、ある小学校では、1・2年生が図書館に行つて学習をするような活動もやっております。

それから、学力を上げるためにということで、先ほど加配の教員のほうも話がありましたけれども、少人数の指導の加配教員というのは、学校で申請すれば全て入るということではなく、30人以上の学級がある学校に配置されることもあるということで、たまたま今年度は横芝小学校、それから横芝中学校に配置をさせていただいております。横芝小学校では、1年生、2年生、4年生、5年生の算数指導、それから、1年生の体育になります。横芝中学校の対象の生徒は、1年生、2年生、3年生の数学と社会科ということで、加配の教員が配置され進めております。

また、中学生の夏休み勉強会の講師のことで、一応今年度、先ほど説明がありましたけれども、講師は今年度は20名です。それで、子供たちに教えてあげたいな、将来教員になりたいなという大学生が20名中5名、それから、あと中学校とか、高校の免許で国語、それから数学、英語、それから理科、社会の指導ができるお辞めになった、退職された先生方が15名、あと塾の先生もいらっしゃいますけれども15名ということで、去年は18名が、今年は20名ということで講師をしております。よく新聞のほうでも、高校生が小学校に行つて教えているというような、同じ学区内の中でそういう学習形態をしているという状況もありますけれど

も、一応本町では、中学生の夏休み勉強会では、講師としてそのような状況で対応させていただいております。自主学習というのをメインにしておりますので、中学生が、主に3年生なんですけれども、この教科が弱いのでこれを勉強しようということで集中して来ています。そこに講師の方たちに回っていただいて、ちょっと困っていると教えてあげるとかということで支援をするような、学校の授業みたいなことではなくて、自主的な学習の中で講師が支援をするというような形で進めております。少しでも学力の向上を進めていく上のとても大事な事業だなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） デジタル教科書が今年度から入ったということで、そちらの件についても、今後学力向上にどのように有効で役立てようとするのかをお尋ねしようと思いましたが、今、時間がもうこれで終わりなので、最後、教育長にもう一つだけ質問します。

学力向上のために教育委員会がすべきこと、これを手短に教えてください。それで終わります。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは手短に。

まず、教員に対しましては、それぞれの学校の児童生徒の実態をしっかりと把握すること。そして、教師は授業で勝負をしてほしいというふうに思っております。家庭につきましては家庭教育、家庭は非常に大事です。本当に我が子がこの世の中に出て成長するに当たって何をしたらいいのか、やはり居心地のいい家庭をつくってほしいなというふうに思っております。教育委員会としては、児童生徒を取り巻きながら、教員、それから家庭と、あとそれに地域も巻き込みながら取り組んでいけるような体制を考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございました。

○議長（鈴木輝男君） よろしいですか。

以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 09 分）

◇ 森 大 地 君

○議長（鈴木輝男君） 一般質問を続けます。

森大地議員。

〔1 番議員 森 大地君登壇〕

○1 番（森 大地君） おはようございます。

議長のお許しを受けましたので、議席番号 1 番、森大地が通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、去る 8 月 14 日、鈴木和彦元議長の訃報があり、今でもとても悲しく感じております。謹んでご冥福をお祈りいたします。

さて、私事なのですが、議員生活が 1 年を過ぎ、時の早さを感じております。今年の体験といたしましては、消防団に入団し、祭りなどの地域行事の内側で活躍できたことが多くなりました。大変なこともあります、大変だからこそ得られる喜びがあることを知り、学びになることがたくさんありました。地域行事がどのようにして組み立てられているのか、どのような方々がつくっているのか、よく理解できました。今までそれらの行事をつくっていただき楽しませていただいた方々には、感謝しかありません。

最近では、日向灘の地震から台風 10 号と立て続けに九州で災害が起こっており、行き先の不安から米不足も起こっている状況です。幸い私の実家では被害がなかったものの、今後は防災に関する知識や意識を高め、自助・共助の知識を深掘りしていかなければならないと感じております。

また、今後は夏が過ぎ涼しくなることで、千葉県内の多くのスポーツ行事に参加予定であり、横芝光町にはこんなに元気な議員がいるんだと多くの方に認知していただくよう活動していきたいと思っております。

さて、質問に入りたいと思います。

大綱 1 点目、道路整備事業について。

道路は町内の経済活動や町民の生活を支えるインフラ施設として重要な役割を担っております。その中で、道路舗装は平常時における安心・安全な道路交通を支えるとともに、緊急

時における安全な運搬を実現するなど、重要かつ多様な役割を有しており、道路舗装のサービス水準を維持することが道路管理者の責務であるとうたわれております。

私はトライアスロンが趣味なので、自転車によく乗ります。最近、町内でもスポーツサイクルに乗って楽しんでいる人たちをよく見かけるようになりました。これも栗山川の堤防を舗装していただき、気持ちよくサイクリングが楽しめる環境整備が進んでいることだと感謝しております。

関連して、自転車に乗ったり、町内を歩いていると、道路の穴がとても気になります。そして、議員の仕事として、町民の方々から、家の前の道路が割れていて危ない等の意見が多く上がっている現状があります。そのような意見を酌み上げ、行政側に相談したところ、その日のうちに迅速な対応をしていただき、非常にありがたかったと思った反面、補修依頼があれば、夏の暑い日も冬の寒い日も、職員の現在行っている仕事を一時停止し、なおかつ重労働のため2人体制になり、非常に精神的、体力的、業務的に負担が大きいということを、その作業を見ていて感じました。

道路も消耗品であり、今後もそのような道路の補修依頼がたくさんあるであろうと予想し、今後の対策として、3点質問させていただきます。

- 1、1年間の道路の補修依頼はどのくらいありますか。
- 2、職員が道路の補修作業を行う場合、どのような負担がありますか。
- 3、その負担を改善するための対策はありますか。

以上3点お願いします。

大綱2点目の青少年相談員についてですが、現在、青少年を取り巻く環境は、少子化による学校の統廃合、核家族化や、両親共働きによる近所付き合いの希薄化や孤立化、それぞれの価値観の多様化など、様々な問題が山積みしており、急激な社会情勢の変化の中、大変厳しい環境になっております。その中で、大人になるための準備期間として過ごしている子供たちの健やかな成長、横芝光町の未来を担う子供たちの人間を形成する大切な時期を積極的にに関わり、よき理解者として大人が関わっていく必要があります。

このような地域づくりを支援するために、横芝光町青少年相談員が組織されていると思いますが、ここで2点ほど伺います。

1、現在の活動状況と課題について伺います。先ほど申しあげました子供たちの健やかな成長や、横芝光町の未来を担う子供たちの人間形成に資する事業を実施している活動の状況やその課題について教えてください。

続いて2点目、青少年相談員委嘱についてですが、現在、各地区から選出された青少年相談員が活動していると伺っておりますが、人数と選出方法について教えてください。

大綱3点目、ふれあい坂田池公園の健康遊具について伺います。

現在、私は定期的にふれあい坂田池公園をランニングしております。公園はきれいで、池の周りをランニングしている方やウォーキングをしている方、また、土日になると広場でゲートボールをしている方々がたくさんいます。この公園は、横芝光町の町民の健康に非常に貢献していると私は感じております。たくさんの遊具や健康器具もあり、行政側の町民への健康の意識が高いものと感じております。少子高齢化による医療費の負担増も社会的な流れであり、避けられない問題である中で、健康を大切にして、その負担を軽減する試みは非常に大切であると私は考えております。

ただ、ランニング中にその健康器具を観察しておりましたが、使っている方が少なく、せっかく設置していても利用されない健康器具を見て、非常にもったいないという感想があります。健康器具を使ってもらうには、誰でも分かりやすく手軽に利用できることが、継続して多くの方々が利用できる原動力になると私は感じております。

今回の質問は、老若男女がお手軽に利用できる健康器具の一つに鉄棒があると私は考えております。鉄棒は簡素で分かりやすく、健康促進につながりたいと思っておりますが、今後設置の予定はございますか。

大綱4点目、当町の消費者相談室について伺います。

時代の流れにより、様々な消費者被害は、振り込め詐欺や架空請求といった特殊詐欺をはじめ、インターネット関係、トラブル等、財産を失うだけではなく、精神的苦痛も大きく、最悪の場合、生命の危機に及ぶこともあります。そして、その被害は全国的に増加傾向にあります。また、被害者世代は高齢者のみならず、幅広い世代に広がっております。

当町においても、新聞紙上やニュース報道等で取り上げられるなど、被害の増加が懸念されます。町民の皆さんが、安全・安心で暮らせるために、これまで以上の被害防止啓発活動の強化や高齢者の見守り行政、民間事業者、関係機関等で実施するネットワーク体制が大切だと思っております。国が進める消費者行政強化作戦では、どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を整備するとされております。

当町においては、従来の町民生活相談に加え、消費生活に関する相談体制を強化するため、消費生活相談室が設置されております。その現在の取組や課題について伺います。

3点、伺います。

- 1、過去数年間の相談件数。
- 2、どんな消費者相談が多いか。
- 3、今後、その消費者相談室をどのようにして周知していくか。

この3点を伺います。

以上、大綱4点、私の壇上からの質問といたします。

〔1番議員 森 大地君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） 森大地議員ご質問の大綱1点目、道路整備事業についてお答えいたします。

初めに、町内の道路の補修依頼は年間どのくらいあるかではありますが、令和5年度の要望苦情処理簿を集計しましたところ、全体で144件の道路補修にかかる要望があり、道路補修にかかる要望件数は71件でございました。このほかにも、軽微な舗装の穴埋めや路肩の除草など、処理簿に記載しない道路管理作業を日常的に行っております。

次に、職員が道路の補修作業を行う場合、どのような負担があるかではありますが、舗装の穴埋めの場合、職員2名で現場を確認し、すぐに補修できる状況であれば、持参した常温合材等で穴埋め作業を行っております。更に、作業員の応援が必要な場合やすぐに補修できない現場には、体制や資機材を用意して改めて対応しております。

道路の穴が原因となり、けがや事故等が発生しないように、できるだけ速やかな対応を心がけております。このため職員には作業の負担だけでなく、現場対応が長引くことにより後回しになった事務処理を時間外に片付けなければならない状況が発生する時がございます。

次に、負担を改善するための対策はあるかではありますが、道路補修に係る業務の外部委託や道路管理に従事する会計年度任用職員の雇用などは、職員の負担を軽減する有効な対策であると考えられますので、費用対効果を含めて検討してまいります。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 北田勝也君登壇〕

○社会文化課長（北田勝也君） 森大地議員のご質問の大綱2点目、青少年相談員についてと大綱3点目、ふれあい坂田池公園の健康遊具についてにお答えいたします。

初めに、現在の活動状況と課題についてですが、千葉県青少年相談員制度は、青少年と真に一体になり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資することを目的に、昭和38年10月に発足いたしました。当町においても、合併前の旧2町で同時期に発足しております。今年で61年目を迎えます。

横芝光町青少年相談員連絡協議会は、子どもたちの健全育成と青少年相談員の資質の向上、相互の連携を図るための事業を実施しており、今年度につきましては、子どもたちの夏休みの思い出と集団生活を学ぶサマーキャンプや冬期のスキー・スノーボード教室、非行防止のため、青少年を見守り隊として夏期・冬期の夜間巡回を実施しております。また、県や郡で開催される研修会にも積極的に参加し、青少年相談員の資質の向上を図っております。

現在、子どもたちを取り巻く状況は、日々変化しております。野外活動や体験学習を通じた子どもたちの健全育成のための事業も参加児童が減少しつつあることから、魅力ある事業の計画や積極的な広報活動等により、多くの児童・生徒が参加できるよう実施しております。

次に、青少年相談員の委嘱についてですが、青少年相談員は知事と市町村長の委嘱を受け、千葉県内で現在、4,059名が活動しております。任期は3年間で、年齢要件は20歳から55歳以下の方となります。

横芝光町につきましては、平成18年度は合併以前の委嘱を引き継ぎ、55人の青少年相談員がおりましたが、平成22年度からは地域の状況や子どもたちの人数等を勘案し、40名に変更し現在に至っております。

これまで、行政総務委員会からの推薦により青少年相談員を委嘱しておりましたが、人口減少や少子化による社会情勢の変化に伴い、近年は各地区の青少年相談員を選出するにも大変苦慮していると聞いております。そこで、令和7年度から始まる第22期青少年相談員の推薦にあたり、町青少年相談員により協議を重ねた結果、現在の青少年相談員自らが熱意のある候補者を見つけ出し推薦することや、委嘱人数についても千葉県の委嘱人数の目安である1小学校区5人と町内各地域の状況を勘案しながら、全体の人数を減らすことで検討しているところです。

青少年相談員は、将来、横芝光町を担う子どもたちを育成する重要な活動をする団体でございます。町といたしましても、活動が円滑に行われるよう引き続き支援してまいります。

次に、老若男女が手軽に利用できる健康遊具の一つに鉄棒があるが、今後設置の予定はあるかについてですが、鉄棒は握力や腕の力が鍛えられ、関節の柔軟性や平衡感覚の向上など、

健康の増進に有効な遊具であると考えております。現在、坂田池公園には鉄棒の設置はありませんが、クライミングバーという両手で登ることで体力の増強を図る健康遊具が設置されております。

今後の公園の遊具整備については、修繕できる遊具は修繕しながら使用し、修繕のできない遊具については、更新を調査研究することとなりますので、鉄棒設置も視野に入れて検討してまいります。

〔社会文化課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） 森大地議員ご質問の大綱４点目、消費者相談室についてお答えいたします。

初めに、過去数年間の相談件数でございますが、町では平成21年度から消費者相談窓口事業として、役場東側庁舎１階に消費生活相談室を設置し、毎週火曜日に消費生活相談員等の資格を有した専門の相談員による相談業務を実施しており、過去３年間の相談件数は、令和３年度に55件、令和４年度に45件、令和５年度に49件の相談件数でございました。

次に、どんな相談が多いかでございますが、過去３年間の相談内容で多かった件数順で申し上げますと、パソコンや携帯電話からインターネットサイトへアクセスしてのトラブル等通信関連についての相談が31件、つづいて借金・多重債務・過払い金についての相談が26件、つづいて訪問販売や電話勧誘についての相談が10件でございました。

次に、今後どのように周知していくかでございますが、現在、町広報紙に「消費生活なび」というコーナーを設けて、各種消費トラブルに関する事例等を毎月掲載し啓発を行っているほか、成年になったらできることをまとめたリーフレットを作成し、二十歳を祝う式典に出席された方々を対象に配布いたしました。

これらの啓発等を今後も継続して実施し、消費者被害に遭うことのないよう未然防止に努めてまいります。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○１番（森 大地君） ご答弁ありがとうございます。

順を追って再質問させていただきます。

大綱１点目、令和５年度の全体の要望苦情処理道路の処理は144件、道路の補修依頼作業

が71件、また、処理簿に記載しない道路管理業務を日常的に行っていることというのは、やはりかなりの高頻度で多くの要望苦情を処理されているものだと思います。そして、その都度その区から、どうしても作業には2名以上必要ということで、現在行っている業務を停止し、現場に向かうという状況が理解できました。

なお、作業員が足りない、そしてその場に必要な常温合材が想定よりも足りない場合は、その場での作業では終わらず、改めて対応しなければならない、また、時間外の対応をしなければならないという大変な状況もあり、職員の方々の負担軽減策を講じることは必要だと感じております。

1点目については理解できましたので、2点目から質問させていただきます。

道路補修事業の簡素化、効率化を目指すべく、不具合箇所の画像を横芝光町のホームページに貼り付けて、問合せの箇所ですね、問合せの箇所に貼り付けて、状況報告できるようにすれば、不具合箇所の状況を画像で判断できるので、その場に必要な常温合材の量や作業内容、必要な職員の人数のイメージがしやすくなると思いますが、そのような取組を行う予定はございますか。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 道路の補修箇所を町のホームページ等で提供できるという面では、道路行政をDX化するという面では、非常に有効な手段だと思います。ただし、情報を管理する町側のシステムの改修や人員体制も整えなければなりませんので、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 確かにそのとおりかと思います。やっぱり状況の画像を添付して状況を把握するようにするのは、DX化としてはいいとは思いますが、業務量がいきなり爆発的に増えるのかなと予想はされます。そもそも、道路補修作業は多分件数すごく多いので、やっぱり先ほどおっしゃられたとおり、会計年度任用職員を雇用し、作業者を増やす試みが私は大切だと思っております。理解しました。

3点目の会計年度任用職員の雇用が有効な対策ということですが、これに関しては私も同じ意見でございます。この会計年度任用職員という雇用形態であれば、道路補修業務ということで雇用するための募集をかけられますし、その業務を納得した後雇用されるので、行政側の仕事を抜けて仕事をしなければならない、自分の仕事を止めてそういう仕事をしなければならないという精神的な負担も大幅に改善できると思うので、この会計年度任用職員とい

う形を使って、道路補修の回転をよくしていったほしいなと思います。

この会計年度任用職員の件で思うんですが、実際に募集できるかどうかは努力次第だと思っておりますが、この雇用に向けてどのような取組をするのか伺いたします。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 森議員の質問にお答えいたします。

ちょっと調査しましたところ、近隣の自治体においても、会計年度任用職員の道路補修作業員の雇用というのを活用されておりますもので、その実態をしっかりと調査した上で、総務課とも相談してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） よろしくお願ひします。

都市建設課のほうもやっぱり、空き家問題とかもいろんな問題が多い中で、そのような道路補修作業に時間を、会計年度任用職員という形で専属で行ってもらえたら、業務がスムーズになるのかなと思っております。

大綱、次の青少年相談員の質問にいきます。

これはすごく魅力的な活動だと私は思っております。横芝光町の子供たちが立派に成長していくためには、学校だけではなくて、大人と交流して、積極的に自分が住んでいる学校だけではなくて、外側の世界を子供たちが積極的に見て行動して学べる、そのような活動を私は積極的に応援していきたいと思っております。

まず1点目の活動状況と課題について再質問させていただきます。

いろいろ調べた結果、青少年相談員の活動は、2023年4月に広報に活動報告はありましたが、「横芝光町 青少年相談員」という名称ではなくて、「町青少年連絡協議会 横芝光町」という形でしか、そのような検索ワードじゃないと引っかからなかったため、一般的には青少年相談員と言われていると思うんですが、青少年相談員ということでは、このすばらしい活動が出てこなかったんですよ。何かホームページのようなものは見かけたんですけども、それはもう大分何十年も前から止まっている状態でして、コロナ明けからがんがんこのような活動を増やしていくということなので、どのような活動をしているのかというものを、検索してすぐ出てくるようにするホームページ等をつくる予定等はございますか。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

実際今の森議員の言われた横芝光町青少年相談員の名称ですけども、私もちょっと調べさ

せてもらったんですけれども、過去のホームページについては青少年相談員の方がつくられたものと思われます。これについては町で管理はしてございません。現在町ホームページには青少年相談員の事業の紹介欄がございませんので、今後なんですけれども、紹介するページ等をどういう形で紹介していくのかというのを今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） すばらしい活動をされていると思いますので、多くの町民の方々の目につくように、ホームページづくりとか、そこら辺をお願いしたいという私の要望でございます。よろしくお願いします。

2点目いきます。先ほどの答弁において、来年から青少年相談員の人数を減らすということだったのですが、そもそも定数等がありますでしょうか。また、人数を減らすことで影響は出ますでしょうか。2点をお伺いします。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず初めに、青少年相談員の定数はあるのかについてでございますけれども、青少年相談員の市町村ごとの定数については、千葉県青少年相談員設置要綱、相談員の定数は知事が別に定めとなっております。この定数につきましては、各市町村の実情による希望人数を県が調査して決定されるものとなっております。人数につきましては、青少年相談員が効果的に活動できる人数を検討している状況でございます。

次に、人数を減らすことで影響は出ないのかのご質問でございますけれども、これにつきましては、県の委嘱人数の目安である1小学校区5人程度の検討をしておりますので、影響は少ないと考えております。また、町が引き続き青少年相談員と連携の取れた支援をしてまいりたいと考えております。事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） よろしく申し上げます。

この青少年相談員という活動は、未来を担う町内の子供たちと、その子供たちを見守る大人たちをつなぐすばらしい事業、定数を減らすことで、ちょっと心配しましたが、町と連携してこの青少年相談員の事業を行っていってもらえるとうれしいです。

青少年相談員、結構いろいろ調べて、たくさんの資料がありますが、これも全部検索する

のちょっと大変だったので、分かりやすいところに、分かりやすいように記載をお願いいたします。子供たちの教育だけじゃなくて、やっぱりこういう大人と子供つなぐのは、大人たちへの教育にもなると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

大綱3点目に移ります。

先ほどの答弁の中で、クライミングバーがあるということで、公園の健康遊具は修繕できず、更新の際にまた鉄棒をつくるかどうかの検討をするということだったんですが、ここで思うのは、やっぱりそもそも健康器具というものは利用されなければ意味がなくて、実際にその公園にある健康器具というものがどれぐらい使われているかを重要視していただきたいなと私は思っております。

今回、鉄棒に限って質問をさせていただきましたが、質問の意図としては、鉄棒を設置してほしいという要望よりも、簡素で分かりやすい健康器具を設置して、その健康器具の使い方と、その運動にはどんな効果や効能が期待できるかを記載した看板を置くことで、理解することで町民の方々が継続して健康遊具を利用すると考えているからです。

健康器具を設置することは、素晴らしいことと思いますが、どのような工夫をすれば町民の方々が健康器具を継続して使い続けることができるかを考えながら、公園運営について考えていってほしいと思いますので、その考えをお聞かせください。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

今のふれあい坂田池公園、公園内には5つの健康遊具が設置されております。これにつきましては、ほぼ全身が強化されるというか、全身に効くようなものがほぼ設置されている状況でございます。

健康づくりに皆さん使っていただければと思って設置はしているんですけども、実際には現地を見るとそんなに使われていないような形となっております。町のほうも、ふれあい坂田池公園の中に5つの健康遊具があるということを、もう少し周知したいと思っておりますので、ホームページだとか、あと広報だとか、そういうものにも今後掲載して周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ぜひよろしくお願いします。

地域にある公園、どこにでもあると思うんですけども、例えば階段を模したもので、

上がって下がる、この運動にはどういう効果があるというのを簡素な遊具で、ちゃんとこれがどういうことに効果があるということを記載した公園は、人口密度の問題もあると思いますけれども、何か非常に使われているなという印象でした。なので、しっかりとあるものを使っていただけるような、今後公園運営をよろしくをお願いします。

また今、高齢化が進んでいて、医療費の負担とかすごい、次世代に負担がかかっていると思いますが、この運動による健康寿命の拡大、私は非常に重要なことだと考えております。なので、よろしくお願いします。

大綱、4点目に移ります。消費者相談室の話です。インターネット関係が31件、借金問題が26件、訪問販売が10件ということだったんですけれども、インターネットの問題、ちょっと深掘りして教えてほしいなと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） インターネット、ここにちょっと資料あるんですが、インターネットの使用料の支払いの関係ですとか、プロバイダー契約に関する事とか、あとアダルトサイトの料金請求的なものが多いのかなと思います。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 何か過剰な請求であったりだとか、そういったことが多いという解釈だと思うんですけれども、この訪問販売の点に関して、町広報とか訪問販売に注意とか、そういった記載があるんですが、ちょっとこの訪問販売の、この10件の中でどのような訪問販売があって、どういうことに注意してほしいというところまではあまり記載がなかったと思いますが、ここに10件あるということは、被害者が受けた状況を聞く場面があったと思うんですが、何かそれに関して記載する予定とか、どういう相談内容が多かったのかも教えてほしいです。

2点お願いします。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） まず、訪問販売ですが、ソーラーパネルですとか、あとガスの契約とか新聞の勧誘とか、そういったものになります。

先ほど、広報で啓発を載せているというのは、一般的にこういうものがありますよというものを毎月載せさせていただいていますので、こういうものも含めて、ほかにもいろいろあると思うんですけれども、そういうものも含めて、毎月絞ってのせているような状況になっております。

○議長（鈴木輝男君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） 理解できました。

今回この一般質問をさせていただいたのは、去年の2月と3月で、9月の頭にちょっと、廃品回収のチラシが入っておりまして、これ例えば昔で言うさお竹屋みたいな、訪問して不用品無料で回収しますよと言いつつも、実際にはいちゃもんをつけて高額なぼったくりをするという手法のチラシが最近私のところにもよく届いております。

ちょっとこれ、9月に届いたチラシなんですけれども、会社名が書いてあって住所が書いていなくて、古物商番号、数字が幾つかあるんですけれども、それ自分検索かけたところ、ヒットしなかった。なので、住所も足がつかないようになっているというチラシが入っていたので、実際にこのような被害者が相談に来ないと、やっぱり広報等には載せづらいと思うんですけれども、僕がこうやって一般質問することで、僕から注意喚起ができるということで、そんな感じなんですけれども、なので、こういう古物商番号、これやっぱり怪しいと思ったらすぐに検索したりだとか、相談できるようなプラットフォームづくりを今後ともやっていただきたいと思います。

消費者相談室の業務は、やっぱり町民の財産を守ることが大切ですし、私の町議会議員としての仕事もそうだと思いますので、今後詐欺とかぼったくりだとか、そういった被害が町から少なくなるように、お互いに考えて、またどんどん時代の流れで、そういう詐欺被害とか、そういう手法は巧妙になっていますので、お互いに勉強して周知していきたいなと思います。

少し早いですが、以上で私の一般質問とさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（鈴木輝男君） 以上で森大地議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前11時53分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 霞 浩 子 君

○議長（鈴木輝男君） 一般質問を続けます。

霞浩子議員。

〔3番議員 霞 浩子君登壇〕

○3番（霞 浩子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、霞浩子が一般質問をさせていただきます。

初めに、先月発生した台風10号により被害を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。この台風の特徴は、勢力が強く、速度がとても遅くて進路予想が難しく、気象庁の職員や気象予報士を悩ませました。関東にも接近するのではないかと、町民の方も水や食料を備えた方が多かったのではないのでしょうか。

まだまだ台風シーズンは終わっていません。猛暑もそうですが、毎日天気予報をチェックする状況です。子供の頃、テレビを見てみると、親が天気予報、天気予報とよくチャンネル争いをしていました。この年齢になってやっとその意味が分かるようになりました。

また、当町の基幹産業である農業の稲作が何とか無事に収穫を終えそうで、今年は米の価格が高値で取引されているとのことなので生産者には喜ばしいことですが、しかし一方で消費者にとっては、物価高騰に追い打ちをかける形となり、何とも悩ましい限りです。国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を願うところであります。

それでは質問に移ります。

大綱1点目、移住定住を促進する取組についてですが、8月1日に、移住・子育て世帯住宅ヨコシバテラスの入居募集の案内が、町ホームページと全戸配布のチラシで周知されました。成田空港の更なる機能強化に伴う就業者等の町への定住や、少子化の課題を少しでも解決できるきっかけになればと、この事業には大きな期待をしているところであります。

しかしながら、個人的には入居募集の範囲が狭過ぎると感じます。申込みいただいた方が何件あったのか、状況を伺います。

関連して、町有地の活用についてですが、移住定住を増やすには、魅力ある横芝光町でなければなりません。もちろんインターチェンジ周辺開発や横芝駅北側の開発、こどもの国跡地活用と、手がけていることはたくさんありますが、実現するには数年と、とても長い時間がかかります。今、町で所有している旧横芝中学校跡地、旧横芝行政センター跡地、さらには、令和8年3月で閉校予定の日吉小学校と上堺小学校の土地活用はどのように計画されているのか伺います。

大綱2点目、外出支援サービス事業についてですが、町では、家庭において移送困難な高齢者、身体に障害のある方に医療機関への通院、社会施設等利用における外出支援する送迎

サービスを行っています。とても町民に感謝されている事業です。ますます高齢化や核家族化が進む中、改めて時代に合った利用条件を見直す必要があるのではないかと感じます。そこで、利用できる対象者と利用状況を伺います。

大綱３点目、防災訓練についてですが、８月８日に起きた宮崎県日向灘沖を震源として発生した地震をきっかけに、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）による特別な呼びかけがあり、当町も該当地域に指定されました。このように、過去になかったものや勢力の強い台風、予想していなかった災害が突然起こり得ることに対し、より一層防災認識を高く持ち、備えと訓練が必要だと改めて思います。

本年度の防災訓練は９月１日に予定されていましたが、台風１０号の影響で中止となりました。例年の訓練方法だと、実感としてこの訓練で大丈夫かなと感じてしまうのは私だけではないと思います。

そこで伺います。９月１日に予定していた防災訓練の取組内容と、昨年の参加者状況を教えてください。

以上、大綱３点、壇上からの質問とさせていただきます。町当局の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

〔３番議員 霞 浩子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 霞浩子議員ご質問の大綱１点目、移住・定住を促進する取組についてのうち、移住子育て世帯住宅の入居申込状況にお答えいたします。

初めに、移住子育て世帯住宅は、旧横芝中学校プール跡地活用事業として着手し、令和５年１１月に基本協定書及び土地貸借仮契約を締結、令和５年１２月議会定例会にて、土地の無償貸付け議案の承認を得たことから、土地貸付契約の効力が発生し、令和６年１２月の完成に向けて建築が進んでおります。

入居申込につきましては、入居者募集の周知を、８月１日の広報紙配布に合わせてのチラシの各戸配布、町ホームページ掲載から開始し、成田空港関連事業者を通じた従業員への周知依頼、報道機関への投げ込み、横芝光号成田便のバス車内へのチラシ配架、町移住定住サポートセンターからのＳＮＳを通じた情報発信などを行い、８月１７日午後１時より管理会社にて受付を開始いたしました。８月３１日現在の入居申込状況は０件で、相談件数は５件でござ

ざいます。引き続き1月の入居開始に向けて周知を図り、移住者の獲得を目指してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 霞浩子議員ご質問の大綱1点目、移住・定住を促進する取組についてのうち、町有地の活用についてにお答えいたします。

初めに、旧横芝中学校跡地活用構想についてであります。平成28年4月に策定した旧横芝中学校跡地活用構想に掲げられた、雇用創出ゾーン、移住定住ゾーン、緑地・公園ゾーンの3つの活用形態のうち、雇用創出ゾーンにつきましては、福祉医療サービスや、子育て支援サービスなどを提供する関連企業の誘致を図るとしており、平成31年3月に、特別養護老人ホーム横芝光が開所され、構想の一つを達成することができました。

一方、移住定住ゾーンは、若者世代にとって魅力ある住宅地の形成を図るとしておりましたが、成田空港の更なる機能強化により、令和2年4月1日に、当該地域が騒防法第1種区域に指定され、構想策定時とは取り巻く環境、状況等が大きく変わったことを踏まえ、改めて活用方法等について検討を重ね、若者の移住・定住につながる施策を実施することとしております。現在、旧横芝中学校跡地に近接する旧横芝中学校プール跡地に、移住・子育て世帯住宅ヨコシバテラスが建設中ですが、この入居状況や入居者の意向・動向、また、成田空港の更なる機能強化による人と仕事の流れなどを見極めたうえで、旧横芝中学校跡地の有効活用を図っていきたいと考えております。

次に、旧横芝行政センター跡地活用事業についてであります。令和5年11月30日に開催した旧横芝行政センター跡地活用事業プロポーザル審査委員会における審議・承認を経まして、土地の使用用途を限定せず、地域の活性化を図り、自由な発想と魅力的な企画提案を広く民間事業者から募集すべく、令和5年12月6日から令和6年2月19日までの期間を設け、民間事業者からの企業提案の募集を行いました。残念ながら受付期間内の応募はありませんでした。今後につきましては、住民ニーズや社会経済情勢等を勘案し、旧横芝行政センター跡地が有効活用できる施策の展開を検討していきたいと考えております。

次に、日吉小学校と上堺小学校の閉校後の活用についてであります。横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針に基づき、上堺小学校と横芝小学校が統合し、また、日吉小学校と光小学校が統合することとなり、上堺小学校と日吉小学校は、令和8年3月をも

って閉校となります。歴史ある両校は、地域住民の代々の学びの場としては勿論のこと、地域との関わりも深く、交流の場や憩いの場として地元の核となってきた施設であり、地域活動やコミュニティを支えるシンボリックな存在となってきました。また、指定緊急避難場所や指定避難所になっているなど、地域防災の拠点施設でもあります。

このようなことから、議員ご質問の両校の跡地利用につきましては、施設等の実務的な課題・問題点の抽出、整理を行った上で、町の重要施策との整合性及び施設の維持管理費の適正化等に留意するとともに、地域の活性化や地域の課題解決に向けた活用など、今後の行政需要への対応を含め、幅広い可能性を視野に入れた利活用方策の検討を行うこととしております。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 霞浩子議員ご質問の大綱２点目、外出支援サービス事業についてにお答えいたします。

外出支援サービス事業は、ご家庭で移送困難な高齢者及び身体に障害のある方に、医療機関への通院、社会施設等利用における外出を支援する送迎サービス事業で、事業運営を町社会福祉協議会に委託しております。利用対象者については、本町に住所を有し、介護保険法に規定する町の認定を受けた方と身体障害者福祉法に規定する方が対象であります。

利用目的は、医療機関及び公的機関を利用する場合、福祉施設を利用する場合、社会活動に参加する場合となります。運行範囲は、利用者の自宅からおおむね片道30キロメートルの範囲内で、旭中央病院や成田日赤病院、東千葉メディカルセンター等の主要病院が範囲内となっております。運行時間は、月曜日から土曜日の午前８時30分から午後５時までの間で、利用回数は、一月３回まで、利用料は無料です。利用予約につきましては、１か月前から社会福祉協議会で受付しています。利用状況についてであります。過去５年間の実績は、登録者数と延べ利用件数を申し上げます。令和元年度は307人で1,111件、令和２年度は253人で978件、令和３年度は260人で953件、令和４年度は250人で999件、令和５年度は232人で963件でありました。今年度は、８月末現在で登録者数は249人で、一月平均で約75件運行しています。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 霞浩子議員ご質問の大綱３点目、防災訓練についての防災訓練の取組内容と参加者の現状はにお答えします。

当町では、毎年９月１日の防災の日にあわせて、９月の第１日曜日に町内全域を対象に、大雨や大規模地震を想定した総合防災訓練を関係機関と町民の参加のもと実施しております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が５類に移行されたことにより、４年ぶりに町民参加を周知しての町防災訓練を実施しました。訓練内容は、近年多発するようになった甚大な自然災害に備え、地域住民の生命を守り、被害を最小限に防ぐため、社会インフラが復旧するまでの自助・共助・公助連携による災害対応力の向上を図ることを目的に、指定避難所や指定緊急避難場所への避難訓練、町長を始め町職員と関係機関が参集しての災害対策本部運営訓練、町職員と水道企業団による給水訓練、各地区の集会所等へ町職員を派遣しての避難者数の把握と防災啓発活動等を行いました。

令和５年度参加者数は１,４０９人で、内訳は町職員と消防団、匠瑤市横芝光町消防組合、陸上自衛隊第一空挺団、山武警察署、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団等の関係機関が５１７人、各地区の町民参加者数は６６会場で合計８９２人、１会場当たり平均で約１３人の参加者でした。

なお、今年度の防災訓練については、昨年度の訓練内容に加え、町職員と自衛隊による炊出し訓練、指定避難所の町体育館で、避難所運営訓練として避難者カード作成や避難者受付収容手順の確認、間仕切りやダンボールベッドの組立て設置等を、町職員、消防団、当日参加された住民の方たちと行う予定でしたが、台風１０号の影響により荒天が見込まれたことから、参加者の安全を考慮し中止といたしました。

いつ発生するか分からない大規模災害に備え、地域防災力の向上を目指した防災訓練を計画し、実施していきたいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○３番（霞 浩子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

大綱１点目の移住・子育て世帯住宅の入居申込みですが、現在申込みが１件もないということですが、類似の事業を先行して行っている多古町では即日満室の申込みがあったとのことでした。当町は、移住者に特化しているという点では、重きを置くところが若干異

なるのかなと思いますが、申込みがない理由はどんなところにあるとお考えでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 霞議員ご質問の、申込みがない状況の理由についてお答えさせていただきます。

当町のほう、8月17日に申込みの開始をいたしました。お話の方にもありました、近隣の団体では、その申込みの前に1年ほど周知期間を置いていたと聞いております。当町の場合、その周知期間というのが極めて短かったことから、まだ皆様に浸透していないという状況であるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 前段の周知が短かったということで、その要因は確かにあると思いますが、私は理由として、入居条件と、やっぱり周知の方法だと思います。7月の議会議員全員協議会でも申し上げましたが、入居条件のうち1点目、契約期間は3年で更新は1回限りという点です。回転効率を上げて多くの方に住んでもらいたいという思いは分かりますが、まず住んでもらわないことには何も始まりません。やっぱり最初から6年で絶対引っ越ししなくてはならない物件はどうなんでしょうか。何があるか分からないので、そこは末子が高校卒業年度の3月10日でよいのではないのでしょうか。

2点目、子育て世帯で18歳以下の子供がいる世帯という条件ですが、今子供がいなくても、40歳以下くらいの夫婦のみの世帯でもこれから子供を授かるかもしれませんし、逆に、移住するには子供の学校等の変更手続をしなくて済む分、移住を考えやすいのではないかと思います。

3点目、町外から転入予定の方というところですが、今現在町内に住んでいる方は住めないということですよね。昨年12月議会議員全員協議会で示された資料のうち、地区説明会質疑要旨資料1の3で、住民質問の中に、移住定住という話があったが、横芝光町在住者以外という条件は設けないんじゃないかという質問に対し町は、町外という制限は設ける予定だが、10世帯中10世帯かどうかは検討するとありました。

この文章で、私が勝手に10世帯中2世帯ぐらいいは町内在住の方でも入居できるのかなと思ってしまいました。それは私が勝手に思ったんですけれども。それで検討した結果、町外からの転入者に限るということになったと思いますが、定住という観点からしたら、今いる町内の若者を転出させないということも非常に大切なことではないかと思いますが、この3条

件の部分をどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご指摘いただきました3点につきまして、近隣での先行団体あるいは当町との姉妹町であります松田町でも類似の事業をやっております。こちらのほうでも、今おっしゃっていただいた条件というのは施されていません。当町の場合、まずは町外からの転入者を増やすというところに主眼を置いたところで、こういった条件を設定したところであります。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） そうはおっしゃいますが、この部分を変えていかないとなかなか満室にはならないのではないかと思います。

次に、周知の方法ですが、1点目、紹介してくださいということでこのチラシが8月1日に広報と一緒に全戸に配布されました。このチラシでは、全く魅力を感じません。こんなにすばらしいパンフレットがあるのに、なぜこれを使わなかったのかなと不思議に思うんですけども、これを全戸に、8,800世帯ぐらいですかね、幾ら紹介してくださいとはいえ配る必要があったのかなと思うんですけども、こっちのパンフレットを回覧にして見てもらうようにしたほうが、よっぽど住民の皆さんの目に留まったのではないかと思います。

2点目、私はヤフーニュースに横芝光町というタブを登録しているんですけども、町内周辺のニュースが入ってきます。先ほど、SNSにも登録してみたいなことをおっしゃっていましたが、やっぱりメディア、ヤフーニュースだと新聞社のニュースが入ってくるんだと思うんですけども、そういう新聞社とかには周知していないのでしょうか。

3点目、そもそも成田空港の更なる機能強化に伴う就業者等の移住をターゲットにしているわけですから、成田空港さんへのセールス、行かれたという先ほどのお話だったんですけども、例えば、これを持って行って、よろしく願います程度のセールスでは何もならないと思うので、もっと腹から訴えるようなセールスがあったのかどうか伺います。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） いただきました3点についてお答えいたします。

まずは、チラシの状態での全戸配布、チラシの内容とパンフレットの内容を若干変えております。チラシのほうは、議員がご指摘いただいたように、皆さんに知らせてくださいというようなことを主眼に置いたものとなっております。紙面の都合上、どうしても情報量が限

られますので、QRコードによって中身を見てもらいたいというような形で作っております。
また、ヤフーなど新聞の記事のほうがヒットしないというようなことをご指摘でございました。
新聞投げ込みはしたんですが、申し訳ございません、こちらの訴求力が弱かったのか、
大きくは取り上げていただいておりますでした。

また、空港へのセールスということで、募集を開始した後、やはり数が少ないという状況
がありましたので、さらに大手の航空会社などのほうに周知をお願いしたりとか、あとそれ
から、空港の各ターミナルにあります従業員の休憩室にチラシを配架していただいていると
ころです。

あわせて、この辺の周知の方法につきましても、これから10月に内覧が始まりますので、
それに向けて一層力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 全体として感じるのは、私はもっと移住者側の立場に寄り添った考え
が必要だったのではないのでしょうかというところの思いであります。

入居は来年1月で、これから申込みがあるとは思いますが、月日はあつという間に過ぎま
す。ブランド力のあるシャーマゾンの購入居率97.8%ということで、満室での収支計画であ
ったと思います。30年もの債務負担行為を負ってやる事業です。スタートが肝腎ですので、
何としてでも満室にしたいと思います。思いは一緒だと思うんですけども。

そこで町長にお伺いします。条例をつくっていないので、入居条件は変更できると思いま
すが、入居条件を緩和して間口を広げるお考えはございますでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 霞議員おっしゃられるとおり、やはりこれ、この費用対効果も含めて、
いかんせん入っていただかないことには、先が進むわけではございませんので、一気に、先
ほど3つおっしゃいましたよね、緩和の件で。それを、どの部分からにせよ早い決断という
のも必要なのかなという思いがございます。今後、内部でしっかり打合せをして、よりよい
結果が出せるような努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 町長のその言葉を聞いて安心いたしました。やっぱり来年の1月には
満室で、みんなで万歳をして迎えたいと思います。

次に、関連して、隣接している旧横芝中学校跡地の活用ですが、答弁いただいた中に、平成28年4月に構想を掲げて、特別養護老人ホーム横芝光が開所したものの、以後、騒防法第1種区域に指定されて、改めて活用方法を検討して、若者の移住定住につながる施策を実施することとしておりますとあったと思いますが、そうであるならば、先ほどのヨコシバテラスへのアクセスの道路、道幅が狭いです。老人ホーム横芝光さんの南側の道路、現行行き止まりで寸断されています。あの道をそのまま延長して、三好野さんの前の道路へつけたらいかがかと思います。その道路だけでも一刻も早く造っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 旧横芝中学校跡地の活用につきましては、雇用創出ゾーン、移住定住ゾーン、公園ゾーンの3つのエリアを予定しておりましたが、最初に雇用創出ゾーンの活用が具体化したことから、必要最低限の中で道路整備をしたところでございます。

道路建設が今の状態で止まっているのは、残りの移住定住ゾーンと公園ゾーンの開発に当たりまして、道路線形を初めに決めてしまいますと土地活用を制約することになりますので、多様な土地活用の検討の余地を残すため、必要最低限の道路建設としたところでございます。以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 私は多様じゃなくていいと思います。あそこの道路をどんとつけてもらって、残りの土地は全部ヨコシバテラスさんで当町での生活をお試しいただいた後、定住に向けた住宅用地として旧横芝中学校跡地を活用していただきたいと思いますが、そこまでのお考えはございますでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 道路管理者の立場からお答えいたします。

旧横芝中学校跡地の活用構想が検討された当時は下総線バイパスが未開通であったため、通り抜け道路になってしまい、周辺にお住まいの方々にご迷惑がかかることを心配して、行き止まり、そして周辺の土地利用の進展に合わせて検討するということで、現在の状況になっているというふうに認識しております。

下総線バイパスが開通したため、旧道の車の交通量が非常に減少してまいりましたので、旧横芝中学校跡地の残りの土地活用と併せて検討が必要じゃないかというふうに考えております。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 私はやっぱり、さっきのヨコシバテラスじゃないですけども、アクセスの道路がどこから行っても道幅が狭いです。申込みがない要因の一つにも、道幅が狭いというところがあるんじゃないかなと思ってしまいますので、ぜひとも前向きに準備していただけたらと思います。

続いて、旧横芝行政センター跡地については、現状は分かりました。事業提案募集に応募がなかったとのことですが、当町の一等地ですので、慎重に活用を考えていただきたいと思います。

また、日吉小学校と上堺小学校の活用は、閉校まであと1年半となりました。今からでも考えておかないと、間を開けずに切れ目のない活用はできませんので、ここは建物もあります。使っていないとすぐ傷んでしまうし、維持管理費もかかります。しっかりと地域のシンボル、コミュニティーの場としての活用を考えていっていただきたいと思います。答弁は結構です。

次に、大綱2点目の外出支援サービス事業についてですが、コロナ禍ということもあって、その時期は若干利用者が少なかったのかなと思いますが、今回焦点を当てたいのは利用対象者です。

確認ですが、例えば要支援1に認定されていれば、同居の家族がいらしても利用できて、介護保険に何も認定されていない独り暮らしの高齢者は利用できないということでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） ご質問いただいた高齢者、独居の高齢者の方や高齢者世帯のみの方については対象ではありませんので、現在は利用できません。また、家族がいらっしゃるって介護認定されていれば対象とはなりますけれども、前提として、家庭において移送することが困難な場合となっておりますので、利用者のご家族の状況を聞き取った上で、利用の可否を決定しているところであります。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 内容は分かりました。

介護認定はされていなくても、薬だけは服用していて毎月病院へ行っているという独り暮らしの高齢者は、大変な負担だと思います。頼れる人がいない方は行政を頼るしかないのではないのでしょうか。

それと、高齢者のみの世帯の方も同様だと思います。国は高齢者の運転免許証の返納を推進しています。このサービスが利用できたら返納する方も増えるのではないのでしょうか。

町民が望んでいるのは何なのか、優先順位を考えて予算をつけていただきたいと思います。これを前向きに検討いただき、独り暮らしの高齢者と高齢者夫婦のみ世帯の利用状況の拡充をお考えいただくことはできますでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 現在、利用できる対象者につきましては、介護保険認定者と身体障害者で、対象人数としては約2,100人いらっしゃいます。仮に75歳以上の高齢者の独居の方と高齢者のみの世帯の方で、介護認定者と身体障害者の方を除きますと約2,000人という数になりまして、対象者的には現在の2倍程度が対象になるというところであります。

仮に登録者が2倍となった場合、現在の車両台数や運転手の人数で運行することが可能であるかということの試算ですとか、事業の拡充をしなければ運行が困難であるとなった場合には、こちら町単独経費の事業で行っているものですから、他の老人福祉費を含めた全体を見直した中で財源を生み出せるかなど、各種事業全体を見直した中で、選択と集中により総合的に判断していければと考えております。

また、近隣自治体の外出支援サービスでも、利用回数や運行範囲など、当町とは違った形態で事業を実施しているところもありますので、参考にしていきたいと考えております。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） やっぱ予算というところは一番大変な問題になるかと思いますが、でも困っている人を助けてあげたいという思いは、この事業の拡充を前向きに検討していただきたいと思います。

もう一つ、車両のことも出てきましたけれども、以前、私はこの事業の運転手をしていたことがあります。当時から20万キロ以上走行距離がある車両を使っていて、故障もありました。今もあまり変わっていないように感じますが、現在、何台の車両を使っているのか、できればその車両の状態、運転手の人数、また、予約が埋まっていて申込みを断ってしまった件数を教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 車両の台数、あと運転手さんの人数につきましては、車両の台数は5台で、うち1台が車椅子対応になっております。運転手さんは4名いらっしゃいまして、車椅子の利用状況により5台の車両をローテーションして使用しております。

車両の老朽化の状況でありますけれども、5台のうち1台は登録から17年を経過し、走行距離も32万キロを超えております。福祉カーの購入に対しては、助成制度がある日本財団などの団体に対して、随時、社会福祉協議会から要望のほうをしてしておりますので、助成制度を活用しながら更新していければと考えております。

また、予約を断る件数につきましては、令和2年度から5年度までの統計になりますが、4年間の平均では、一月当たり平均利用者が83人に対しまして、お断り件数は4人から5人というふうになっております。割合でいいますと約5%、理由といたしましては、予約がいっぱいで埋まっているですとか、車椅子車両が空いていないという状況にあります。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このサービスですけれども、ずっとこれやってきまして、先ほど霞議員が壇上で、時代に合った利用の仕方が必要だろうとおっしゃっていました。まさしくその部分が当てはまるのかなと思っている中で、また、当町で行っているこの配車サービスにつきましては無料で行っていて、山武郡市の中でも、ほか一つ以外は全部有料でやっている状況で、やはり使用者の負担というのもあっていいんじゃないかなと。そういうのも含めて、今後、抜本的な部分として、使い勝手のいい、本当に必要な人に必要なサービスが得られるような状況を研究してまいりたい、そしてまた、それを実現させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 今、町長のおっしゃっていただいたこともよく分かります。やっぱり今後見直しも必要だと思います。利用者の範囲が今より倍になれば、それだけのことを全部カバーできるかという、そうではないと思いますので、今後、みんなで話し合いながらいろいろ検討していただけたらと思います。

車両の件に戻りますが、車椅子対応が現在1台しかないということも気になりますけれども、走行距離が32万キロ以上という車両があるようですけれども、この状態で人の命を預かって送迎する行政の車両としていかなものかなと思いますので、この古くなった車両を買い換える必要があるのではないかと、ということを町長はどうお考えになりますか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、やはり安全に移動していただく手段でありますので、その部分については、しっかりメンテナンスをして今の利用状況であろうかと思

ますけれども、そこについても、しっかり調査といいたいしょうか、本当に故障するような車に乗せていいのかというんだったら、当然それはもう駄目だという話になりますので、そこについてもしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 安全であるというのは必須条件だと思います。人命に関わることなので、早期に対応していただきたいと思います。

断りの件数は思ったより少なかったもので、やむを得ずというところで仕方のない数字なのかなと思います。

大綱3点目、防災訓練についてでの内容ですが、まず第一避難所として指定されるのは町の体育館だと思いますので、先月の台風7号のときも、自主避難所として町体育館が開設されたと思います。その町体育館での訓練が主になるということは分かりますが、これからは、それ以上の避難が必要な場合があるかもしれません。昨年以前の訓練では、地域の区民館や青年館に集合して、啓発のチラシをもらって人数確認みたいな感じで、実際の災害時で、避難所としてその地域の区民館とか青年館が指定されることはまずないとは思いますが、訓練として、何十年も変わらない方法、住民も、どうせ行っても何か人数確認じゃないのみたいな、そういう意識があるから1会場13人と参加者が少ないのではないかと思います。もっと実践的な訓練が必要と考えますが、地域の、まず学校とかでの避難訓練をやるお考えはございませんか。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 防災訓練の内容の見直しというご質問ですが、近年、当然、甚大な被害の災害が多くなっていること等もありますので、指定避難所、町内に13か所ございます。大きな災害が来た場合には、実際には指定避難所が主に開設するようになると思いますので、そちらを中心に、職員、関係機関だけではなくて、当然、地域の皆様を、町民の方と一緒に活動していただいて、地域の方たちが主に動けるような体制の訓練を今後も考えて、充実させていきたいと考えております。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 毎年、この訓練の直前になると、もうちょっと何かみんながわくわくするような、わくわくするというと失礼ですけども、参加したいと思うような訓練、アイデアはないのかという話はするんですけども、正直言ってなかなか見つからないのが現

状であるんですがただ、一つ言えるのは、この横芝光町の防災訓練というのは、近隣自治体の中では一番大がかりにやっているというのをまずご承知いただきたい。そういう状況の中で、例えば毎年同じことをやっているということがちょっとよくないのかなという思いもあって、結果的に今年は中止になってしまいましたが、来年はいつそのこと、住民の皆さんは町体育館にみんなで集まってもらったらどうかとか、そういうこともちょっと提案させてもらって、来年に向けての何か違ったアクションを起こせばなという思いは常にしております。来年に期待していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） そのお考えを聞いて安心しました。その場合、役場の職員、消防団、関係者だけではなくて、やっぱり行政総務委員さんや地区社協の皆さんの協力を要請して、自主防災の意識を高めていっていただきたいと思います。

一応、防災訓練の日なんですけれども、防災の日に関係して9月1日前後に行われて毎年いると思うんですけれども、でも、災害というのは季節を選ばないので、真冬に訓練をやってもいいんじゃないかと思います。今言った、来年に期待していただきたいというようなことなんです、たまたま今年は中止になりましたけれども、例年ですと、一度中止になってしまうとやっぱり来年ということになりますが、この冬にでもやってもいいんじゃないかと思いますが、そうすると今お言葉を聞いてちょっと準備の期間がないかなと思うんですが、今年に限らず、季節を問わず訓練をやっていくというのも大事ではないかなと思います。

最後ですけれども、訓練を何回やろうとも、実際の災害時は皆さんパニックになると思います。訓練をやっていないければなおさら何もできません。町民の意識を高めるのも行政の仕事と考えますので、町長がよくおっしゃいます安心・安全なふるさとづくりにこれからもご尽力賜りますようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木輝男君） 以上で霞浩子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時5分といたします。

（午後 1時51分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木輝男君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔9番議員 宮菌博香君登壇〕

○9番（宮菌博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

スポーツの祭典、パリオリンピック並びにパラリンピックは終了しましたが、日本選手はいろいろな分野で活躍をし、私たちに夢と大きな感動を与えてくれました。その結果、オリンピックでは45個のメダルを獲得しました。海外で行われた大会では、最高数のメダルを獲得したということでした。改めて選手の皆さんには感謝と敬意を表するものであります。

また、夏の風物詩であります全国高校野球選手権大会も、一部で2部制が実施された結果、京都国際高校の初優勝で幕を閉じました。低反発金属バットの導入により、ホームラン数は激減しましたが、緊迫した試合が多かったように思われました。

さて、今年の夏は例年以上の猛暑が続き、体感温度では異常な暑さを感じたことと思います。そして、温暖化や海水温の上昇等による影響で、全国各地ではゲリラ雷雨により河川の氾濫や崖崩れ、今までにない主要道路の冠水や停電等をはじめとするいろいろな被害が発生いたしました。改めて自然の力のすごさと、線状降水帯が発生するなど、科学では計り知ることのできないものであるということを再認識すると同時に、日本全国どこの地域で発生してもおかしくない状況にあるということでもあります。

それともう一つ懸念されることは、南海トラフ、いわゆる巨大地震の注意喚起が国から示されたことです。当町としましても、大雨等による被害と巨大地震による被害が懸念されますので、町民の生命と財産を守るため、日頃からの準備と周知が大切であると思います。そして自主防災組織等を有効活用していただき、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を芽生えさせていただくことが必要だと思われます。

今まさに地方自治は分権時代を迎え、いざというときの行政の力が試されるときであります。その対応が住民との信頼関係につながるといいますので、佐藤町長を先頭に頑張ってくださいと思います。

また、現在は当町の基幹産業である水稻の稲刈りもほとんど終わっている状況にあります。

今年は米不足により米価が跳ね上がり、経費を差し引いても例年以上に収益になっているということで、大変喜ばしいことだと思います。しかしながら一部報道で、米価が上がったことにより米離れが懸念されるということであり、心配要素もあります。

小中学校では、いよいよ2学期も始まり、これからは学びの秋を迎えるわけであります。町当局におかれましては、きめ細かな行政の推進はもとより、横芝小学校の改築や、教職員の働き方改革による部活動の地域化への対応など、教育環境の整備を急務に行う必要がありますので、それぞれの子供たちの夢や目標をかなえるような教育を展開していかなければなりません。實川教育長を中心に、教育課と教職員が一体となり、頑張ってくださいと思います。

それでは、大綱3点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては成田空港関係についてであります。令和6年7月29日付で、千葉県知事と成田空港自治体連絡協議会会長の連名で、内閣総理大臣に、我が国の国際競争力の強化に向けた、成田空港を核とした物流・産業拠点の形成等に関する要望書を提出したようですが、このような大事な問題が私たち議会議員に何も報告がなかったことは残念でなりません。

要望内容は6点あり、1つ目が国際線ネットワークの充実・強化、2つ目が道路・鉄道アクセスの充実・強化、3つ目が物流・産業機能の集積等へ向けた国家戦略特区の活用、4つ目が人材の確保・育成、5つ目が産業用地の整備・開発等の迅速化、6つ目が農林水産物・食品の輸出機能の強化ということであります。

考え方としては理解できますが、一つ一つの要望が当町にとってどのように有効なものなのかということを考えたとき、私自身として疑問が残りますので、町の考え方をお伺いいたします。

最初に、道路・鉄道アクセスの充実強化についてです。道路アクセスは理解できますが、鉄道については、成田空港北側の単線区間の解消を図るなど、鉄道アクセスの強化に積極的に取り組むということですが、空港南側の鉄道アクセスは考えないのかお伺いします。

次に、物流・産業機能の集積等へ向けた国家戦略特区の活用についてですが、成田空港を核とした物流・産業機能の集積や民間投資の促進に向けた取組をより広域な観点から展開するため、成田市、千葉市を対象とした現行の国家戦略特区を千葉県全域に拡大し、イノベーション促進に資する規制、制度の改革の取組を支援するということですが、当町をはじめとする成田空港南側地域にどのようなメリットがあるのかお伺いします。

次に、人材の確保・育成についてですが、グランドハンドリング人材をはじめとした国際航空拠点としての競争力強化に資する人材確保・育成に取り組み、その一環として、成田空港に関する国際航空貨物の取扱いについて、国家戦略特区により、外国人人材の活用・拡大を図るということですが、具体的にどのようなことなのかお伺いをいたします。

次に、産業用地の整備・開発等の迅速化ということで、外需の獲得に資する産業の立地に促すことは、経済安定保障の強化に向けたサプライチェーンの強靱化のみならず、2024年問題による物流のコストやリスクの低減につながり、我が国の国際競争力の強化に資することから、産業用地の整備・開発等の迅速化に向けて取り組むということですが、当町としては具体的にどのように考えているのかお伺いします。

次に、農林水産物・食品の輸出強化についてですが、令和12年度に向けた目標額年間5兆円を達成するためには、輸出機能の強化に取り組むことですが、当町として具体的な考え方があるのかお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目としまして、防災対策の南海トラフ巨大地震についてですが、8月8日午後4時48分に、宮崎県南部を中心に震度6弱、マグニチュード7.1の地震が発生しました。そして、その地震は、南海トラフ巨大地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると報道され、テレビの画面には、南海トラフ巨大地震注意という表示が1週間ほど示され、8月15日にその表示がなくなりました。専門家が政府と協議した結果、このようなことになったと思われます。したがって、いつ発生してもおかしくない状況にあると思われます。

また、8月10日の千葉日報にも、南海トラフ巨大地震注意を受け、県内行事中止など対応に追われる。18市町村、津波3メートル以上という見出しが掲載されていました。

町はこのような状況を踏まえ、どのような協議が行われ、また、どのような具体的な対策が検討されたのかお伺いします。

続きまして、大綱3点目の人事について2点お伺いします。

1点目として、現在の職員数についてですが、18年3月の合併時の東陽病院を除いた職員数は251人、臨時職員は5人という状況でした。そして、平成29年度までは減少し206人になりましたが、その後増え続け、現在は221人という状況にあります。合併時から比較すると30人しか減っていない状況にあります。そして、臨時職員は現在45名おり、合併時と比較すると、40人増えている状況にあります。一方で町の人口は、合併時には2万6,663人でしたが、令和6年には2万2,257人と、約4,400人も減っています。

現在の職員数は、私には異常な状況のようにしか思えませんが、町長の人事に対する具体的な考えをお伺いするものであります。

2点目として、来年度新規採用職員ですが、7月の広報よこしばひかりによりますと、当町の採用職員数は19名、内訳として、一般行政職上級6名、土木上級1名、保育士1名、保健師3名、一般行政職初級4名、一般行政職上級社会福祉士2名、一般行政職初級障がい者2名ということですが、現在の状況から、単年度でこれだけの多くの職員を採用するという町長の具体的な考えをお伺いします。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔9番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、成田空港関係についての、成田空港を核とした物流・産業拠点の形成等に関する要望についてにお答えいたします。

初めに、本件につきましては、令和6年7月30日の千葉日報で「成田空港強化首相に要望、知事と自治体連絡協、国家的事業へ」という見出しで報じられております。この要望は、我が国の国際競争力強化に向け、国の取組みを求めたものであり、その中で成田空港を核とした物流・産業拠点の形成等を進めるための国家プロジェクトとして、各要望項目に対する国の施策を見極めながら、県、成田空港圏自治体連絡協議会構成市町とともに具体的な議論を深めていくものと考えております。

要望項目の1つ目は、国際線ネットワークの充実・強化についてであり、成田空港がグローバルハブ空港としての役割を一層発揮できるよう、アジア便のみならず北米便を充実・強化するなど、世界各都市と結ぶ路線の新設・拡充に積極的に取り組むことを要望しております。

2つ目は、道路・鉄道アクセスの充実・強化についてであり、道路については、機能強化の効果を広域に波及させるべく、圏央道の全線開通や、アクアライン6車線化などの整備と、空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジの事業化を要望しており、鉄道については、グローバルハブ空港としての国際競争力を強化するため、都心直結線や成田空港周辺の単線区間の解消などを要望しております。よって、本要望においては、空港南側の鉄

道アクセスについて明言はされておられません。

3つ目は、物流・産業機能の集積等へ向けた国家戦略特区の活用についてであり、国家戦略特区を千葉県全域に拡大し、規制緩和や制度改革により、物流・産業機能の集積や民間投資の促進をより広域的な観点から展開しようとするものでありますので、空港南側地域として何が望ましいか、関係団体と連携しながら検討を進めてまいります。

4つ目は人材確保・育成についてであり、成田空港の更なる機能強化等により、貨物量・旅客数の大幅な増加が見込まれることから、人材の確保・育成の取組の一環として、国家戦略特区により外国人材の活用拡大を図るとしております。

具体的には、外国人が日本で就労する場合の在留資格につきまして、現行制度において、航空物流に係る業務については空港内では認められておりますが、空港外では認められていないのが現状です。このため、航空物流に係る外国人材の活用について、在留資格の業務範囲を拡大できるよう、国家戦略特区の活用を要望しているものです。

5つ目は、産業用地の整備・開発等の迅速化についてであり、要望書では3点求めています。地域未来投資促進法の物流以外の分野への拡大、県、市町等へのUR都市機構の支援、工業用水道等の支援であり、本要望に対応する国の支援等を見極め、物流・産業機能の集積や民間投資の促進など具体的な施策に活用したいと考えております。

6つ目は、農林水産物・食品の輸出機能の強化についてであり、農林水産物・食品の輸出に係る国の目標額を達成するためには、成田空港において、現在の約3.4倍規模の輸出を担う必要が想定されることから、輸出機能の強化を2点求めています。

成田空港とのアクセス改善や産地からの物流効率化と、空港周辺地域での輸出向け大規模施設園芸団地の形成等の支援であり、当町といたしましては、要望に対する国の対応を注視し、関係機関と連携を図りながら調査・検討を進める必要があると考えております。

以上、国における取組動向に対応し、町としての具体的な施策については、議会をはじめとした関係機関と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 宮菫博香議員ご質問の大綱2点目、防災対策についての南海トラフ巨大地震についてにお答えします。

8月8日16時43分頃に、日向灘を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生しました。

気象庁では南海トラフ地震との関連性について調査を開始し、17時30分から南海トラフ沿いの評価検討会を開催しました。その結果、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

町では、町地域防災計画により、地震発生後の南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたことにより、第1配備体制（警戒配備）として、環境防災課が情報収集体制をとりました。その後、環境防災課から町長へ情報収集内容を報告するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを勘案し、町長から全職員へ防災体制の確認徹底が指示されました。また、町民への注意喚起として、町ホームページ等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の周知と、地震や津波への備え、避難の準備についてお知らせしました。

今回の南海トラフ地震臨時情報は、8月15日17時をもって政府からの特別な注意の呼びかけは終了しましたが、南海トラフ地震のみならず、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震など、当町に被害が想定される地震の発生が近年高い確率で危惧されていることから、今後も危機管理意識を高く持ち、減災・防災に取り組んでまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） 宮菫博香議員ご質問の大綱3点目、人事についてお答えいたします。

初めに、現在の職員数についてであります。平成18年4月1日現在で、職員の総数は338人でありました。平成18年12月に定員適正化計画を策定し、事務事業等を見直ししながら、計画的に適正化を図ってまいりました結果、平成26年4月1日現在では総数287人まで減少いたしました。その後は、行政需要に合った定員適正化計画の見直しを行いながら、令和6年4月1日現在は、総数329人となっております。

なお、東陽病院職員（医療従事者）を除く職員数は、平成18年4月1日現在は251人で、令和6年4月1日現在は221人で30人の職員を削減しております。

しかしながら、近年は国が自治体に求めているデジタル活用によるデジタルトランスフォーメーションを推進するための体制の構築、成田空港の更なる機能強化等に伴う新たな居住

者獲得に向けた各種事業の推進、土地利用ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成、こどもの国跡地周辺及び横芝駅北側の開発等を具現化、加速化させることや、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応するため、職員数は増加傾向にあります。

次に、来年度新規採用職員についてであります。山武郡市職員合同採用試験で募集しました職員は、一般行政職（障がい者枠2名）を含みますが12名、資格職である保健師が3名、社会福祉士が2名、保育士が1名、土木職が1名で合計19名でございます。

9月22日に第1次筆記試験を行い、10月に班長職を中心とした第2次試験の集団面接を、11月に特別職を中心とした第3次試験の個別面接を行い、来年度の新規採用職員を決定する予定となっております。

採用人数を決定する基本的な考え方につきましては、一般行政職は退職者の補充、資格職は、社会情勢が急速に変化する中で安定した行政運営を継続していくために必要な人材を確保することとしております。

今後も将来を見据えながら、効率的、効果的な行政運営を行うとともに、各種施策を確実に実施できるよう、適正な人数で必要な人材の確保に努めてまいります。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、各課長につきましてはいろいろとご答弁をいただき、ありがとうございました。

改めまして、通告順に質問をさせていただきます。

最初に、成田空港関係であります。なぜこのような重大な事項を示した要望書を議会に何も報告がなかったのか、その理由を町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回に限らず、これが重要だと言えれば重要なんですが、今までその情報、案件につきまして、その都度議会にご説明する機会というのはなかったときも、今までにございました。

それとまた、今回の知事、そしてまた内閣総理大臣の日程が急に決まったのではないかと思います、憶測しますけれども。早い時間での対応、時間の流れの中で進めていたことでございましたので、こういう状況になりました。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今の答弁は、私には言い訳にしか聞こえません。

毎月、議会議員全員協議会等もやっている中で、なぜ今まで空港に関してはいろいろとやってきたにもかかわらず、こういう事項が何も示されなかったというのは残念でなりません。また、議会軽視のように思われてなりません。

それでは、要望事項について改めてお伺いいたします。

要望事項の1つ目、国際線ネットワークの充実・強化についてはある程度理解できましたが、2つ目の道路・鉄道アクセスの充実・強化についてですが、当町が発展するためには避けて通ることができない、絶対的な事項だと私は思います。道路については理解できますが、当地域が発展するためには、将来的に鉄道は必要不可欠だと思います。今回のような要望を提出したことは、空港北側と南側については、民間活力も期待でき、非常に大きなメリットが望める状況にあると思われます。

残念なことに、空港南側の鉄道アクセスについては何も示されていないということですが、このような状況で、当町をはじめとする空港南側にどのような効果が望めるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員には、この芝鉄の延伸の話を、ずっとお話をいただいているわけですが、現実問題、今芝山鉄道ができて以来、利用者も半減してしまっていて、それに対する赤字補填分が、成田市と芝山町が補填している部分が約2億円。これがどんどん膨らんでいる状況の中で、今、芝山町、成田市、そしてまた空港会社においても、この芝山鉄道については、正直言って何も触れていない状況の中で、これから延伸を、我々この横芝光町として望むという行為というのは今一切行っておりませんし、それを要望さえしていません。それはなぜかといったら、これを造るのに、多分当時1,400億円のお金がかかると言われている状況の中で、今やろうと思ったら2,000億円近いお金がかかるんじゃないかなと臆測しますが、そのお金を使って、毎年毎年赤字を補填するような状況になってしまっている本末転倒であり、この町の発展に大きく影響するか、私にとっては極めて懐疑的な考え方でいます。

そういう状況の中で、今回の要望の中にこれが入っていなかったのは、私といたしましても当然であるという認識の中で、この事前のレクチャーの中で、これでよろしいんじゃないですかという話で進めさせてもらいました。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 最初に、成田空港の機能強化のときにも、うちのほうは芝山鉄道の延伸ということで、総武本線に接続ということで、要望を出した。しかしながら、町長は何もやらなかったという現実があります。

そして、今町長は、赤字補填の問題が出ましたけれども、芝山鉄道はあれだけ短くて、人がいないところで止まっていて、どうやって利用度が高まるのか。今後は対応が違ってくると思います。従業員数についてだって、かなりの従業員数が今度増えてくるようになる。

それで、県は、また観光立県として、千葉県をいろいろ発展させていきたいということであります。となれば、そういう陸路でつながっていくのは、当然いろんな面で効果がある。逆に言えば、私に言わせてみれば、今、2億円の赤字補填ということでありますが、今後、いろんな経済効果、要するにそれがつながることによって民間活力が導入される。それで、使う人も当然私は増えてくることが想定できます。そうしたら、その赤字が増えるか減るかは分かりませんが、少なくとも、そういうものを踏まえた経済効果を求める調査も、私はやった中でそういうものが言われるのはあれなんですけれども、何もない中で、要望書も出しました、しかしながら私は延伸も考えていませんよって、これ、子供の対話じゃないんですよね。ですから、その辺はしっかりとその状況を踏まえていかなければならないと思っています。

そして、今言われましたように、これで空港北側と西側は鉄道まで複線化されました。道も今度いいものができてきます。当然、発展するのは向こうなのかな、これは誰が聞いても想像がつくわけでありまして。ですから、そういうものをしっかりしないと、今この地域は死んじゃいますよということを言っているわけです。

それで、成田空港と共生共栄し発展していかなければならないと私は思っています。しかしながらこのような状況では、将来的に当町として、ばら色の青写真を描くことができないと思われ、非常に残念でならないということを町長にお伝えします。

次に3つ目の物流・産業機能の集積に向けた国家戦略特区の活用ですが、この特区を広げることによって、空港北側と西側は非常に大きなメリットがあるように私は思います。ですから、当町をはじめとする空港南側にどのようなメリットがあるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の要望は、空港南側に特化した要望ではないということをまずご理解いただきたいと思います。

そういう状況の中で、先ほど申し上げましたとおり、北側と西側は、これはもう都心を結ぶ、成田空港と都心を結ぶ大きな動脈が、北千葉道路をはじめ、できているわけでありましてけれども、そういう状況の中で、この今回の要望がこの南側を特化するための要望でないということは、最初に申し上げましたけれども、そういう状況でない中で、その質問に対してどうしようにお答えするべきかというのが、ちょっと、なかなか私も理解に苦しむんですが、現実問題として、南側の発展は南側にふさわしい、私は今一般的に考えているのは、やはり観光事業ですとか、そういうものに特化することによって、この南側がよくなっていくんじゃないのかなというような思いでいっぱいであります。

現に、これから成田国際空港が、日本の世界からの玄関口になるにつれて、この広々とした九十九里海岸を、これから来る外国の皆様方にお見せできるような状況をつくっていきたいと思いますし、今は町とユニマットで進めています世界に通用するような施設をぜひこの横芝光町の中で造ることによって大きな発展につながるものというように私は信じておりますし、そうなれば、また間違いなく、そういう状況というのできるというのは、安易に想像できるというふうに思っておりますので、今後も、今までの流れの中、しっかりと選択と集中をした中で、頑張っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 私は関係ないということではありますが、自治体が協議会であなたの名前も出されていますよ。それで、千葉県知事は一番に千葉県の発展を考えます。これは当然であります。しかしながら、あなたは横芝光町と空港南側の発展を考えなければならないわけですよ。それがあなたの仕事なんですよ。そのような状況で、成田空港に隣接している地域と、空港北側と西側が発展するように思えてならないんですよ。うちのほうは立地条件も悪いから。だから、私はもう、あなたはそのような逃げ道を使っているのかなとしか思えておりませんが、再度考え方をお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この横芝光町を、新宿、渋谷にすることはなかなか難しいですよ。それを、どうやってこの町を発展させるか。現実的な目を見て、しっかりと計画を立てて、それで民間活力を得ながら一步一步進めていく、これしかないわけでありまして。しっかりとそ

の任を務めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 私も、どうしてもこの町は新宿、渋谷にはならないと思います。しかしながら、この町の持っている特性、いいものを引き出していかなければならないと。今まさにそういう時代であるにもかかわらず、そのような考えを持っているというのが、非常に残念でならないということを伝えさせていただきたいと思います。

次に、今までの中で、いずれにしましても、このような成田特区の問題等を大きく枠を広げるということではありますが、成田空港に隣接している立地条件のよいところと、そういう公共交通機関のいいところについては、発展する要素があり、優先して民間投資が促進されると思いますが、このような状況で、町長は当町はどのような民間投資がなされるのか、いろんな考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしく今進めている横芝光インターチェンジ周辺開発、これは清水建設株式会社、カインズホーム、そしてまた、大和測量のグループが、しっかりとこの民間活力の中で進めていただいておりますし、また駅北側においては、ベルテクス株式会社がしっかりと進めたいという思いの中で、今、JR東日本とも、しっかりと膝を合わせながらこれを進めているところでございますし、もう一つは先ほど申し上げましたとおり、こどもの国跡地の周辺を、世界に通用するようなリゾート関連施設をできるような、ユニマットとの提携も結んでおります。そういう状況の中で、しっかりと選択と集中であります。ここに絞って頑張っていきたいという思いでありますし、それに対して、職員もしっかりと頑張っている姿を見て、やっている姿を見ていただいていると私は思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 今、町長の答弁でありましたように、海の側まで開発するということであれば、やっぱり公共交通機関の充実というのは、さらに必須要件だと思います。まさに鉄道の延伸というのは国家事業でありますので、理にかなっているのかなと、まさにそういう要望をし、成し遂げていくのが私は当町の発展につながると思います。

次に、6つ目の農林水産物・食品の輸出機能の強化についてですが、現在の3、4倍規模の輸出を担う必要が想定されているということですが、現在はどのくらいの量を輸出してい

るのか、その辺について分かればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 今現在、成田空港からどのくらいのものが輸出されているかというところで、当町についてということであれば、申し訳ありません、今現在情報というものは持っておりません。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） まさに、このような要望を出しているわけでありますので、現在の状況がどうであって、今後どうなるのか、それに対する横芝光町の分としてはどうなのか、少なくともこのくらいの把握は、私はしておく必要があると思っております。

いずれにしても、立地条件の悪い当町としては、近隣よりも一番頑張らないと、将来明るい展望が見えないと思いますので、より迅速に、きめ細かく行っていただくことを切にお願いを申し上げます。

続きまして、防災対策、南海トラフ巨大地震についてですが、課長の答弁である程度は理解できましたが、第1配備とか警戒体制そういうものはしいたということはあるんですけども、全体の中で、要するに、これを見ても、いろんな自治体でやっぱり危機を持って、いろんな事業を中止したり、こうやってやらなきゃならないとか、いろいろやっているわけですね。ですから、少なくとも私は組織として、一回全体で集まった中でそういうものを共有するという必要性はあったのかなというふうには思っております。

それと、あと確認したいことが、当町では屋形地先に設置されている津波避難タワーがありますね。その点検とか、避難場所になっているマンションや光楽園老人ホームなどには、津波が発生した場合、すぐに避難できる体制になっていたのか。

また、上堺小学校と白浜小学校は、夏季期間中で学校が休みでした。したがって、8月15日だと盆の時期でありますので、多分学校は全く無人になっていると思います。ですから、それでも、要するにそういうものが発生した場合には避難できる体制になっていたのか、併せてお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 全体での共有の会議につきましては、今回は行っておりません。ただ、町内のイントラ等を使いまして全職員に周知をさせていただいて、体制を再確認するような指示が出ております。

また、指定避難所やタワーにつきましては、日頃、いつ災害が起きるか分からないという状況で、環境防災課のほうで学校の体育館の鍵での、開錠するための鍵であったりだとか、そういったものについては保管をしております、対応が可能な状態になっております。タワーにつきましても、通常の日頃の点検で異常がないことは確認しておりますので、いつ災害が起きても大丈夫なような備えというのは、日頃から心がけております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

いずれにしましても、災害は起きるのはもう止めることはできませんので、その後の対応だと思いますので、それにはやっぱり日頃の準備だとか周知だとかが大切だと思います。

それで、いろいろ他の議員さんからも出ていたと思いますけれども、これからは行政で、大きな災害が生じた場合には、できることというのはある程度限られてきちゃうと思うんですね。だから、地域防災組織を育成して、その地域防災組織で何ができるのか、よく言われますように、自助・公助・共助、そういうものを環境防災課のほうである程度アドバイスをしながら充実した組織をつくっていかないと、いざというときに対応できなくなってしまうのかなというのも懸念されますので、これはこれからの宿題として、地域コミュニティを形成していくためにも必要なものだと思いますので、効果が上がるような方法で考えていただければありがたいなというふうに考えております。

次に、3点目の、続きまして人事の1点目、現在の職員数ですが、いろいろと説明をいただきました。その結果、職員数は増加傾向にあるということでしたが、私としては理解に苦しみます。

人事の原点としては、人口が減ってくれば、それなりに職員数も減ってくるのが自然だと思います。仕事量が増えてくるというような説明もありましたけれども、それには優秀な職員を育成し対応していくのが本来の姿であると思います。

したがいまして、言い換えれば、町長は人事という最高の特権を16年以上も抱えているのに、生かし切れていないというよりも、低下させているように思えてならないわけです。

よく言いますように、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりということだと思いますが、町長は、それらを踏まえた職員育成をしてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の横芝光町の職員は優秀であるというふうに思っていますし、実際

やってくれています。

そういう状況の中で、なぜこういうように、最初に計画したほど職員が減っていないか、また途中から増えてきたかということにつきましては、一般会計予算、今も150億円、合併当初90億円、その辺のところの中で、これだけの事業を行っている。そしてそれをしっかり問題なくこなしている。このところに、この職員の数も必要になってきますし、また、しっかりと働いてくれた人には、やはりそれなりの休暇も出してやらなくちゃしょうがないし、しっかりと休んでもらわなきゃならない部分もあります。

それをしっかりと見据えた中で、頑張っている職員に対して、一層のことその部分の配慮をしないでは、なかなかこの町の発展につながらない。そういう状況の中で、結果こういう状況になっているというのも事実であります。さらには、先ほど来お話がありました成田空港の容量拡大の問題の中で、私もよく言いますけれども、今がまさしくこの横芝光町が発展する千載一遇の大きな大きなチャンスになっている中で、しっかりと職員にも働いていただいて、頑張っていて、この町の発展のために寄与していただきたい思いの中で、この結果がそういう状況にあるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今、町長からいろいろな答弁がありました。

あまりこういうことは言いたくなかったんですけども、あえて言わざるを得ない状況になったから言わせてもらいますけれども、新町建設計画、言ってみれば、あれはおおむね合併後10年を目安に策定をしているものであります。しかしながら、今の状況になっても、道路等をはじめとするインフラ整備というのはほとんど終わっていないし、そんなに事業をいっぱいやっているように私にはあまり映りません。

副町長も、長く副町長という職に就いておりますけれども、今の町の状況をどういうふうに思いますか。思うことがあれば。

○議長（鈴木輝男君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 職員数の関連で、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

確かに人口減っている中で、職員数もなかなか削減はできていないんですけども、今町長が言われたような各種事業もございますし、また、現在の世の中と言ってしまおうとあれなんですけれども、今の様々な、今までにはなかったような細かい事業等がございます。行政としてもきめ細かな行政をしなければいけないということで、どこの市町村も、なかなか

職員数を減らすことができていないというのが現状かなというふうに思います。

ついては、私もいつも周辺の状況を調べてしまうんですけれども、千葉県でいいますと、平成5年4月1日現在の職員数、人口1,000人当たりでいいますと、町村では平均9.02のところ、当町では7.1人ということで、町村の中で決して職員数が多いわけではございません。もちろん、町村の中で最も人口が多い当町ですので、平均より数が少ないというのは当たり前のことなんですけれども、どこの市町村もなかなか業務量が多くて、職員数が減らされていないというのが現実なのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私は極力減らせということは言うておりません。計画的にしっかりやった中で、いい職員を育成させる中で対応していくということを言っているわけであります。

それと、臨時職員については、いろんな分野があつて大変かと思いますが、合併時に5人しかいなかった人が、先ほど言いましたようにかなりの数、これは毎日云々ということじゃないんですけれども、そういうふうに専門的なところとしても使っているわけでありますので、そうすれば、そういう分野でも職員との兼ね合いというのは当然考えていかなきゃならない。

私がなぜこのようなことを言うかということ、当然、職員数というのは、これがまた義務的経費に影響してくるわけですね、いずれにしても。ですから、そういうものを踏まえてやっていかなければなりませんよということを言っているわけであります。

それでは次に、来年度新規採用職員の関係ですけれども、東陽病院を除いた新規採用職員については、さっき言ったようにかなり多い人数で19名。逆に、退職する職員は何名いるのか教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） ただいま退職する職員ということでございましたが、具体的には、人事の関係もありまして、数字のほうはご説明できませんが、基本的に、先ほども答弁で申し上げましたとおり、退職者の補充ということで、今回、差引き19名ということで、人数がなったものでございます。

その中には、先ほど申し上げたように、専門職、資格職の方については、若干、土木ですか、社会福祉士1名については、増の部分もございます。あと、なかなか採用が見込めない、一般行政の障がい者枠についても、一応2名程度、できれば1名は確保しないといけな

いという町の状況もございますので、その辺は募集させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 数は今の段階で言えないということであるんですけども、退職補充と社会情勢に伴うということであれば、退職者15人ぐらいいるという考え方でよろしいんですね。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） おおむねそのぐらいになるかなとは思っています。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） いずれにしても退職者がそれだけいるということであればなんですけども、こういうことについても私は理解に苦しむわけです。

要するに、このような採用をしていると、先ほども言いましたけれども、義務的経費も予想以上に発生し、町予算に悪影響を与えるようになるとともに、小さな自治体で1回に大量の職員を採用することによって、将来的に管理職のポスト等もなくなり、行政運営にも悪影響を及ぼすことが想定されるわけです、これは当然。そしてまた、技術職を採用するのであれば、その職に合った仕事を与えないと、本人及び行政いずれにも不利益が生じてくるということです。

ですから、そういうところまで踏まえた中でやっているのかどうかと、やっていると思うんですけども、私にはそういうところが見えてこないですけども、いずれにしても、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

時間なくなってきましたけれども、その中で特に、保育士1名採用予定のようですが、どのようなポジションで業務を行うのか教えていただければと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） 保育士1名の採用ということでございますが、現在、町立保育所、横芝保育所一所でございますので、そちらでの勤務ということで考えております。

○議長（鈴木輝男君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） そうすると、町内では民間保育所であって、定員が確保しづらくなってきたところもあるんですけども、町保育所で職員を採用し、町保育所はそのまま継続をしていくという考え方ですね。そういう考え方も聞いていないし、そうであれば、横芝保育所も施設かなり老朽化してきていますので、そういうものの建て替えなんかというのとも考え

なければならないと思うんですけれども、そういうところはどんなものなのか、その辺についてもしっかりと機会でありますので、お伺いしておきたいなと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 民間の幼稚園、保育園等の管理者の皆様方とも個人的にもお話をさせてもらっている中で、今、本当に町職員もそうなんですけれども、保育施設の中での職員を集めることが、極めて今難しい状況になっている中で、将来的な経営計画が立ちづらい。そういう状況の中で、横芝町時代に4つ保育所をつくったわけでありまして、それを最終的に一つに集約した中で、町営の保育所の必要性というのが、ここに来て出てまいりました。そのことも含んで、新たな、今宮菌議員おっしゃられたとおり、今の横芝保育所の老朽化についてはかなりのものがあります。ここについてもしっかりと今検討を重ねているところでございまして、今おっしゃられたとおり、今後、町立の保育所を残す方向の中で、やはり保育所を新たに建て替えることも必要であろうという認識を持っています。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌議員。もう時間がありません。簡潔にお願いします。

○9番（宮菌博香君） 分かりました。ですから、そういう大事なことも、何もなくやっているということだと思います。

いずれにしても、職員を採用する場合には、将来町を背負って立てるような職員を育成していくことが大切だと思いますので、それを切に願うものであります。そして、義務的経費等が抑制できるような対応を願うものであります。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木輝男君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時15分といたします。

（午後 3時05分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木輝男君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今なお巨大な国家同士が衝突する国際情勢の下で、国においても能登半島地震の被災者支援と復興、円安や資源高による物価高騰、想定を上回るスピードで進む少子高齢化など、内政が抱える課題も山積であります。

そのような中で、去る7月3日から1万円、5,000円、1,000円の新デザインの紙幣発行が始まりましたが、福沢諭吉から日本資本主義の父と称される渋沢栄一にバトンを渡されたことに鑑み、日本再生の手がかりをつかむべく期待するものであります。

ともあれ、一町会議員として、どこまでも地域に通暁し、町民の本当の痛みや苦しさを知り、代弁者としての使命と自覚を忘れず、様々な実情を貪欲に調べ、秘めたる可能性を洗い出し、持続可能な処方箋にたどり着くまで試行錯誤を重ねてまいります。時代が大きく変わろうとする今、町民のニーズを徹底して酌み取り、政治に生かしていくことをお誓いし、質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、教育行政について1点お伺いいたします。

教科書バリアフリー法改正に伴う本町の取組についてであります。さきの国会において全会一致で成立し、本年6月19日公布、7月19日施行となりました。そもそも平成20年の教科書バリアフリー法に基づき、デイジー教科書等の音声教材等が制作され、障害のある児童生徒に提供されておりました。今回の改正により、外国人児童生徒等も使用して学習することができることとなりました。支援が必要な児童生徒の学びを充実させることができ、積極的に推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。既に文科省から教育委員会に音声教材の特徴や機能、申請方法等の事務連絡が届いておられると存じますが、お取組に関する当局のご見解を伺います。

第2に、優しさあふれるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、自治体における婚姻届の記入例見直しについてであります。民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれかが姓を改め、夫婦同姓にすると定められています。しかし、実際には約95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓しています。

また、自治体の婚姻届の記入例では、婚姻後の夫婦の氏を夫側にチェックを入れ、夫側を選択しているケースが圧倒的となっています。この記入例により、無意識にジェンダーバイ

アスがかかってしまうことになり、妻の氏の選択の余地を奪ってしまうことにもなりかねません。実際、本町においても、通告の提出に当たり、ホームページから記入例をダウンロードした際、夫の氏のほうにチェックが入っておりました。夫側に誘導されているようにも受け取れます。他の自治体の記入例では、婚姻後に名のる氏をお二人で決めてチェックをしてくださいとのコメントのみで、どちらにもチェックは入れないものがあります。

そこで、当町における婚姻届の記入例も、夫婦の氏が夫、妻のどちらでも選択できることが理解できるように見直されるべきと考えますがいかがでしょうか、ご見解を求めます。

2点目として、マイナ保険証の普及と利用促進等についてであります。本年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

円滑に移行するため、政府はマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努め、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携や、あらゆるメディアを通じて広報展開していました。

一方で、全国の地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きもあることから、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。

一人でも多くの方にデータに基づくよりよい医療が受診でき、高額医療費などの手続が簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めてほしいと切望いたします。

そこで、本町の町民への周知状況及びマイナ保険証の利用促進に向けた取組状況や施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況について伺います。

3点目として、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてであります。国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害（MCI）高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが非常に重要です。

そこで、認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、

認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要であることから、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、認知症の人の行動、心理状況、B P S Dの発症を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

第3に、安全で安心なまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として、高齢化社会に伴う側溝清掃における特殊車両、吸引車、高圧洗浄車の導入についてであります。まず、町の現状では、地域の利用者に清掃していただく中、側溝の蓋を上げる機械の貸出支援をしていると承知しております。町民の力による道路側溝清掃は、地域の美化や道路愛護等を育む上で素晴らしいことではあります。年々の社会情勢に伴い、これまで活動を活躍された方々もご高齢となり、私の元にはたくさんの苦情や要望が寄せられるようになりました。ここ数年悩んでおりましたが、側溝の土砂堆積は待ったなしであり、道路冠水が発生する原因にもなります。

そこで、過日、自治体独自で側溝清掃における特殊車両をお持ちである旭市へ勉強に行つてまいりました。旭市では、市民が側溝清掃した際の汚泥の回収に早急に対応でき、市民ができないことや横断管の清掃を行うことができることから、吸引車は昭和60年、高圧洗浄車は平成3年より導入されておりました。

本町におかれましてもぜひ導入のご検討をされてはいかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、更なる防災・減災対策について、2件伺います。

1件目は、自主防災組織の実情及び地区防災計画の作成についてであります。以前にも増して大きな災害が起こり得る昨今、町民の方の防災意識が高まる中、さらなる取組に重点を置くべきと考えます。災害に強い横芝光町をつくるためにも、各地域で今後の災害に対する指揮の執れる人材、その広がりが必要になると思われます。

まずそこで、本町の自主防災組織の実情及び活動状況、拡充方策等をお聞かせください。

また、平成25年の災害対策基本法改正、平成26年4月1日施行の地区防災計画制度の創設から10年経過いたしました。より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、地域コミュニティーでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってき

ます。今後、各地域で策定が進むことが町全体の災害対応力の向上につながると確信いたしますが、町当局のご認識と本町における作成状況についてお尋ねいたします。

2件目は、災害時の福祉的な支援及び保健衛生環境の整備についてであります。今年の元日に発生した能登半島地震から8か月が経過しました。現在も多く住民が避難所で暮らしています。国の中央防災会議は、本年6月、国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記いたしました。具体的には、市町村に対して、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう要請されております。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請しました。今回の地震でも有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記されております。トイレトレーラーは、トイレカーもそうですけれども、トイレトレーラー、トイレカーは、国からの普通交付税や緊急防災・減災事業債などが活用可能であります。

そこで、災害応急対策の福祉的な支援及びトイレトレーラー、トイレカーを含む保健衛生環境の整備について、本町に必要なことは何か、今後の取組について伺います。

以上、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。なお、私からは大綱1点目、教育行政についてお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

近年、外国人児童生徒の増加が見られ、とりわけ日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒の数も増加しております。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律いわゆる教科書バリアフリー改正法とは、障害のある児童及び生徒のために作成

されている教科用特定図書等が、教科用図書の使用に困難を有する日本語の通じない児童生徒にとっても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用図書等を使用して学習することができることとなるよう必要な改正を行い、令和6年7月19日から施行されたものであります。

本町でも同様に、近年、外国人児童生徒の転入が多く見られるようになりました。日本語での学校生活や、日本語を使った授業に問題なく対応できる児童生徒もおりますが、友達や教師とのコミュニケーションや、日本語での授業に支障を来している児童生徒もおります。

そのような児童生徒に対する現段階の日本語指導については、各学校において、特別支援学級の授業時間に日本語教育を行うとともに、特別支援教育支援員がことばのサポートを行っております。また、日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒には、通訳アプリ機器（ポケトーク）を使用するなど、工夫をして教育活動を実施しております。

今回の改正により、通常の教科書の使用に困難を抱えている外国人児童生徒にとりましては、教科書の音声データ等のデジタルデータを提供してもらうことが可能となり、教科書に掲載されている著作物については、著作権者の許可なく増製することができるよう特例が設けられました。このことにより、今まで以上に日本語の指導が必要な児童生徒には、学習の理解度が進み、教師にとりましても、教材の選択の幅が広がることとなります。

今後はさらに、このような外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の割合は多くなることが予想されます。町教育委員会といたしましても、文部科学省や千葉県教育委員会の施策に沿って、町内小中学校と連携を図りながら、児童生徒の学習における環境整備に努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、自治体における婚姻届の記入例見直しについてと、マイナ保険証の普及と利用促進等についてにお答えします。

初めに、自治体における婚姻届けの記入例見直しについてでございますが、婚姻届の様式は法務省で定めている様式を基準としており、婚姻届には、夫になる人、妻になる人の氏名、住所、本籍などを記入する他に、婚姻後の夫婦の氏を、夫の氏または妻の氏のいずれかを選

択する欄があります。

現在の民法では、婚姻時に夫か妻のどちらかの氏を選び、夫婦の氏を決めなければなりません。全国的な民間の調査では、氏を改めるのは約95%が女性と圧倒的な差があり、自治体の窓口で例示する記載例では、夫の氏を選択する例が圧倒的に多い結果が出ています。

窓口で例示する記載例には、男女の役割などへの固定的な思い込みや偏見があり、夫の氏に誘導する懸念があるのではないかと問題視されており、全国的に自治体が記載例を改善する動きが見られています。

そのような中で、当町においても窓口で例示する記載例は、夫の氏を選択する例を使用していたため、本年7月に、記載例を見直し、夫の氏または妻の氏を選択する欄には、どちらもチェックを入れない記載例に改善いたしました。

当町のホームページに掲載している記載例についても同様に改善し、8月末に掲載いたしました。今後もこのような事案があった場合には随時見直しをして、柔軟に対応したいと考えています。

次に、マイナ保険証の普及と利用促進についてでございますが、現行の健康保険証の発行が令和6年12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行することに伴い、マイナンバーカードの保険証利用登録が進んできているところです。

マイナンバーカードへの保険証利用登録が完了している、いわゆるマイナ保険証は、国民健康保険中央会の統計によると、当町の国民健康保険被保険者の令和6年6月時点での登録率は63.4%で、医療機関等でのマイナ保険証の利用率は21.2%となっています。

マイナ保険証の普及と利用促進の取組みとしては、町広報紙への掲載のほか、8月の保険証切替で保険証を郵送する際に、マイナ保険証の利用を促すパンフレットを同封しました。

また、限度額適用認定証の申請書には「マイナ保険証を利用すれば、事前の手続がなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください」と記載し、周知を図っているところです。

今後も、マイナ保険証の普及と利用促進を図るため、効果的な周知ができるよう努めてまいります。

また、厚生労働省においても、令和6年5月から8月まで、マイナ保険証利用促進集中取組月間を実施したところでありますので、今後の利用率の推移を注視してまいります。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱２点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてにお答えいたします。

認知症は誰もがなりうるもので、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民や事業者等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要であり、一人でも多くの住民が認知症の症状や認知症の人への対応方法を理解することが必要であります。

当町では、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発として、基礎知識や認知症ケアパス、相談先等を記載した「認知症あんしんガイド」を作成し、福祉課や地域包括支援センターの窓口で配布しています。さらに、町広報紙やホームページで認知症に関する正しい情報の周知や、認知症高齢者等見守りシールの発行のほか、認知症に関する理解を促進するため、一般の方はもとより、小・中・高校生を対象とした認知症サポーター養成講座を継続的に実施し、既に多くの町民が認知症サポーターとして、地域で日常的な見守り活動にご協力いただいているところであります。

また、認知症早期における支援のため、平成28年３月に認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の人や家族への訪問を行い、認知症専門医と相談のもと、必要な医療や介護制度につなげるまでの支援を行っているほか、地域包括支援センターにおいても、認知症についての正しい理解と情報が得られる相談の場として、認知症の人や家族、地域の方々が気軽に参加できる認知症カフェを開催しているところであります。

今後、更なる取り組みといたしまして、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の４つの柱を基本とする認知症コミュニケーション・ケア技法、ユマニチュードの普及や、サポーター養成講座を修了した者で、上級のステップアップ講座を受講した認知症サポーターと地域の多職種との連携により、認知症の人と家族の社会参加や居場所づくりの支援活動を行うチームオレンジを構築してまいります。

令和６年１月１日に認知症に関する法律、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう７つの基本理念のもと、国、地方公共団体、国民の責務が明確に示され、都道府県や市町村では、認知症施策に対する総合的な計画を策定する努力義務が課されております。

計画策定につきましては、県の動向を注視しながら検討してまいります。現在取り組ん

でいる認知症事業や普及啓発を推進しつつ、今後も認知症の人と家族の視点に立った地域づくりに取り組んでまいります。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、高齢化社会に伴う側溝清掃における特殊車両、吸引車、高圧洗浄車の導入についてお答えいたします。

道路側溝の清掃につきましては、日頃から利用されている方々に管理をお願いしているところですが、高齢化が進むにつれ、次第に困難になることが予想されております。

そこで、堆積した汚泥を高圧洗浄車の水圧で砕いて吸引車で吸引する清掃用の作業車両を購入し、職員を派遣している自治体もありますが、車両の購入費用に加え、保管するための車庫、汚泥の処分費用、さらに、オペレーターとしての職員の派遣が必要になるなど、課題があるとも考えられます。

しかしながら、高齢化の進展は待ったなしの状況であるため、他の自治体の状況や先進事例等について研究してまいります。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、更なる防災・減災対策についてにお答えします。

初めに、自主防災組織の実情及び地区防災計画の作成についてですが、当町の自主防災組織数は、現在10組織が設立されています。

各組織の活動状況ですが、８月22日現在の調査結果では、町防災訓練も含め、年１回以上の防災訓練を実施している組織が９件、発電機などの災害用備蓄品を年１回以上点検している組織が９件、その他、非常食等の確認、入れ替え等を定期的に行っているとの回答がありました。また、コロナ禍で一時活動ができなかったことから、今後の活動内容を現在見直しているとの組織が１件ありました。

なお、各自主防災組織において防災計画は作成していただいておりますが、地区防災計画を作成するまでには至っておりません。今後も内閣府が示す地区防災計画ガイドラインに沿

って、地域住民が自発的に地区防災計画の作成を進められるよう支援してまいります。また自主防災組織の新規設立に向け、広報・啓発活動を推進するとともに、現在設立されている自主防災組織の活動を充実し、地域住民と町が連携し防災力が向上できるよう努力してまいります。

次に、災害時の福祉的な支援及び保健衛生環境の整備についてにお答えします。

政府の中央防災会議が令和6年6月28日に開催され、1月の能登半島地震の課題を踏まえ、国の防災基本計画が修正されました。その概要は、高齢者などの要配慮者が多く被災したことから、災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記され、避難所の環境を改善するため、トイレカーなどを活用して快適なトイレの設置に配慮することや、高齢化を踏まえた支援の充実を図ることが新たに盛り込まれました。

当町としましても、高齢者などの要配慮者が安心して避難できるよう、福祉的な支援を視野に入れて、大規模災害発生時の避難所運営に際し、パーテーションや段ボールベッド等を早期に設置できるよう備蓄するとともに、定期的な設置訓練を実施してまいります。また、簡易トイレキットは備蓄しておりますが、今後の保健衛生環境の整備を踏まえて、トイレトレーラー等の整備についても調査研究してまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、教育長から、教科書バリアフリー法に伴う取組を教えてくださいました。

参考までに、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の実情ということで、国別・学校別人数を教えてくださいましたらありがたいです。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、外国籍の児童ですけれども、小学生が22名、それから中学生が9名の全部で31人おります。そのうちの日本語指導が必要な生徒数の調査ですけれども、一応、31人分の11名ということで確認をさせていただいております。それは令和6年8月26日現在です。

それで、国籍別でいきますと、多い順に言っていいいでしょうか。フィリピン、モンゴル、スリランカ、台湾、タイ、インドネシア、中国、ブラジルといったような国籍の児童がおります。

実際、今、現在の段階ではポケトークということで、それぞれの学校から要請があった数だけ、一応渡してあります。横芝小学校が2台、光小学校が2台、それから光中学校が2台と、上堺小学校も1台ということで、横芝中学校は既に学校で購入していただいて使っているということで、あと、教育課のほうには今のところ1台余裕があるという、そういう状況で、今、工夫をしながら対応させていただいております。そんな状況です。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ポケトークで対応しているということでありますけれども、文科省のこの事業で製作し、授業で使用している教科書の音声教材等として無償で提供するというのを伺っておりますので、日本語を指導できる体制づくりに向けて、ぜひ、財政支援もしているということでありますので、積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。外国人だけでなく、障害のある児童生徒にも有利かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、細々としようと思ったんですけれども、時間の関係上、また、教育長のところにはいろいろと声を届けに行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、婚姻届の記入例見直しということで、課長から答弁いただきまして、ホームページは8月末までに変更したということで、ありがとうございました。よかったです。

そして、これに鑑みて、町長のご意見をお聞きしたいことが一つございます。

近い将来法制化するであろう選択的夫婦別姓制度の導入についてでありますけれども、全国の地方議会では選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書もかなり提案されております。

日本の夫婦同姓は、国連女子差別撤廃委員会から2003年、2009年、2016年に差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性や一人っ子同士での結婚において大きな障害となっています。

選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査で国民の約6割が賛成もしくは容認しているものの、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。

婚姻届の記入例を見直すことにより、夫婦でどちらの姓を選択するのか考えることは、選択的夫婦別姓制度の法制化についても考える機会になるのではないのでしょうか。

特に本年6月、現行法は女性の活躍阻むと経団連が政策提言で要望されております。そもそも国際的には、夫婦同姓を採用していた国が相次いで法改正し、現在、婚姻時に夫婦同姓

しか選択できない国は世界197か国中日本のみとなりました。

法律面から見ても問題があります。憲法第13条、個人の尊重、憲法第14条、法の下での平等、憲法第24条、家族生活における両性の平等、以上から考えられるジェンダー平等の新たな視点に、この制度の必要性に対する町長のご所見をお聞かせください。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり今、川島議員おっしゃられたとおり、世界で唯一こういう状況にあるということはいかななものかというふうに私は思っています。

憲法で、今、云々おっしゃっていましたがけれども、やっぱりそれで保障されている部分を、しっかり、憲法の上位法ですから、実際、そのところは今の国会の中でしっかり審議してもらって、できるだけ早くこれについて法整備がなされることを期待したいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 突然の質問にお答えをいただきましてありがとうございました。非常に心強い答弁でありました。ありがとうございます。

次に、マイナ保険証の普及と利用促進等についてでありますけれども、細かく課長のほうからご報告いただきましたけれども、一つ、マイナンバーカードの特急発行というのが12月2日施行予定ということでありますけれども、簡単に仕組みを教えていただければと思います。

○議長（鈴木輝男君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） お答えいたします。

マイナンバーカードの特急発行交付についてですが、現在、1か月程度要している申請から住民にカードが届くまでの期間について、乳児、これは1歳未満、それから紛失等における再発行、海外からの転入者、それから、追記欄がいっぱいになってしまった等、本人の意思によらないカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に特急発行交付の仕組みが創設されます。この制度が創設されますと、1週間以内、最短では5日でマイナンバーカードがお手元に届くようになります。

こちらですが、対応能力といたしまして、1日1万人、それから、申請から交付までの仕組みですが、役場の窓口で申請していただきまして、その後、カードの発行等、J-LISに送るわけですが、その後、J-LISにおいて、今まで市町村の窓口でしておいた交付前設定、交付処理、これらをJ-LISで行いまして、郵送でお手元にお届けするという制度

でございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） J－L I Sから送られるということですね、分かりました。ありがとうございます。

マイナ保険証に関しては、お聞きしたいことがたくさんあるんですが、時間の関係で、また、窓口のほうに行くこともありますけれども、とにかく最大のメリットがたくさんあるということで、これは町民に周知を、保険証を持つ周知のきっかけになるので、何かもっと周知をしていただきたいという。能登半島の地震の避難所でも非常によかったということでもありますので、よろしくお願いします。また、別の機会に、ぜひ課長と討論できればというふうに思います。

また、総務省で来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援ということで、例えば茨城県の龍ヶ崎市なんかは、対象者が事前に予約すると職員さんが訪問して、家で写真も撮って、独り暮らし、また動けない高齢者の人とか、そういうサービスもしているということで、うちの町も、そういったいろんな形をサービスしているのは、様々、今までの取組、知っておりますけれども、今も、ホームページで、いついつ、土曜日、日曜日できるというのが載っていますけれども、こういった来られない人のやはりサービスも今後考えていただきたいというふうに思います。意見ですので答弁は結構です。

それと、認知症の人に寄り添った地域社会の構築でありますけれども、ぜひ、ユマニチュード、この取組、やっていただきたいというふうに思います。

また、若年性認知症の方々を含めて認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要です。特に、認知症と診断された後に、希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であります。

そこで、認知症の本人や家族等が診断後、早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、当局のご見解を伺いたいんです。地域包括支援センターとかで家族の方を励ますのをやっているのも承知しておりますけれども、こ

ういったことで、積極的にいろんな角度からやっていただきたいというふうに思います。

時間がないので、答弁は結構です。すみません。

ユマニチュードは福岡市が積極的にやっています。福岡市は、行政の中に福祉局の中にユマニチュード推進部という新たな設置をしているぐらい一生懸命取り組んでおりますので、このところも研究していただいて、ユマニチュードの講座の実施も考えていただければというふうに思います。

そして、都市建設課長からご答弁いただきました側溝清掃における特殊車両、調べていただきまして、ありがとうございました。

私、旭市に行ってまいりましたけれども、やはり経費がかかる大変な事業だなと率直に一番最初に感じたことでありますけれども、例えば館山市でも側溝清掃車を持って、建設課が機械車による清掃をしている。また、旭市では、建設課と環境課が力を合わせて別々の事業をしている。環境課は専用の籠による清掃ということで、市民に貸出しをして、草や木やごみは駄目で、1籠15キロまで、泥と土のみを取れば回収は市で行く、こういう事業をやっているところ、県内では館山がありますし、全国でもいろいろ、リースとか業者委託とかあろうかと思っておりますので、そのところも含めて、購入だけではなくリースだったら、業者委託だったらということも含めて調査研究していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

自主防災組織、いつも最後、時間がたっぴりあったら、それこそ防災・減災をしっかり聞こうと思っていたくさん用意するんですが、いつも時間がなくなってしまって、課長に謝りながら取上げさせていただいている次第でありますけれども、行政区の区長さんの名前が挙がっている4月の段階の広報よこしばひかりだと89人いらっしゃるんですね、数えてみたら。その中の10か所ということでしょうか。区としたら中台区とか東町区とか、10か所。そうになると、先ほど、長い話に感じるんですがけれども、でも、今日も霞議員、また宮園議員から、防災・減災、いろんな角度で質問が出ていましたけれども、非常に町民もこの災害には意識高くいろいろな形で準備をしたり、テレビに目を向けたり耳を向けたりというところが多くなってきているのではないかなというふうに思います。

でも、諦めずに、南房総市は116の行政区があって、行政区全てに自主防災組織が設置されているそうであります。私が感動したのは、この中のリーダーが活動方針や熱量にぶれないと、そういうことでありますので、ぜひ南房総市のやり方とか、そういうのも研究していただいたらいいのかな。どういう形で116の行政区全てに設置できた、また、台風で5年前、

南房総市は大変な思いをしていますから、当然といえば当然なのかもしれませんが、よそができてうちの町ができないということはないと思いますので、ぜひ、このところは力を入れて研究していただきたいと思います。

そして、やっぱり大事なのは、自主防災組織にリーダーをつくるということであると思います。もう、自主防災リーダー研修、防災コーディネーター養成講座、また防災士取得、この防災士取得も、うちの町、本当に辛うじてスズメの涙ぐらいの予算がついておりますけれども、希望者が多ければそれなりに町長もまた補正予算で上げてくれると思いますから、このところもしっかり取り組んでいただきたいということと、ぜひ、避難所運営は特に女性の意見が大事だと思いますので、子を抱えるお母さんとか、いろんな女性の、更年期の方とかおりますから、女性防災リーダーを育成してほしい、このように思います。

そして特に、自主防災組織、今、10しかないですけれども、この自主防災組織、教育長、教育課がもし協力していただけるのであれば、私は、例えば自主防災組織の活動の持続、またPRとして、町の体育イベントや小学校の運動会の際に一番若い保護者の方とか、家族が集まるわけですから、消火訓練、運動会の際に消火訓練やバケツリレーとか、借り物競走を入れていただいたら、非常に地域ぐるみの有効な運動会になるのではないかなというふうに思いました。

とにかく若い人たちが目を向けていただけるように自主防災組織、やはり高齢者ばかりですと後が続かなくなるというふうに、やっぱり先細りで苦しくなると思いますので、このところも考えながら進めていきたいというふうに言っていただきたいというふうに思います。

環境防災課長、すみません、町民への家の耐震化や食料の確保など、具体的な備えを促す意識づけの機会として、国立研究開発法人防災科学技術研究所がネット上に公開している地震10秒診断のリンクを町ホームページに張りつけてはいかがでしょうか。パソコンやスマートフォンで住所や郵便番号を入力すると、30年以内に震度5弱から7までの地震が起こる確率や住宅の全壊確率、停電や断水日数などを確認できるサイトであります。もう既に全国、取り入れている自治体はございますので、私も地震10秒診断ってスマホで入れるだけで、そこにつながりますので、一度皆さんやってみていただきたいと思いますし、ぜひ、すぐ町民の皆さんにも意識づけの機会になると思いますが、環境防災課長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 今言われたアプリですか、診断の、インターネット上で10秒

でできるというものなのですが、私もやらせていただきました。非常に分かりやすい自己診断というか、そういう形で、どのぐらいふだんの自分のやっていることが災害に備えているかというのが簡単に短時間で分かるということで、いいものだと思います。今後、研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひ、前向きに、町長もうなずいていただいていたし、よろしくお願いします。

それこそ以前、心の体温計とかいろいろ提案して、いろんな形で、今、張りつけていただいていますけれども、それなりに効果はあると思いますのでぜひ、まして今、災害に意識を高くしなくちゃいけない昨今でありますので、よろしくお願いします。

あと、出前講座もやっていただいておりますけれども、公助の一つとしてマイ・タイムラインの作成支援をぜひ、熊谷知事が何年か前に、また、今年8月号ですか、県民だよりに大きくマイ・タイムライン、自分でつくれるように貼り付けていただきましたけれども、やはり作成支援をそこまでまだ言葉で聞いて、手取り足取り教えていただいたらきっといいのではないかなと思いますので、このところもご検討いただきたいと思います。

今日は宮菌さん、霞さんから防災、出ておりましたけれども、私はやはり行政の働きかけ契機がすごく大事だというふうに思いますので、新しい自主防災組織、それこそ地区防災計画、やはり地区から要望が上がってくるのを待つのではなくて、いい事例をたくさん紹介しながら、町の気迫、職員の皆さんの本当に町民を思う思いで、ぜひ働きかけを、後押しをしていただきたいと思います。環境防災課長、どうでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 防災につきましては、昨今、各地区、日本全国でいろいろな災害がありまして、皆さん、報道等で見聞きして、かなり防災意識が、個々の意識は高まっていると私は考えています。

ただ、一方で、地域のコミュニティーが一昔前と比べると、ちょっと希薄化している部分もあったりだとか、そういった部分でなかなか共助の部分というのが、皆さん、意識はしているんだけど進まないというのも現状じゃないかとは思っています。環境防災課、行政のほうの進め方も、うまくない部分もあるのかもしれませんが、そういう意味で、いざ災害が起きたときには、地域の力というのがやっぱり重要になると考えておりますので、その部分で環境防災課としても皆さんに働きかけをして、有事の際に機能するような、そういう防災

体制を構築していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） よろしくお願ひいたします。

福祉的な支援と保健衛生環境の整備でありますけれども、台風7号のときに私も町体育館に行ってきました。冷風機が何台も置いてありましたけれども、本当に暑かったです。税務課、職員さんたち、受付で立ってくださっておりましたけれども、本当に、それは、暑さは感じてくれていると思いますけれども、やはり、以前、エアコンが駄目で、冷風機を町が導入してくれたわけでありまして、この大きな災害の避難所となる町体育館や学校体育館へ避難所での生活環境の充実のために取り急ぎ、まず町体育館にはエアコンを、学校体育館にはW i - F i を設置していただきたいと思いますが、整備の財源として総務省は、緊急防災・減災事業債、文科省は小中学校体育館の空調設備事業ということで、文科省の場合は断熱性のない体育館には断熱工事費を設けている、このように幅広く、それこそ胸襟開いて財源を用意してくれておりますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

本当に体育館、暑かったです。冷風機が、温風が出ているように感じるくらい暑かったですので、ちょっといろいろと、福祉課が一生懸命、それこそ福祉避難の方のために、町民会館で用意もされていましたが、結局使った方は1組だったのでしょうか。あの程度というか、自主避難のときに、どうしても町体育館って、これからも流していくと思いますので、町長ぜひ、町体育館にはエアコンを早くつけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 体育館のエアコンにつきましては、今建設中の横芝小学校はもちろんのこと、今年度、設計予算を取りあえず2つの中学校が優先をさせてもらうということで、今進めています。その後小学校、その後かなというふうにちょっと思っていたんですが、それについては、もう一度考えさせていただいて、何が一番有効なのかという部分も含めて、まず財政状況も含めた中で進めていきたいと思いますので、いずれにいたしましても、そのように順次、来年は、今年設計をして、来年、中学校にはつけていきたいという状況にございますので、それに合わせて、どのような早い段取りができるかについても検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひ、あの場に行ってみれば本当に感じたと思いますので、よろ

しく願います。

また自主避難のところ、町長、副町長、とにかく時間があつたら、たった1分でもいいので、一度激励に回っていただきたいというふうに思いますので、これからよろしく願います。

時間になりました。最後に、町の課題も様々な分野で、ハード、ソフト山積です。昨今多い災害の発生も危惧される中、防災・減災対策の強化は喫緊の課題です。

そして、町民に安全・安心を感じてもらえるまちづくりの取組や、人口減少、少子高齢化が加速する中で、移住促進やふるさと納税の拡大など、地方創生に向けた取組のさらなる拡大も不可欠であります。

今後、町の遊休財産の有効活用やふるさと納税、クラウドファンディングなど、町の努力によって財源を増やせるものを徹底して増やしていただきたく存じます。

繰り返しの訴えになりますが、気候変動によってこれまで異常だと言われた雨の降り方が当たり前に発生するようになり、命を守る行動の重要性が増す中、全地域に自主防災組織、地区防災計画と、全ての方を一人も置き去りにしないための個別避難計画の早期実現と完全準備を急いでいただきたく切に願ひし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木輝男君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木輝男君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月11日から9月12日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月11日から9月12日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木輝男君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月13日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時16分)

9 月 定 例 会

(第 3 号)

令和 6 年 9 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 6 年 9 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 発議第 2 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 4 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 8 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）

町道路線の廃止について

日程第 9 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 0 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 1 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 1 2 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）
令和 6 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）
令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）
令和 5 年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫
9 番	宮	蘭	博	香	君	1 0 番	山	崎	義	貞
1 2 番	鈴	木	輝	男	君	1 3 番	川	島		仁

14番 川 島 富 士 子 君

15番 鈴 木 克 征 君

16番 鈴 木 唯 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	渡 邊 奨 君	企画空港課長	加 瀬 淳 一 君
財 政 課 長	郡 司 勇 君	環境防災課長	平 野 和 美 君
税 務 課 長	佐久間 真 一 君	住 民 課 長	小 川 健 二 君
産 業 課 長	若 梅 吉 伸 君	都市建設課長	鵜 澤 順 一 君
福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君	健康こども長	野 村 浩 光 君
食肉センター長	林 栄 君	健康こども長 東陽病院事務長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	社会文化課長	北 田 勝 也 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木輝男君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木輝男君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木輝男君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 改めましておはようございます。日本共産党の山崎義貞です。

これより一般質問を行います。

初めに、米不足で価格が高騰し、スーパーなどの店頭で米がなくなっている問題です。今回の米不足は、2023年度産米が高温障害による品質低下から、精米歩留りが低下し玄米量が足りなくなったこと、食料品全体の価格が上昇する中で米消費が増加したことなどが要因と言われています。

しかし、7月30日の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で了承された米の基本方針では、2023年7月から2024年6月の米の需給実績、いわゆる消費量は前年比11万トン増の702万トンでした。今年の新米が本格的に出回る10月頃までに、この必要な民間の在庫は6月末時点で156万トンとなっていました。1か月で50から60万トンが消費されますから、156万トンの在庫は不足をする水準となります。8月から早場米地帯から新米の出荷が始まっていますが、過去最低の在庫量であり、米不足は明らかでした。産地業者の買取り価格は2万円を超えています。

消費が増えた主な要因は、物価高騰で深刻な経済状況となっているもので、経済的な食品としての米の消費が増えているのではないのでしょうか。コロナ禍後、生活保護申請が増え、25万件を超えて、この10年で最多となっています。けれども、子ども食堂が全国で9,000か所を超え、正規雇用の人がフードバンクに並ばなければならないような国民生活は深刻です。アメリカのSNAP補助的栄養プログラムのような、消費者に対する食料直接支援を制度化することは緊急の政治課題ではないのでしょうか。

そして、生産費に届かない米価は物財費などの高騰で時給10円という水準でした。この米作りを2年間強いられてきました。現在の価格高騰と米不足の背景にあるのは、政府の市場任せの姿勢です。2021年産米価が9,000円台まで暴落し、20万トン以上の減産を2022、2023年と2年連続で押しつけ、在庫を減らしてきました。供給不足と消費増が重なった結果が米不足です。実際、全体量の僅か3%程度が増減することで価格が乱高下しています。

日本人の主食の米の生産と需給価格を市場任せにせず、国が責任を持って安定させること、水田潰しをやめて水田の生産力、環境維持の力を生かすことが必要です。主要食糧を安定供給するために、米、麦、大豆、飼料用トウモロコシなど1年ほどの備蓄を制度化し、改定食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の生産努力目標で備蓄用の増産を目指すことが求められています。安心して作り、売り、食べることができるよう、今、農政の転換が強く求められています。

それでは、大綱3点の質問を行います。

大綱1点、非核平和都市宣言の取組について伺います。

初めに、核兵器禁止の取組です。アメリカが広島、長崎に原爆を投下して79年です。被爆者は広島、長崎を繰り返すな、一刻も早く核兵器の廃絶をと訴えてきました。ウクライナ侵攻から2年半、ロシアのプーチン大統領が核で威嚇し、核保有国が核戦力を強化しています。今こそ被爆者の声に耳を傾け、核兵器の使用が招く究極の非人道的兵器の廃絶の声を大きくしていかなければなりません。

8月6日、原水爆禁止世界大会での松井一實広島市長の平和宣言は、混迷を極めている世界情勢をただ悲観するのではなく、希望を胸に、心を一つにして行動を起こしましょう。そうすれば核抑止に依存する為政者に政策転換を促すことができるはずです。必ずできます。そして、今年の注目する内容は対話による解決が必要だと二度も強調し、訴えたことは、世界の大国が力による抑圧を許してはならない、解決には対話の回数を増やし、対話による解しかないということだろうと思います。

また、子供代表が述べた平和への誓い。願うだけでは平和は訪れません。平和をつくっていくのは私たちです。一人一人が相手の話をよく聞くこと。違いをよさと捉え、自分の考えを見直すこと。仲間と協力し、一つのことを成し遂げること。そして広島に学び、感じましょう。平和記念資料館を見学し、被爆者の言葉に触れてください。そして家族や友達と平和の尊さや命の重みについて語り合しましょう。世界を変える平和への第一歩を踏み出しますと結んでいます。

今こそ核兵器廃絶の取組を積極的に進めるべきではないでしょうか。核兵器禁止条約に世界の93か国が署名し、70か国が批准しています。国内でも約4割の自治体が条約への参加を求める意見書を採択しています。非核平和都市宣言をしている自治体は1,667の自治体数です。93%以上の自治体が宣言をしています。各自治体によって取組方は違いますが、非核平和宣言をしている町の取組を伺います。

次に、学校教育における取組について質問をします。

平和教育は第二次世界大戦の戦争体験の継承を中心に、反戦平和教育として取り組まれていることと思います。戦争の持つ非人間性、残虐性を知らせ、平和の尊さと命の宣言を理解させたり、戦争の原因を科学的に認識し、戦争の廃絶と平和な社会の創造へ向けて実践することだと思っています。子供たちが戦争などの平和問題を多面的、多角的に理解をし、規範的に思考、判断する力と将来の市民として社会に参加する力を育てることが大切だと考えます。核兵器の非人道性についてもいろいろな資料などから学び、核兵器のない平和な世界へ自ら考える力を育てることが未来の平和を築くことにつながると考えます。

学校教育についての取組について伺います。

大綱2点、児童クラブ運営について伺います。

放課後児童クラブの利用は、主に共働き世帯、ひとり親家庭の増加など、家庭環境の変化で利用率が大きく引き上がっています。町の利用者数、率とも大きく伸び、現在の施設では適切な児童の居場所も確保できなくなってくるのではないのでしょうか。

2014年にできた施設基準も極めて不十分で、子供たちの安心・安全が軽視されています。生活の場を保障する児童クラブの充実と、国と自治体の責任で進めていくことが求められています。国が市町村に示すガイドラインには、放課後児童クラブの運営状況を定期的または随時に確認し、必要な指導・助言を行う等、質の向上が図られるようご尽力願うとともに、待機児童の解消や適正規模の確保に努められたいとあります。

そこで、現在の利用状況と今後の利用予想、計画についてをお答えください。

(2) に、保護者の働き方の変化に伴い要望の変化もあるのではないのでしょうか。利用者からの要望についてをお答えください。

(3) 猛暑続きの夏休み期間、施設的环境はどのようなになっているのかをお答えください。

(4) 公設民営の当町の児童クラブでは、直接指導員の研修を行うことができないと思われます。5施設の指導員交流を図ったりすることもよりよい児童クラブの質の向上につながるのではないのでしょうか。利用している児童が指導者が嫌いになり、行きたくないというようなことがあってはなりません。指導員の研修等についてどのように考えているのかを伺います。

大綱3点、都市建設、栗山川の新設に伴ってつくった仮設橋の橋脚についてを伺います。

栗山川は町のシンボリックな川で、栗山川の流れが育む人・自然・文化が共生するまちづくりを将来像に掲げてきています。町の主要産業の農業や観光などとともに、飲料水の水源にもなって大きな役割を背負っています。

町の中心部を流れる栗山川の整備は町の合併前から進められてきています。中心部の栗山橋の建設は、合併後間もなく工事が行われていますが、そのときに仮設橋のときの工事で打ったH鋼材が水中に残っています。上部が水面から見えたり隠れたりしていて、釣りのボートなど知らないで通ることもあり、危険な状態になっています。水中に残されたH鋼の仮設橋はどのようなことで残っているのかを伺い、壇上からの質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） おはようございます。

それでは、山崎義貞議員のご質問にお答えします。

なお、私からは大綱1点目、非核平和宣言の取り組みについてのうち、学校教育における取り組みの考えはにお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

平和教育は、日本国憲法の基本的原則の一つである平和主義と、その理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則り実施しております。したがって、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒

久平和を願い、国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本としております。

小学校では、6年生の社会科歴史編の原爆投下と戦争の終わりの単元において、70数年たった今でも被ばくによって苦しんでいる人々がたくさんいるという事実と、日本が被爆国として世界に平和の尊さを発信し続けていることを学ばせています。

中学校では、社会科学習指導要領の歴史的分野や公民的分野の内容として、核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するとしており、日本人として国際社会の中で世界の人々と共存していくことの大切さを学ばせています。また、特別の教科道徳においては、世界平和に貢献しようとする道徳的实践力を養うための教材を用意し、外国の文化を大切にする心を持たせるよう指導しています。

このことに加え、山武郡市には退職女性教職員の方々が平和教育を広めるために組織した房総の会という団体があり、その方々を町内小学校に講師として招き、太平洋戦争当時の横芝光町の様子をお話ししていただくとともに、この周辺にも空襲や東京からの学童疎開があったことを説明していただき、講話や紙芝居等を通じて戦争を二度と起こしてはならないことや平和の大切さなどを小学生にわかりやすく伝えていただいております。

児童生徒には歴史的事実を伝え、様々な視点から主体的に平和を考える力を養うことができるよう取り組むことを最優先課題としているところです。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、非核平和宣言の取り組みについてのうち、核兵器禁止の取り組みはについてお答えいたします。

当町では、平成19年1月20日に非核平和宣言をしております。宣言文といたしましては、「世界の恒久平和と人類の安全は、世界共通の強い願いである。しかしながら、いまなお核兵器は存在し全ての人類に脅威を与え続けている。このかけがえのない地球の平和と命を核から守るため、私たち横芝光町民は、人類史上最初の核被爆国民として、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを希求する」としております。このことから、毎年行われている原水爆禁止国民平和大行進山武郡市平和行進への後援と激励をさせていただいているところでございます。

今年は広島・長崎への原爆投下から79年にあたり、改めて原子爆弾で亡くなられた方々に

心から哀悼の意を捧げるとともに、戦争の悲劇や惨禍を二度と繰り返してはならないと将来にわたり伝えていくことは重要なことであると認識しております。今後も非核平和宣言の趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） おはようございます。

山崎義貞議員ご質問の大綱２点目、児童クラブの運営についてにお答えいたします。

初めに、現在の利用状況と今後の利用予想と計画についてであります。児童クラブは小学１年生から６年生までの児童を対象に、放課後の時間帯や長期休業中において適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に、５つの施設で児童クラブを運営しております。

令和６年７月の利用実績は、５つの施設の児童クラブを合計した定員２５０名に対して実人数で２４８名の利用がございました。また、令和６年８月２２日時点の登録児童は２６９名となっており、登録児童の中には、長期休業のみの利用や登録があるものの実際には利用していない児童もございました。

今後の利用予想と計画につきましては、人口動態統計データによりますと、当町の年少人口は減少傾向であります。特に核家族化や共働き世帯の増加、ひとり親家庭や外国籍の親を持つ家庭等の多様な家庭における生活様様の変容や社会情勢の影響等により低学年児童の利用者は増加傾向にあり、直ちに利用児童が減少することは考えにくいと推察されます。

とりわけ待機児童の解消は喫緊の課題と考えており、横芝小学校児童クラブと上堺小学校児童クラブの統合・集約の検討を含め、定員を拡大するための課題解決に向けて関係課と協議を進めているところでございます。

一方、支援員の安定的な量・質の確保も課題となってくるものと考えており、今後の小学校における在籍児童数の推移を見据えて、計画的な受入れ対応に努めてまいります。

次に、利用者からの要望はについてであります。特に保護者から利用時間延長の要望が比較的多かったため、令和５年度からは開所時間を前後３０分延長し、授業が行われる日は授業終了後から午後７時まで、土曜日や長期休業等の休業日は午前７時３０分から午後７時までとし、利用者の利便性向上に努めたところであります。また、利用児童の行動面が多種多様化してきている状況下で、他者との関わりに関すること、学習面の充実に関する希望がござ

います。

今後も利用者からの要望については、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

次に、夏休み期間の施設環境についてであります。小まめな水分補給や室温の管理、環境省から熱中症警戒アラートが発表されたときは外遊びを控えるなど、熱中症対策を実施しております。また、各施設に設置されておりますエアコンの冷房機能等について、夏休み期間に限らず、室内環境に配慮するよう努めております。

次に、指導員の研修等についてであります。千葉県が主催する研修といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修のほか、初任者向け、中堅者向け、支援を要する児童に対応した研修などがあり、児童クラブに従事するための必要な知識を習得することが期待できます。また、千葉県が外部事業者に委託している子育て支援員研修に放課後児童コースがあり、基本研修及び専門研修を実施しています。

業務を委託しております民間企業へは、支援員等の資質向上に向けてこれらの研修を案内するとともに、企業内において定期的に研修を実施していることを確認しております。

なお、今年度におきましては、アレルギーを有する児童へ適切に対処できるよう、消防署員によるエピペン講習の受講や、企業内における発達障害児への対応研修を実施しております。

今後も支援員の研修、利用児童の保育状況の情報共有等を通じて資質向上に努めてまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱３点目、都市建設についてのうち、栗山橋の新設に伴って造った仮設橋の橋脚についてにお答えいたします。

栗山川の管理者である千葉県山武土木事務所に問い合わせをしたところ、栗山川に架かる栗山橋の改修工事に伴い、平成20年９月、仮設橋が設置されました。その後、平成25年度に新しい橋が完成したため、仮設橋や橋脚が撤去されましたが、水面から下のH形鋼が残されたままの状態です。その後、周辺の河道掘削が進んだため、残されている橋脚の一部が露出し、可視できるようになったと考えられます。

なお、残されている橋脚の一部については、今後の河川改修の中で撤去を検討すると報告を受けておりますので、町も注視してまいります。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、質問順に再質問させていただきます。

核兵器禁止の取組ですが、今話題の連続テレビ小説「虎に翼」、好評だと思います。モデルになった裁判官、三淵嘉子さんがこのドラマの主人公ですが、今週ですかね、5名の被爆者が国を相手に起こした原爆裁判のことをやっていました。判決では損害賠償請求は棄却をされましたが、原爆投下は国際法違反と判断したもので、当時の東京地裁判事の判決には時代に挑戦する勇気があったことがこのドラマを見ても感じられます。

やはり核兵器をなくす、非人道的な兵器というものはこの地上にあってはならないというようにその思いではないかと思いますが、各自治体によって非核平和都市宣言、平和都市宣言とか名前はそれぞれ自治体で若干違いがあろうかと思いますが、いろいろな自治体によって取組が行われています。

1つ、隣の匠瑳市のことをちょっと紹介したいと思うんですが、匠瑳市では2006年に平和都市宣言を行いました。この宣言を具現化するために、折り鶴を折って駅のロータリーの中にある平和の像に飾って、8月15日が過ぎてから広島、長崎にこの折り鶴を送っています。そして8月の6日、9日の原爆投下された時刻に黙禱を市民に呼びかけ、平和意識の醸成を図っています。身近な自治体の取組ですが、このような取組は大きなことではないでしょうか。

来年は戦後100年、終戦80年の年になりますが、何らかの取組の一步となる予算づくりをし、計画すべきではないかと思いますが、どのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） ただいまご質問の来年80年に向けてということでご質問があったと思います。匠瑳市さんの例も挙げていただいているとは思いますが、当町においても職員向けではありますが、8月の6日と9日に原爆投下のあった時間、8月6日は8時15分、8月9日は11時2分に職員に対しては黙禱をお願いしているところでございます。

また、当町においては日本非核宣言自治体協議会に加盟しておりまして、平和首長会議の会員でもございます。そちらのほうの事業と調整しながら今後検討していければなと思っておるところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

職員に向けての8月6日、9日のこの時刻に黙禱ということは、非常に職員の平和への意識醸成を図るということでは非常によいことだと思います。私は匠瑳市ではこの防災無線も使ってやっているということなんですね。折り鶴、今年は7万2,000羽くらいだったと思います。ちょっとだったと思います、匠瑳市さんのほうは。これを届けているんですが、これはやっぱりいろんな学校から、ほかの農協さんとかいろんな団体にこれをお願いして、協力してくれているところをお願いしてやっている。そういう点では非常に市民に向けてのアピールの度合いが違うのかなと。

ここのところもやはりそういう点では、6日、9日の、15日は当然、終戦の日は防災無線で流して黙禱するようにはしていますが、ここの日のときもやはりこれくらいのこと、特別お金かかることでもないので、ぜひ検討してみてもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） では、検討してみたいと思います。確かにいろいろな部分で、この唯一の被爆国日本の中の行政を預かっている部分といたしましても、そこについては検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひ原爆写真展なんかも行うことによって、非常にこういう取組も無料で写真なんかも借りられますので、何らかの団体でも取り組んでいただければ、そういうところにちょっと相談してみたいかなとは思ったりしますので、そのところは総務課長、検討してみたいかなと思います。よろしくお願いします。

それと、学校教育のことについてですが、学校教育、広島資料館に行く、実際問題足を運んで見るということが一番の原爆の被害、惨禍をもたらした、平和教育につながるかなと思いますが、いかんせん千葉から広島というので遠いので、簡単には行くことができないかなと思います。

そんな中で、私今言った写真展なんかも非常に有効なことだと思いますし、先ほど教育長が言われた小学校に房総の会でしたか、山武郡市の。ここのところも非常にいい取組だなと私は感心します。当町も横芝の飛行場がありました。これも非常にいい教育、平和教育、平和公園としてできていますので、あそこにそういう戦争の、みんなが駆り出されて飛行場が造られたんだというような、そういう、横芝駅も機銃掃射で弾丸の跡があるかと思います。

残っているかと思いますが、そういうようなことも含めて、やはりぜひ平和教育していただければというふうに思います。

度々恐縮なんですけど、匠瑤市さんの例を出してまた申し訳ないんですが。町長、学校での取組、平和教育の中で、2020年、匠瑤市さん、2020年に平和事業の一環として、広島の実業アオギリ2世の苗木を市内の小学校に植樹をしています。被爆アオギリ2世について、次世代を担う児童生徒に広く周知し、平和を希求する心を育むことを目的にした取組だそうです。

これに関してはお金若干かかっているとは思いますが、このようなことも非常に平和教育になるんじゃないかと思いますが、まねするというんじゃないんですが、このような予算づけも何らか取って平和教育をしていただきたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私前にも議場でお話をさせていただいたことがあるんですが、広島の実業記念館も当然2回ほど、新しくなってからも1回行っていますし、また長崎で十何年前かな、世界大会が行われたときに実は参加しております。

そういう状況の中で、特に長崎の世界大会に参加したときは、2日間出て1日目のレセプション、2日目のまた当日の会とありまして、高校生が随分多く参加していただいていて、2日間一緒にいた高校生が、今回の原爆投下されたものに対しての非常に熱い思いを持っているという認識があって、やはりこの長崎で行われている平和教育というのは、我々のこの地域とはかけ離れたぐらい大きなものがあるんだなというふうに考えておりました。それを今後どういう形でやればいいのかという思いもあります。

その辺のところ、なかなか実際に広島の実業記念館へ行ったときに、非常にショックを受けるぐらいの大変なものがあって、今の子供たちに見せるという、本当にそれがいいのかなという部分もちょっと感じた正直な気持ちでありますし、ただ、こういうことが実際に起きたということをしっかり伝えておかなければいけないのだなという思いも当然あります。

そういう状況の中で、どういうやり方がいいのかなという部分においては、やはり何かソフトランディングにやっていくのが一番なのかなという思いはある中で、何ができるか一度振り返って、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな部分で検討させていただいて、この平和教育につながる何かができればなというふうには思いはございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひお願いしたいと思います。

やっぱり平和教育、平和をつくるということは、壇上でも申し上げましたが、やはり対話、話すこと、相手の話を聞いて平和について語るということが一番だと思うんですね。そこから平和をつくるにはどうしたらいいのかということがつくり出されていくと思いますので、ぜひそのような教育内容といいますか、平和教育にしていっていただければと思います。

続いて、大綱2点の放課後児童クラブについて質問します。

課長から答弁ありましたが、ちょっとびっくりしているところです。非常に利用人数がこんなに多いのかということが改めて認識したところなんです。長期利用、ここのところも大変、今日もそうですが、熱中症アラート等が出ているような状況で、当然室内での生活になろうかと思います。そうなったときに施設の広さとか、そういうものというのは大事になってくると思うんですね。

体調が悪くなる児童も当然出てくると思いますが、一番利用の多いひかり児童クラブなんです。ひかり児童クラブに関しては和室が14畳と28畳、それから洋室の部分が和室換算で30畳分、それとトイレ、給湯器で玄関ホールというふうになっています。このスペースで50人もとか60人近くの子供がそこを利用するということは、ちょっと指導員も限界だし、中の温度もエアコンが効くかといったら当然効かなくなってくるんじゃないかなと思いますが、ちょっとそこでの認識を伺いたいんですが。

○議長（鈴木輝男君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 体調不良の児童が出た場合につきましては、まず、平時からは時間を決めて小まめに水分補給をさせている、まず状況でございます。また、体調不良の児童が出た場合はパーティションまたは専用の部屋ということで、できるだけほかの児童と離し、体調不良の児童の様子を確認するとともに、児童の状態、状況を保護者に連絡した後、緊急性が必要な場合は救急要請をするというような対応を行っているところでございます。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

実際もう今は非常にパーティションで区切るとかっていっても、これだけの人数がいると大変だというのが今の実態なんですね。課長よくご存じだと思いますが、そういう状況だから、今その他の課とも検討してというような改善をしなければならないという話があったの

で、ぜひ早急に取り組んで解決をしていただきたいというふうに思います。

それから利用者からの要求なんです、時間の延長ということがありました。もし時間の延長ということになれば、支援員さんとの関係とかいろいろあるかと思いますが、7時半から7時ということになってきたら、それ相応の人数が必要になってくるかと思いますが、支援員さんの。ちょっとそここのところも考えているのか。

それから6年生、今1年生から4年生までの利用だと思いますが、これ5年生も6年生も利用したいとなったときには、利用の要望が出てきたときにはどのように対応を取るのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木輝男君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） まず、夏休み期間中、児童クラブの支援員の長時間労働に對しての対応でございます。こちらについては委託業者におきまして勤務シフトを組んでいただいております。勤務体系につきましては午前7時15分から勤務を開始し、午前7時30分からの児童受入れの開始を目指して、利用児童数に応じて日勤の支援員や午後出勤等の半日勤務の支援員など、28のパターンで細かいシフト勤務の時間が設定されているところでございます。

続きまして、5、6年生の利用につきましてでございますが、現在1年生から6年生までの受入れを目指して取り組んでいるところでございますが、こちらにつきましてもできるだけ保護者の要望を聞きながら、ひとり親家庭ですとか、勤務しているご家庭等の事情を鑑みて、できるだけ受け入れたいというふうに考えておりますが、やはり施設の定員と広さの制限がございますので、そちらについてはいろいろな方面から勘案して対応して、できる限り対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

実際問題はそうはいっても大変なのかなというところだとは思いますが、学校と違って1年生から6年生までいるとなると、これは支援員さん大変なことだと思います。1年生は1年生、2年生は2年生ということだとなれば、1年、2年とか3年、4年とかという単位で見るとすれば、そこはそれなりの対応ができると思いますが、そここのところを見るところになってくると、やはりその施設の広さとか、そういうものが改善が求められてくるし、改善しなければならないとは思いますが、そここのところというのはもうちょっと考えていただ

きたいというふうに思います。すみません、時間がないもので。

研修員の質の向上なんですけど、当然県のほうでやっています。その中でやはり資質の向上の研修もあるので、そのところに関しては、やはり町がやってくださいねというようなことではないと思いますが、町も委託業務の中でたしか質の向上もあったかと思いました。ぜひそのところも契約の中で必ず受けるとか、定期的に受けるとか、いろんなそういうようなことも入れて契約をして、質の向上を目指してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木輝男君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 山崎義貞議員おっしゃるとおり、支援員の資質の向上につきましても委託契約の中でうたっております。

特に近年におきましては、やはりアレルギーを持つ児童向けの研修、あとはAEDの救命講習、あとは先ほど申し上げました発達障害に係るもの、気になる行動の見方と具体的な対応方法の研修等、その児童の特性に応じた中での研修を実施して支援員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 放課後児童クラブにつきましては、ご承知のとおり令和8年にはまた小学校の統廃合が進む中で、その放課後児童クラブの在り方については今非常に検討しているところであります。

そしてまた、この放課後児童クラブのあること自体がやはり子育て支援にとって非常に大きなウェイトを示しているということも重々認識をしている中で、今後当然子供たちはもとより、その保護者に対しても有益な体制づくりについて、しっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっとこのところで最後に、教育長とも関係あるのかなと思うんですが、多動障害、ADHDの子供、注意欠損多動性障害の子供とか、問題がある、はっきり障害があるというふうには言えないけれどもというような子供もあるかと思います。そういう児童がクラブを利用したときには、指導員の人は、いきなり新学期とかそういうときに初めて来たときには、非常に迷う、分からない、指導員のほうが。そういう子供もいますよくらいの、学校から児童クラブに連絡とかというようなことができないのでしょうか。できるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木輝男君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 山崎義貞議員のご質問ということで、いろいろ障害を抱えて、例えばADHDとか、LDとか、今たくさんいろいろな特性を持った子たちがたくさんおります。その中で学校教育と、やはり放課後の児童クラブというのは内容がちょっと変わってきておりますので、ただ学校ではきちっとその対応についてはさせていただいております。もし何かそういう気になることとかそういうものについては、例えば光小学校の敷地内に児童クラブありますので、そのことについてちょっと気になることについては問合せとかは多分しているかと思います。

具体的な連携についてはちょっとはっきり分かりませんが、基本的には違いますが、その辺については、もし児童クラブのほうで何か困り感があれば、それぞれその場においた対応ということで連絡は取っているかと思います。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうなんです。学校では非常に大丈夫で先生の言うことも守るし、いい子なんだけれども、学童に行くとそれがたがが外れるじゃないけれども、そういうような子供も実際問題いるという報告も私も受けていますので、何かがあったらすぐ学校のほうに連絡を取るというようなことが、取れば学校のほうでもちょっと情報共有をしてくれる、情報の提供してくれるというようなことであれば、それはそれでオーケーかなと思います。

最後に、栗山橋のことについて伺います。

栗山橋建設に伴って造った仮設橋のH鋼が残っているということは、本当に危ないなというふうに思います。課長当然分かっているかと思いますが、ちょっと水面が低くなったときには上が現れて、それからちょっと水位が上がると見えなくなっちゃうというような、そういう状況なんですね。

だから、釣りの人とか何らかでちょっと遊んだりとか、そういうような人というのは危ないなと。これはどうにかしないとしようがないとは思いますが、私が確認したところでは、7本、7本で14本は見えるんですね。7本のH鋼がより上で切って、7本はより下で切られているというようなところなんですけど、これ何本くらい川の中に現在残っているんでしょうか。分かっていたら教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 答えいたします。

水中には14本のH形鋼が残っております。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

このときに打たれたH鋼材は28本なんですね。なので、14本が抜かれて14本が残っちゃっているというようなことですね。そうしますと、今後の河川改修の中で撤去するということですが、この工事というのは抜くのか、水中の中で切っちゃうのかというような、そういう工法というのは分からないですよ。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 今回お問合せいただいたときに一緒に回答いただいていたしまして、計画されている川底の高さで水中での切断を見込んでいるという回答をいただいています。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

水中での切断ですよ、やっぱり水中での切断が一番環境に影響しない。近隣住民にも騒音も何も影響及ばないということで、そうなのかなというふうに思います。要するに、これ14本残っているということになってくると、橋の工事の建設の完了にはならないのかなというふうに思いますが、副町長、これやはり撤去が不十分だということになってくれば、これで工事の完了ということにはならないですよ。

○議長（鈴木輝男君） 副町長。

○副町長（山田智志君） すみません、突然のことだったので、ちょっと現状では回答できません。申し訳ございません。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 橋の架け替えのとき、費用面も含めて前の旧橋の基礎を残すという工法は一般的に、全部じゃないですけども行われています。現実問題として銚子大橋、あそこ建て替えを数年前にやりましたけれども、最初の橋の基礎部分というのは、水面以下はそのまま残っている状況でありますので、そっちのほう結局費用対効果というか安く済むというようなことで、そういう状況もありますし、それがあることによって流れを妨げるものでもないというような結論でそういうようにしたというふうに私は聞き及んでいますので、今回の部分につきましてもそれが終わっていないかといったらそれはまた別の話であって、それについては今後流動的に進めていくという状況にあるかと思います。

いろんな状況があるというのも山崎議員ご承知だとは思いますが、そういう状況の

中で今進めているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） もう時間、最後の質問かなと思いますが、栗山川の河川改修は町民が多く望んでいるところなんです。関連してJR栗山橋梁の近くとか、それから矢板を打って当然工事やっている。今町長の話ではそれが残しておくのがという話も、効果的にありましたが、この矢板を残しておくとかが狭められたままになっちゃっていて、じゃないかなと思うんですね。こういう撤去というのは栗山の河川改修にはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思ったりもしています。

今現在、2005年の栗山河川改修計画の中にある、栗山橋を挟んで右岸にある遊歩道の整備とか、それから川の窓構想がありますが、これはどのような状況になっているのかをちょっと伺いして最後の質問にします。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 北清水地先にある清長大橋から上流側については、まだ河川の断面がこれから広がっていく予定でございまして、その断面が広げられる際に、堤防の内側にある構造物は順次撤去されていって川幅が広がってくるというふうに思っております。なので、矢板が最後に今のような状態で残されるということはないと思います。

それと川の窓構想のお話がありましたけれども、川の窓構想については、現在栗山橋の付近に親水施設が造られる構想でございまして、こちらは現在の道路計画と併せながら県のほうで検討を進めているということでございます。

それと遊歩道というお話がありましたけれども、現在川の堤防が管理用道路といえは河川の内側の中に管理用の小段のようなものが造られて、それが遊歩道という呼び名で計画がつけられておりますけれども、こちらについても今のところ今後の河川改修全体の中で進捗状況を見ながら整備を進めていくというふうに協議の中ではおっしゃっていますので、今後将来は造られるかどうかしっかり検討されるというふうに思っております。

○議長（鈴木輝男君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 09 分）

◎発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） これより議案審議を行います。

日程第 2、発議第 1 号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより発議第 1 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第 3、発議第 2 号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより発議第 2 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第 4、議案第 1 号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○ 9 番（宮菌博香君） それでは質問させていただきます。

1 点目としまして、第 1 条の都市建設課を都市建設課と未来づくり課に改める必要があるのかについて伺います。

その理由としましては、本年 4 月から横芝光インターチェンジ周辺における複合施設の形成やこどもの国跡地周辺の開発をはじめ、横芝駅北側の開発を具現化、加速化させ、都市計画部門と合理的に進めるために、新たに都市建設課にまちづくり推進室を設置したことはよいことだと思います。したがって、今回の組織改革は私にしてみれば意味不明で理解できません。

その理由としましては、1 点目として、町当局の説明では業務内容が変わるだけでなく、しっかりとした議論をすることなく、1 課増やすことにより課長のポストを増やすだけのようにはしか思えません。

2 点目としまして、10 月 1 日付でこのような組織改編を行うということは非常にイレギュラーであり、今後開発する場合、道路や排水などの設置が必要不可欠になってくると思います。その場合、同じ課にあったほうがいろいろな連携が取れると思います。

3 点目としまして、組織改革を行うのであれば、組織全体を見渡した中で行われたのか伺いをいたします。

次に、4 点目としまして、町全体の人口が減少している中、また今後も人口減少が想定される中で、今回のような組織改革は職員の増員につながるものが想定されます。そうしますと将来的に義務的経費の増額につながるものが懸念されます。

5 点目としまして、4、5 年前に庁舎北側の車庫を改造したわけではありますが、その際の町当局の説明として、会議室や倉庫が不足しているので改造したいということでした。そしてその際、町長は災害時に自衛隊の後方支援をいただいた場合の休憩室としても活用できると発言されていましたが、5 年ぐらいの間にこんなにも考え方が変わってしまうのか。事務室として固定することにより会議室に不足が生じることなく大丈夫なのか、お伺いをいたします。

続きまして、2 点目としまして、第 3 条ですが、横芝光町議会委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号イの都市建設課の次に未来づくり課を加えるとありますが、現在の総務常任委員会と民生文教常任委員会との業務量のバランスも考慮する必要があると思われませんが、それらについて議会の中で何も協議がなされていないにもかかわらず、条例改正だけするのはいかがなものかと思いますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず 1 点目について、なぜつくるかということのお話ですよね。今までずっとこれについてはご説明をさせてもらっている状況の中で、ご承知のように今横芝光町は成田空港の容量拡大に伴う千載一遇の町発展のチャンスであるということをお話をさせてもらっている中で、しっかりこの任に就いて責任を持って集中して仕事ができる環境づくりをやるのも一つの方法である。その中でこれを進めさせていただいているところでございます。

2 点目、なぜ 10 月なのかにつきましては、これについても既にご説明を申し上げさせていただいていますけれども、私の選挙がこの 3 月春にございました。その段階において、まだ暫定予算の部分もございましたし、新たな部分もその 3 月の時点においてもこの構想がございましたが、これを表明するのはやはり選挙が終わってから、信任を受けてからという方法で進めさせていただいた結果、この 10 月 1 日になったわけでございます。

そして 3 番目につきましては、全体のこの町組織の中でのシミュレーションがあるのかにつきましては、ちゃんと庁議の中で議論をしながら進めさせていただきましたので、ご理解を賜れればと思っております。

4 番目の人口減少の中で、また増員になって負担が大変ではないのかという部分でありますけれども、その人口減少をどうやって解決していくか、この町の発展をどうやってやっていくかについての根本的な部分でございますので、それについては何らこの部分について心配をしているところはありません。

また、5番目につきましては、一部を使わせていただくことによって進めさせていただくことなので、別に災害時に大きな負担になるようには考えておりません。

また、6番目の常任委員会に、議会について云々につきましては、全員協議会等、これについてはご説明している中で、議会の問題については私どものほうから云々言うことについては差し控えたいと思いますし、そこについては議会のほうのご判断を仰いでいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） るる説明をいただきましたが、まず、町長選挙があったから10月1日付でなった、あまりにも私は計画性がなさ過ぎる。本当にいいものであれば、誰が町長であろうが何だろうが、事前に1回目の条例改正をやったときに、私はもう少ししっかりした考え方でやるべきであると思います。

次に、組織改革全体を見渡した中で対応したということであるんですけども、近年の災害の状況等に踏まえると、当町のような小さな組織であれば、消防、防災は総務課のほうが人員確保とか含め機能的だと思います。また、そういう組織がほとんどではないのかなと思います。そのほかにも私が思っているのはいろいろあるわけですけども、取りあえずそういうものまで全体で協議をしたということなんですけれども、そういうものの協議が上がってきていなかったというのは残念でなりません。

それであと次に、常任委員会の関係については議会の問題だ、議会で協議すればいいだろうということでありましたけれども、私は今の段階では何ら協議されていないものがこのように出されるというのは非常にどうなのかなと思います。まして総務課長については前議会事務局長もやっております、このような状況というのは十分把握できている状況であるにもかかわらず、このようになったのかなと。

そして私が一番言いたいのは、現在の組織のほう道路や排水をはじめ、組織として横の機能も取れるし、連携も取れるし、機能的だと思うということです。そしてその結果、業務量により人員が不足する際には、人事異動により全体の中から対応し、増員したほうがより機能的のように思います。

最後に一言言わせていただくなれば、何年存続するか分からない未来づくり課とは他課のバランスも取れていなくて、非常にダサい名称だということも付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 貴重なご意見として承りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） ほかには。

森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 今新しい課ができる、つくりたいというのは、恐らくインターチェンジ、それからこどもの国跡地、駅北側の開発に関わる、大きくこの3点を中心に進めたいからということではよろしいのでしょうか。そうすると、この3点の問題が片づいたという言い方おかしいですが、目鼻がついて一応完成になった時点では、この未来づくり課は消滅してしまうのでしょうか。その2点、教えていただきたいです。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2年、3年で出来上がるものではございませんけれども、それが完成した暁にはそういう選択肢もあろうかと存じます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 分かりました。ありがとうございます。

それからもう1点、ちょっと心配なことがありまして、今常任委員会のことで、総務経済常任委員会のほうにこちらが来るということになりますと非常にアンバランスで、何か思うんですが、それは後で議会のほうで何か考える余地があるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、議会でのご討議をよろしく願いますということでございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） ほかには。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第5、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第6、議案第3号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第7、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第8、議案第5号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第9、議案第6号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 3点質問いたします。

ページは13ページ、一番上、DX推進事業、行政手続オンライン化ということでご説明がありました。もう少し詳しくお伺いします。

そして使用料ということでもありますけれども、デジタル田園都市国家構想交付金が2分の1入っているわけではありますが、使用料ということでもありますので、これは継続してずっと入っていくような形になるのかが1点目です。

19ページ、最下段、有害鳥獣駆除事業、備品購入で捕獲おりを2基購入されるとありました。現状充足しているものなのかお伺いします。

20ページまいりまして、最下段、企業誘致促進事業、横芝工業団地に進出した企業に対して企業立地奨励金、雇用促進奨励金があるということで説明を受けておりますが、見た感じでご質問してしまいますけれども、横芝工業団地は建物が建っているんだけども使われていないような会社さんが幾つか見受けられるような感覚があります。そういったところはどうのような処理を精査されているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご質問いただきましたLOGOフォームについて、もう少し

詳しく教えていただきたいということでございます。

こちらのほう、株式会社トラストバンクが提供するサービスになりまして、町のほうで様式のほうを任意に作成して、それで電子申請の手続のほうが開始できるものとなります。こちらのほう、今後まずは本人確認等があまり必要でない届出とか、そういったものから取り組んで手続のほうを増やしていきたいというふうに考えております。

また、こちらのほう、デジタル田園都市交付金のほう継続するかというところですが、こちらのほうは継続するという事で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 有害鳥獣の関係でございますけれども、今8台おりのほうを持っております、その持っているものがすごい大きなもので、クレーンでつって動かすようなタイプのものになります。移動にお金も、時間がかかってしまうような関係で、少し移動しやすいものを2基ということで今回計画しております、充足しているかという、今回不足で買っておりますので、今後その推移見ながら徐々に増やしていければと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 企業誘致促進事業の奨励金に関連した工業団地内の空き地や建物の空いている状況ということなので、都市建設課のほうで回答させていただきますが、現在、工業団地内の空き地や倉庫を使っていない倉庫などは、全て底地を所有している企業が保有してまして、自社の投資のために保有をしているということでございますので、そちらの土地を運用することというのはちょっとできないかなというふうに考えております。

○議長（鈴木輝男君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） デジ田の関係は分かりました。

捕獲おりの関係は、ちょっとそこまで熟知していませんけれども、組立て式のものとかがそういうものに変更できれば人力でも運びやすいような形にも考えられますし、できるだけ早く充足できるような形、猟友会の方と連携を取り合って進めていただきたいという思いで質問させていただきました。

工業団地の件は、本当に見ただけで申し上げてしまって申し訳ないですけれども、当然所有している、企業が所有している、所有者がいるわけですからなかなか手が下せないということもあるのかもしれないですけれども、利活用の面ではなかなか、土地をどんどん整備して増やすということがなかなか難しいというところは承知しているので、できるだけ活用して

いない部分については企業さんのご協力をいただいて、別の企業さんに貸し出せるような形、使用していただけるような形というのを確立していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 当然、工業団地を広げるということはすぐにはできませんもので、空き地の有効活用については企業誘致主管課の産業課と連携を図りながら、関連企業に働きかけていきたいと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 大変申し訳ありません。L o G o フォームのライセンス使用料につきまして訂正させていただきます。

本年度デジタル田園都市交付金のほうを充当するのは、当初導入のイニシャル分というところになります。申し訳ありません。来年度以降はその運用経費、ランニングコスト分につきましては単費というふうになります。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（鈴木輝男君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 3回目ですよ、大丈夫ですよ。

今訂正がありましたので、来年度以降単費ということであれば、そういったもののランニングコスト、決算のときにも少し質問しようかなと思っておりますけれども、これからね、用意しているので少し質問しようかなと思っておりますけれども、D X、D Xで進めていった結果、人件費が突出してしまうとか、そういったもののランニングコストというのも考えながら導入していかないと、ただ利用者側だけが便利になるというのでは相対的なD Xということにはなりませんので、そういうものも踏まえた中で今後も検討していただけたらと思います。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご意見ありがとうございます。

業務などの効率化のみならず、トータルのコストが削減できるように幅広に検討したいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません。今の秋鹿議員と同じところなんですけれども、一元管理するというご説明だったと思います、スマホからオンラインできるための。というふうに私はメモを取ってあったんですけれども、国の補助金2分の1を使ってということである

んですけれども、ちょっと自分の質問していることが違っていたら申し訳ないんですけれども、ここのD Xの推進事業から広がる、考えている事業があるのかどうか。メリットの例があるのかどうかというのをもし聞けたらと思います。

それとすみません、その上のページの12ページなんですけれども、10目の地域振興費、すみません、これ私が聞き漏れしてしまったので、後で聞けばよかったことなんですけれども、集会施設保全事業、集会施設保全事業補助金、これどこなのか教えてください。

それともう一つ、14ページ、3款1項1目社会福祉総務費の一番下の社会福祉総務事務費の中の委託料、そして個別避難計画でありますけれども、当初の説明では要支援者10件分とおっしゃったかと思います。伺いたいのは対象予定、全部で何件あって、残り何件の予定で、今後どのように取り組まれていくのか、それが一つ。もう一つは、この個別避難計画に前回医療的ケア児の質問をしたことがございましたけれども、福祉避難所へ直に行動する、そういうことが、ダイレクト避難が盛り込まれるのかどうか伺います。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員ご質問のD X推進事業の中のライセンス使用料、こちらのほう説明のほうが不足して申し訳ありません。

L o G o フォームという電子申請を可能とするツールの導入となります。こちらのほう今後の拡大としては、いわゆる行かない窓口、役場の窓口に来なくても手続きが済むような、そういういった手を広げていくというところに向かって進めていきたいと考えております。

それから集会施設保全事業のこちらのほう、篠本三区のほうになります。こちらの屋根の補修に対する補助を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） それでは、予算書14ページ、社会福祉総務事務費の個別避難計画作成業務委託料の内容でございます。

対象の人数につきましては全体で30名を予定しております。うち10人分を今年度で作成させていただき、来年度残り20名を作成する予定でございます。

また、作成する対象者の方につきましては内閣府が考え方を示しておりまして、優先度の高い避難行動要支援者とは要介護3から5の高齢者や身体障害者1、2級等を所持している方のうち土砂災害警戒区域などの危険な区域に住む方とされております。

この考え方を参考に今回対象とする方につきましては、介護認定が要介護3以上の方で、

身体障害者手帳所持者で1から3級、視覚、聴覚の障害認定を受けている方のみの世帯、療育手帳の所持者でAまたは丸A判定、いわゆる重度の方であります。もう一つが精神障害保健福祉手帳の1級を所持している方を対象でつくる予定でございます。

また、計画の中にダイレクト避難を可能とする被災のほうがありますかということでありますけれども、現在当町には指定福祉避難所、いわゆるダイレクト避難ができる福祉避難所の指定はございません。しかしながら、計画の作成に当たり、相談支援員などを通じて事業所などにおいて指定することが可能であるかなどを確認してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 企画空港課長、よく分かりました。ありがとうございます。

また福祉課長、よく分かりました。ありがとうございます。ですが、この福祉避難所に関してはもう全国的に急いでいただくように、全国の議員が今声を上げているところでありますので、積極的にお取り組みいただくことをお願いして終わります。

○議長（鈴木輝男君） ほかに。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 1点確認をさせてください。

この令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の中には、今回の組織改編に対する予算が170万円程度計上されていると思います。その分を計上落としする考えがあるのかどうかというのを1点お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 今回の補正予算案の提案に当たりましては、各種事業を行うに当たり過不足が生じる予算について補正予算案として提案をさせていただきまして、内容についてご審議いただき、可否の判断をお願いするものでございますので、これを削除するという考えはございません。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 3点ちょっとお聞きします。

19ページの環境衛生費で、環境美化推進事業のところの工事請負費ですが、これボランティアではできない、その部分を工事を請け負う。どのような内容なのかというようなことと、栗山川の河川の環境維持ということであれば、財政的には県から支援してもらうのが筋じゃないかなと思うんですが、そこをちょっと教えていただければと思います。

次に、21ページの観光費のところ、横芝駅前情報交流館の需用費で、修繕費でこれ雨漏りということになっていますが、まずはなぜ雨漏りが起きたのか。新しい建物でそう簡単に雨漏りが起きてはまずいんじゃないかなと思いますが、そのところはちょっと教えていただければと思います。

それと22ページの消防費で、消防施設整備事業のところ、施設の撤去工事とあります。宮川1基分とありますが、宮川といっても広いので撤去1基分と、それとなぜその撤去になった理由をちょっと教えていただければと思います。

すみません、もう1点、24ページの上堺会館維持管理事業のところ、工事請負費、施設修繕工事ですね。これ水道水の濁り水が出たということですが、水道水から濁り水が出るというのはどういう理由でなっていたのか。老朽化してさびでこうなっているのか、ちょっとその理由を教えてください。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 環境防災課関係のお答えをさせていただきます。

まず、19ページの工事請負費の関係でございますが、こちらにつきましては栗山川堤防の除草作業工事になります。こちらにつきましては現在考えている、計画しているものは、新井橋から下流方向の宝米地先と於幾地区栗嶋橋の上流部分に当たるところを計画させていただいております。こちらについては、財源につきましては県のほうからの委託金の充当を考えております。

あと22ページの消防施設整備事業になりますが、こちらの施設撤去工事でございますが、こちらにつきましては作間内地先の防火水槽になります。こちらにつきましては地権者の方から撤去要望がございまして、水利の充足状況を消防組合のほうに確認をしまして、消火栓等、ほかの水利で十分カバーができるというような状況でありましたので、撤去するための予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） ヨリドコロの関係の修繕費の関係ですけれども、こちら2件ございまして、1件はヨリドコロ本体の外壁の間にあるコーキングの劣化で、そのコーキングの塗り直しを1か所やります。

もう一件は、コンテナを持っているんですけれども、そのコンテナが雨漏りをしておりま

して、そちらのほうの修繕の2件になります。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それではお答えいたします。

24ページの共同利用施設費の説明ということで、上堺会館の維持管理事業67万1,000円につきましては、会館の上水ですけれども、これにつきましては山武水道企業団のほうからの上水になるんですけれども、受水槽がございまして、そちらのほうに一回入って、そこから各部屋に分離するような形になりますので、その際にその管が少し腐食しているような形で水が濁っていると思われます。老朽化により濁っておりますので、全管を新しくすることとはできませんので、今回受水槽から1階と2階部分に1か所ずつ、新たに受水槽から給水する管を設ける計画で予算のほうを計画しております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

大したことではないんですが、21ページのヨリドコロの外壁ですが、この外壁も一度受渡し終わって何年もしないうちにやり直していますよね、工事をね。何か非常にそういう点ではヨリドコロの工事というのはどうなのかなというふうに、ちょっと疑問を持っちゃったり、雨漏りがするようなことでは、というようなのをちょっと感じていますので、幾らでもない、本当のコーキングが剥がれたくらいなことなんでしょうけれども、どうなのかなというふうにちょっと思ったもので、ちょっと言わせていただきました。

それと今、社会文化課長が言われた上堺会館のほうなんですけど、受水槽に一度ためてということでありました。受水槽そのもののさびはなくて大丈夫だというようなことで、結局受水槽から配管に、各階に下りる、その管が腐っていた、さびていたというような、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 上堺会館につきましては、受水槽から配分している管が少し赤水の原因となっているということですので、これにつきましては1階と2階に配管をして、受水槽からきれいな水が流れるような形で工事費を持っております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前 11 時 54 分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 59 分）

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 議案審議を続けます。

日程第10、議案第7号 令和6年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第11、議案第8号 令和6年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第12、議案第9号 令和6年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 先日、局長のほうから、ご説明をいただいたところでございますけれども、ちょっと若干、少し外れる質問であれば、申し訳ないのですが、マイナ保険証が、12月2日から完全移行ということでありますけれども、私も東陽病院にかかっている患者の一人ではありますが、今、方々な病院で、それこそ暗証番号を忘れちゃったり、顔認証の機械がなかったり、とにかくパニックになる窓口が結構、増えてきたというふうにお聞きする中で、東陽病院に関して窓口の現状、現在はもとより、12月2日以降、患者様のパニックの心配はないかどうか、事務長の所見を聞かせてください。

○議長（鈴木輝男君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君） 病院のほうでは、マイナンバーカードを保険証として利用する場合に、顔認証つきカードリーダーというのがございまして、それで、ご自身で操作を

していただくというような方法を取っております。朝の受付時間開始時には、職員が窓口に立って、案内、補助をしたり、そのほかの時間帯については、その都度支援をしたりということを進めております。

マイナンバーカードは、カードリーダーにマイナンバーカードを置きますと、まず本人確認を顔認証で行うのか、もしくは、暗証番号でやるのかというような画面が出てきます。そこから始まりまして、それから過去の手術情報、その提供をしますか、薬剤情報、特定健診情報の提供、あとは、高額療養費制度の利用、限度額情報の提供の同意ということで、全部で6回の操作が必要になってくるということで、そこに戸惑いを感じている方が多くいらっしゃるという状況にあるかと思います。

病院のほうでは、窓口のほうで、その都度案内のほうをしておりますので、12月2日以降もそのような対応は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第13、議案第10号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第14、議案第11号 令和5年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 少し長くなりますが、11点ほど質問させていただきます。

款項目のページがちょっと分からないので、教えていただきたいのですが、総務経済常任委員会の会議録を参考にさせていただきますと、森議員も質問されておりましたけれども、よこぴーのAIチャットボットに関する決算の項目、まず、ひとまずそこを教えてください。それに対しての質問を、次に申し上げます。

決算書51ページ、18款1項1目ふるさと納税寄附金、令和5年10月からの厳格化に伴い、好条件になることを期待していますとの町長のお言葉もありましたが、予算額8,500万円に対して、決算額は4,511万円でありました。月別の寄附額状況が分からないのですけれども、その10月からの改定に伴った状況は、実際にはよくなったものなのか。

続きまして、この内容について、また、総務経済常任委員会の傍聴に行った際に、財政課職員がふるさと納税ですごく有名な功績を上げている茨城県境町に、研究しに行ってきたというふうにおっしゃっていたかと思います。その辺を踏まえて、当町との違いを簡潔にお願いいたします。

実績報告書10ページ、一番上の段、2款1項14目、L o G oチャットサービス利用料、こちらは、LGWAN回線を使用したクラウド型の自治体専用ビジネスチャットツールということで認識しております。事前に調査いたしましたところ、当町における活用例などもお伺いすることができました。

これにつきまして、いろんな記事を参考にしておりますと、職員1人当たりの平均で、年間98時間の業務削減効果があるという情報も目にしましたが、令和5年度で残業時間の抑制等にはつながったものなのか。お願いします。

また、この寄附金、同じ同項目の企業版ふるさと納税、こちらは企画空港課が担当ということでありました。ここにも力を入れていきたいというお答えをいただいたこともございましたので、令和5年度は、どのような取組を行ったのか。

実績報告書6ページ、6行目、2款1項8目企画費、生活路線バス運行事業、最下段の公共交通マップ作成121万5,000円。これ、令和5年度の予算の際は、地域公共交通ガイドマップを作成するということでありました。その際、私の質問と提案といたしまして、インバウンドを獲得していくための方策として、QRコードをバス停に貼り付けることを提案いたしました、検討するということでありましたので、検討結果をお願いいたします。

決算書233ページ、7款2項3目では、道路新設改良費の中で、各種町道の改良事業が多々あります。執行残にも特段の報告がございませんので、おおむね適正に執行されたものと理解をしておりますが、今後の考え方といたしまして、これ、また総務経済常任委員会の予算調査の会議録を参考にしておりますと、全ての路線で、おおむね約100メートルから200メートル程度の改良を順次実施しているようであります。

予算配分の選択と集中の観点から考えますと、これを特定の路線に集中して実施して、例えば、100メートルを3か所やるのではなくて、この特定の路線ですと、300メートル延ばせる。集中させてですね。300メートル延ばせれば、その先の一番問題点となるところが、一遍に解消できるような、そういうような集中させた考え方の中で、効率的に改良していくようなことは考えられないか。

実績報告書31ページ、7款3項1目栗山川堤防維持管理事業、令和5年度の新規事業で、千葉県との協定書に基づき、堤防の除草工事や安全施設設置工事を行ったものと認識しておりますけれども、栗山川環境ボランティア関係の私の一般質問の観点から申し上げますと、除草工事ではなく、雑草の根本的な対策を行っていく方向性は、考えられないものか。

実績報告書32ページ、7款5項1目住宅改修補助事業、リフォーム補助金で10分の1補助であるもののブロック塀等については、10分の2が補助対象ということで認識しております。せんだってのブロック塀が倒れて、小学生児童が亡くなってしまった事故等を鑑みての質問になりますが、教育課とも連携して、利用の促進を図るなどの取組はあったのか。また、執行残もあるので、補助率を上げるなどをして、ブロック塀に対する利用促進を図ってはどうか。

か。

執行残の決算資料にまいりまして、3ページ、8款1項2目消防団活動費、執行残率18.4%ということであります。

これも事前に調査したところ、団員数が予算書では438名に対して、実績が381名でしたということと、出勤報酬の予算額と決算額の差異が生まれるということでご説明がありましたけれども、予算編成の際に、当然、定員数438名を確保したいという気持ちは、当然その部分も分かりますけれども、見込みから例えばその中間値、400名程度の予算額で、当初スタートするような考え方は考えられないか。

ページ数がちょっと分かりませんが、すみません、同じ消防費の中で、準中型免許等取得経費補助金というものがございます。こちらの2分の1が補助対象ということでありました。こちらが予算額150万円に対して、利用は3万2,000円ということでありました。この辺の見込み違いになった結果と今後の方向性。

あと、また、総務経済常任委員会の決算調査の会議録を参考にさせていただきましたが、こちらは決算書185ページ、一番下の段で、畜犬登録事務事業、これは、狂犬病の予防接種のお話がここに絡んでくるかと思えますけれども、接種会場が少なくなったことによって、利用者からのいろいろなご意見をいただいているということであります。

それに対して、私はこの変更があった際に、接種会場を隔年で交互に設置するような形、例えば、初めはAでしたといったら、次はB、3年目は、またAというところでやれば、隔年で自分の近くに接種会場が設置されるという状況、今までは毎年だったわけですから、それが隔年で来てくれる。今はもう固定の状態なわけありますから、そういったように、できるだけ平均的に配分できるような体制というのに変えたらどうかという意見を申し上げます。

しかしながら、何か工夫をしていきたいなと感じておりますというようなこの会議録を鑑みると、そういうようなお答えをされておりますので、大分検討が遅いのではないかなという思いの中から質問させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは、2つ目の質問のふるさと納税についてお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、令和5年度のふるさと納税への寄附額が、非常に少なかったという反省は持って

おります。そういう状況の中で、せんだって今、議員がおっしゃられた茨城県境町への視察、実はこれ、私も一緒に行っております。そして、また、私と観光まちづくり協会の秋葉会長、そして、担当課の3名、5名で行ってまいりました。

それはなぜかといったら、やはり、このように少なくなってしまった状況の中で、何か打開策が見いだせないかという思いの中で、まずは、行って見てみようということで、見てまいりました。

そういう状況の中で、今、議員は、どこが違うのかとおっしゃいました。根本的にまず違うのは、まず、これを株式会社が全部一括して行っているということでもあります。そして、今、95億とか96億とかいうようなふるさと納税をやっている、非常にぎりぎりのところで上手にやっているなという思いでございます。

お米の20キロが、今、上がったらしいですけども、1万3,000円で、どう考えても、もう農家が出している値段で、それができている状況にあります。そのところは、やはり民間の株式会社がやることによって、非常に上手な値段設定ができているというのが、まず1点。

それと、その株式会社が、まず最初に、乾燥芋の工場を自ら造って、その工場には、国の補助金などを入れて工場を造って、乾燥芋をふるさと納税の産品として、それが年間6億円の寄附額につながっていると。もっと驚いたのが、九州熊本から冷凍ウナギを買ってきて、まさしくその株式会社が、町の補助金で造ったかば焼き工場でかば焼きを作って、それがふるさと産品になって、それが年間8億円だそうです。

そういうように、これまでやれるというのは、橋本町長以下、皆さんのアイデアのもと、その株式会社の社長というのは、やはり地元のもともとお茶屋さんだったということで、非常に有能な方で、いろんな取組をやって、そこまで持っていったというのが、非常に大きな部分でありまして、私もそういう状況の中で、何かアクションが取れないのかなという思いの中で、今、そういう暗中模索の中で頑張ればいいなと思って、今、取りあえず、まず行ってみよう。

でも、そうした中で、議会の皆さんも境町には何か行っていただけるということでもありますので、その辺はもうちょっと皆さん、これは、やはりその株式会社をつくって、町のお金を入れて、その工場を立ち上げたり、何とかというのは、議会と本当に、もう、両輪が一致して、その方向に進んでいくということが、やはり一番大事なのかなという部分もありますので、ぜひ、私もご同行させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

そういう中においても、今年につきましては、去年よりは、大分寄附額も上がっている状況にあると聞き及んでいますので、今後ともしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） それでは、私のほうからは、よこびーA I チャットボットについてのご質問にお答えさせていただきます。よこびーA I チャットボットにつきましては、町ホームページに機能を追加いたしましたシステムでございまして、主に、検索キーワードを入れていただいて、そのキーワードに該当するページをご案内するものでございます。

こちらについては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の6ページの1行目に、町ホームページ運用事業といたしまして、ホームページ更新バージョンアップ委託料に含まれているものでございます。

なお、よこびーA I チャットボットの導入に関しましては、バージョンアップ委託料540万7,820円のうち、102万3,000円がこちらの導入経費となっております。

また、こちらの導入につきましては、令和6年2月20日に導入しておりまして、5年度中、令和6年3月31日までには、質問件数が630件、回答率は90.8%でございました。なお、回答できなかったものについては、リストが出ておりまして、こちらについては、職員が回答案のほうを作成して、回答率を上げるよう努めているところでございます。

なお、9月2日までの件数については、質問件数が2,374件で、回答率は88.4%でございましたので、今後も努力して、100%に近づけられるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、ふるさと納税のご質問のうち、10月からの状況ということによろしいでしょうか。

令和5年10月以降の寄附額の状況でございますが、令和5年4月から9月までの寄附実績額は2,805万4,000円で、対前年同時期比較では額で814万円、率で40.1%の増となっております。

特に、9月の寄附実績額につきましては1,028万1,000円で、対前年同月比較では額で505万1,000円、率では96.6%の増となっております。これは令和5年10月からの制度厳格化前

の駆け込み需要によるものと思われます。

一方、令和5年10月から令和6年3月までの寄附実績額につきましては、1,705万6,000円となりまして、対前年同時期比較では2,839万3,000円、率では62.5%の減となっております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿議員からご質問のありました3点について、お答えいたします。

まず1点目、L o G oチャットサービスについてでございます。

こちらは、役場内のパソコンからは、L G W A N回線を使って接続、それから、携帯端末からアプリを通じてサービスへのインターネット接続により、使用が可能なものでございます。インターネットの接続下につきましては、総務省が定めます自治体情報セキュリティ対策のガイドラインに基づいたセキュリティ対策が施されております。

当町におきましての活用例としましては、町内の事務連絡のほか、一番有用な点といたしましては、現場の携帯端末から写真のほうを役場の中の職員と瞬時に共有できるという点でございます。また、出張先などで必要な書類等がありましたら、こちらのサービスを通じて渡すことが可能。こういったところが大きなメリットとなっております。

それから2点目、企業版ふるさと納税につきまして。こちらは、令和5年度は、2事業者のサービスを利用して、寄附の募集と周知を行いました。いずれも成果報酬制で、寄附があった場合、寄附額の10%をサービス利用料として支払うというメニューでございます。

ただ、残念ながら5年の9月補正で予算化しましたが、実績はございませんでした。この中で当町では、企業様からのお申出によりまして5件の寄附がございました。

今後、こちらの企業版ふるさと納税につきましては、寄附をしていただける企業のほうに、企業のほうが寄附したくなるというようなプロジェクトの見せ方というのを工夫することが、必要であるというふうに考えております。

それから、3点目、公共交通マップにつきまして、公共交通マップのほうを作成し終わった後に、ホームページに掲載しております。ただ、ご覧いただいて分かると思うのですが、かなり大きな紙のものですので、そのまま出先で携帯端末から見するには、ちょっと不便なところがあります。また、日本語のみの表記となっておりますので、インバウンドの方をターゲットとするのには、こちらのほうも不足なものがございます。

ただ、QRコードは、出先でいろいろなものを周知したりとか、情報入手の手段として非

常に有効なものですので、今後、町のホームページに掲載されております、公共交通に関する記事のほうを整理いたしまして、多言語化する方策というのを研究してまいりたいと考えております。あわせて、バスのロケーションシステムなど導入を検討しまして、外国人を含めた観光客が、来庁者が円滑に移動できるようにすることは必要と考えますので、これらの施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 秋鹿議員ご質問に、何点かお答えさせていただきます。

まず、報告書の31ページ、2行目から8行目辺りに、道路改良の複数の路線が実績報告してございます。特定の路線を集中して実施をして、効率的に改良などをしていく考えはあるかというご質問だと思われますけれども、幹線道路改良事業を現在、複数の路線を町は行っておりまして、その財源の半分は約国から補助金を受けて実施をしている状況でございまして、路線ごと交付金の配分状況によりまして、実施箇所を検討しているという状況が続いております。

どの路線も早期完成を求められている、要望が上げられている中ではございますけれども、今後は安全面、それから、交通状況などを踏まえて、選択と集中により早期開通を目指す路線があってもいいというふうに考えております。

続きまして、実績報告書31ページの9行目になります。栗山川堤防の維持管理事業でございますが、この1,200万円のうち、除草工事で約937万8,000円ほど使っております。除草工事ではなく、除草の抜本的な対策を行っていく必要性についてのご質問だと思われますけれども、堤防の保安全管理という面では、堤防全てをコンクリートで覆ってしまうのが一番効率的ではございますけれども、それなりの費用がかかると思われます。

その一方で、防草シートなどでの簡便な対応では、劣化などが想定されたり、草刈りの刃に巻き込んで逆効果になるというふうに考えておりますので、根本的な対策につきましては、千葉県としっかり相談しながら対応方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、実績報告書の32ページ、3行目の住宅改修補助事業のリフォームの補助金の関係で、この補助金の中でブロック塀の補助が見直されたのが、平成30年6月に発生した大阪府北部地震の後、令和4年の4月にブロック塀の補助率を補助金上限20万円は変えずに、10%の補助から20%の補助に補助率の見直しをしております。

通学路の点検など教育委員会との連携のお話が指摘されたと思われますけれども、通学路

点検の際には、都市建設課も同行しておりますので、連携して再確認の対応を行っていきたいというふうに思っております。

補助率を上げてはどうかというご指摘も1点いただいておりますけれども、こちらは、改正してまだ数年ではございますけれども、ニーズを把握しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 環境防災課関係のご質問にお答えします。

まず、8款1項2目、細目の2の消防団活動費、こちらの執行残が多いという関係のご質問ですが、こちらの報酬の関係で、団員報酬を予算時は条例定数で算出をしまして、予算を確保しております。決算時は、当然実団員数で報酬を支払うようになるのですが、令和5年度につきましては、団員階級で58名が不足という状況になりました。

また、報酬関係で、火災・災害出動の報酬もございますが、こちらにつきましては、例年の実績を鑑みて、予算要求をしているところではあるんですが、火災・災害等は、なかなか実際に起きる件数、出動人員等を正確に把握するところも難しいもので、今回は幸い、災害等、令和5年度は予算に対して少なかった関係で、執行残が多く出たところであります。

こちらの予算の確保の仕方としまして、実際に、団員のほうは充足させたいというのが、当然、環境防災課のほうはありまして、期待値というか、そういう部分も込めて予算は確保しているのですが、現状、なかなか厳しい状況にありますので、今後、執行残が多く出ないような形で、予算のほうが過大にならないような要求方法を勉強して、研究したいと思えます。よろしくお願いします。

同じ事業の消防団の準中型免許等取得経費補助金の関係ですが、こちらの事業につきましては、令和5年度から新規に行った事業でありまして、こちらは今までの実績がないので、近隣を参考にして、補助制度のほうを設計したんですが、こちら、団員の免許の状況等なるべく皆さんに消防車両を運行できるように取っていただいて、また、新規団員の確保にもつながるよということ、制度をつくったんですが、環境防災課の期待する部分というのも含めて150万円の予算を確保させていただいたんですが、現状、実績としては、1件のみでありました。

こちらについては、再度いろいろ検証をさせていただいて、今後、また検討したいと思うんですが、現状、3.5トン以上の車両、こちらが準中型になるんですが、これは、平成29

年の3月11日の免許の改正によりまして、18歳で普通免許を取得した場合に、これ以降の方たちは、3.5トン以上の車両を普通免許では運転ができないというような形になるんですが、現状、今の消防団員の中では、おおむね7%ぐらいの団員ということで、現在26歳、27歳より若い方、そういう方が免許を18歳で取得した場合だと、普通免許では運行できないというような状況でありまして、そのほかのほとんどの団員の方につきましては、普通免許を18歳になった頃にとった方については、3.5トン以上の車両、現在、消防団26の車両があるんですが、そのうちの12台が該当しますが、そちらのほうの車両の運行の免許になるので、現状、車両運行の運用について支障を来すというところまでの状況には至っていないというところが現状で、なかなか実績が1件だけであったというところになると思います。

また、その1件の実績につきましては、教習所に通いまして、AT限定を解除したというものになります。MT、マニュアル車の車両につきましては、現在、消防団の中で7台を持っているというところになりまして、今後、車両更新の中でもオートマチックの車両を入れていく状況になりますので、こちらについても、今の補助制度をしばらくは継続して、状況を見て判断をしたいと考えております。

次の4款1項6目の細目の3の畜犬登録事務事業、こちらの関係ですが、こちらは、狂犬病予防接種の費用等が含まれている科目になります。

こちらにつきましては、5日間の接種日を設けまして、14か所で行いました。令和5年、令和6年も同じ場所で行ってありますが、場所を年ごとに変えてしまうと、前年と違うところになってしまうと、間違ってしまうのだとか、そういう混乱を避けるために同じ場所で行っているところなんですが、担当課としては接種率も当然上げたいというのが目的にありますので、接種会場を増やすだとか、そういった形で接種率を上げる方向で対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私だけで時間を全部使ってしまうわけにもいけないので、端的に申し上げますけれども、ふるさと納税の件は、令和5年10月から令和6年3月までの実績額が、パーセンテージで62.5%減というようなご説明であったかと思います。町長が先ほど、最近では、何か上がってきているというようなお答えであったかと思いますが、きっとそれは、令和6年3月から今までの状況を鑑みておっしゃられたことだと思いますので、私も境町に行く身ですから、しっかり勉強して、いいものをお互いにつくっていければと思います。

多々質問させていただきましたけれども、全てにおいて、やっぱり執行残ができるだけ残らないように、または、その選択と集中というものを考えて、次の予算執行に向けて考えていっていただきたいということを、切にお願いいたしまして、終わります。

○議長（鈴木輝男君） ほかに。

森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 1点だけお願いします。

決算資料の実績報告書の11ページ、6行のところなんです、敬老事業、敬老祝品についてお尋ねします。

これは、そもそも該当者の数によって、1人当たり幾らという予算が決まっていて、全体の予算が決まるものなのか。そうではなくて、全体的に幾らなので1人当たり幾らぐらいにしようというふうに決まるのか、その決め方を教えてください。

それから、毎年同じタオルなんです、タオルでも、例えば、使いやすいハンディーのタオルとか、そういう感じで変えるということは考えられないでしょうか。なぜかと申しますと、毎年、毎年同じのが来るのでは、あまりにも機械的に、ただ、これでいいやといって、何の考えもなしにそういうふうに行っているのではないかと町民の方は考えていらっしゃる方もいるということで、2点お願いします。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 敬老祝品の祝い品の内容につきましては、対象の方の人数に対して全体額で割り返しているというわけではなくて、おおよそそのお配りする品の金額というのは、お気持ち程度のものになっておりますので、それは、毎年タオルということになっておりますけれども、一応ほかの、例えば箸ですとか、そういったものも候補として検討した中で、同じものになっている状況ではあります。単価的には、大体200円程度のもののでかける人数というところで、予算のほうは計上しております。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） タオルもいろいろな形があるので、その辺ちょっと工夫が欲しいなということと、せっかく予算をつけるのだから、お気持ちでいいんですが、その心を込めたものだのと、毎年いろいろ工夫してくるよなと、もらう方がちょっとわくわくするような感じが欲しいなと思います。

なぜかと申しますと、昨日、これ、届いた方がおっしゃっていたんですが、その方は76歳でした。なのに、長寿と書いてあったと。76歳長寿は、今ちょっと考えられないのではない

でしょうか。90歳を過ぎて長寿で頂くのなら、納得はできるのですが、その辺あまりにも本当に機械的で、毎年同じものを配っているという印象を受けて、せめて敬老とか、何かそういう感じで、違うものでもいいので、エコバッグですとか、何か小さいお手拭きで、よこびーがかわいくデザインされたものとか、その辺の工夫が欲しいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） お祝い品の品につきましては、いろいろなものがあるかと思えますので、検討した中で決めてまいりたいと考えております。

また、祝長寿の表現につきましては、お電話を、実際に福祉課のほうにいただいた件もございしますので、その辺も検討させていただきたいと思えます。

○議長（鈴木輝男君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すみません。私は、1期目の1年目から同じ質問をしておいて、ちっとも変わっていませんので、何か工夫をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） それでは、1点教えてください。

実績報告書の12ページ、1行目、緊急通報体制等整備事業の緊急通報装置貸与業務委託料で、87名の利用者のうち、実際に使用された人数と通報内容を教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） それでは、緊急通報装置の実績の関係でありますけれども、緊急通報装置で緊急のボタンがございまして、そちらを押していただくと、24時間看護師が常駐しているところにつながりまして、その看護師の対応により緊急対応するケースもございします。

中には、間違っって押してしまったというケースもございしますが、令和5年度でいいますと、実際に、救急車で病院に搬送された方が3件ございました。しかしながら、いずれも大事には至らず、病院で受診後、すぐにご自宅に帰ることができたということでありました。

○議長（鈴木輝男君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 今のは分かりました。それで、もし誤って押しちゃった場合は、どのような対応を取ればいいのか教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 通報先の相手方のほうがお話をした中で、間違っていましたということであれば、それで通報のほうはなかったということになるようになっていきます。

○議長（鈴木輝男君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 私からは、1点だけ確認させてください。

実績報告書の7ページ、一番上の1行目、乗合タクシー運行事業ですが、乗合タクシー運行業務委託とオペレーター業務委託があると思うんですけれども、業者の選定はどのように行っているのかと、オペレーターやドライバーへの研修というのは行っているのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご質問いただきました乗合タクシーの、まず業者のほうですが、乗合タクシーの運行業務委託のほうは、現在3者に委託のほうをしております。これは、町内、それから、山武市にあるタクシー事業者さんのほうに委託しているところなんです、こちらのほうは、一般的に町内を運行されている事業者さんというところで、その3者と随契約のほうをしているところでございます。

また、オペレーター業務のほうは、観光まちづくり協会のほうに委託しておりまして、ヨリドコロの中にオペレータールームのほうを設置して、そちらのほうで対応をしているところでございます。オペレーターの方のほうは何年も続けておりますので、今のところ特段の研修はしていないところです。タクシーの事業者さんのほうの研修は、申し訳ございません、ちょっと今、私のほうで把握しているところはございません。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ヨリドコロの2階で私が過ごしているときに、オペレーターの方のどなり声というか、すごくきつい物の言い方をしたところを聞いてしまったのと、あと、町民の方からも、ちょっとオペレーターさんの言い方がすごくきつくて、非常に困っているという声も聞いていますので、その辺をぜひ改善していただけるよう、研修等していただけると助かります。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 貴重なご意見をありがとうございます。現場のほうを確認して、対応のほうをしたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） ほかに。

宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） では、私のほうから何点か。私が思うのに、町長は長年、行政を担当している中で、決算規模も大きくなってきて、私はすごく心配をしているために、また確認をしたいんですけども、質問の中には、またかよと思われるものもあるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、最初に、令和5年度決算状況速報版から質問させていただきます。

まず、財政力指数についてですが、平成20年度には0.57ありましたが、それ以降下がりが続き、令和5年度には0.45まで下がってしまいました。なぜこのような状況になってしまったのか、町長にお伺いします。

2点目であります。経常収支比率の89.6%をどのように思っているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目ありますが、令和5年度の一般会計決算の歳出総額は129億8,537万3,000円です。そして、当町の標準財政規模は68億2,705万2,000円です。標準財政規模とは、一般的に特殊要因をなくし、1年間行政運営をしていける数値を示したものであると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

4点目あります。地方債現在高が93億3,280万1,000円、積立金現在高43億1,463万7,000円、そのうち、財政調整基金16億9,645万6,000円ということですが、この状況をどのように思っているのか、町長にお伺いいたします。

次に、令和5年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の2ページ、円グラフの歳入内訳の自主財源の割合42.6%という数値をどのように思っているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、5点についてよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いきなり質問で、ちょっと全部上手に答えられるか分かりませんが、まず、財政力指数については、言われるとおり、ごもっとも、そういうような状況にあるというのは承知しております。

ただ、一つ言えるのは、地方交付税も算入の仕方が、財政力指数が大きな基準の一つになっているという状況の中で、0.44を下回らない限り、基本的には財政に対する影響というのは、極めて、何というんでしょうか、大きな影響にはならないというふうに認識をしておる

ところでございます。

また、2つ目の経常収支比率につきましては、0.89というか、そういう部分については、健全な状況になっているのではないかなというふうに認識をしております。

そして、3つ目の財政基準の問題ではありますけれども、標準財政規模の問題のお話であったと思いますけれども、この標準財政規模につきましては、今回、ちょっと一生懸命勉強させていただきました。

これが何かというと、あくまでもこの標準財政規模というのは、収入のことを言っていて、町の税収入または普通交付税、臨時財政対策債等の経常的な収入の合計の総量をこの基準財政規模ということによって、特別交付金ですとか、その部分についてはこれに入らないということの中で、一番大きいと思われるのが空港会社から来る周辺対策交付金14.5億円ですとか、そういう状況の中で進めている中で、横芝光町の、これは令和4年度においては1.8倍。

これがどういう数字かといいますと、例えば、山武郡市の中で、東金が令和5年は幾らだったかという1.8倍、山武市が1.7倍、大網白里市が1.6倍、九十九里町が1.6倍で、芝山が1.7倍。平均1.7倍ということの中で、横芝光町が1.8倍ということで、特段大きな状況になっているとは、言い難いのかなという思いでございます。

ちなみに、千葉県全体の千葉市を除く平均が、これは、令和4年度でありますけれども、千葉市を除く千葉県全体が184%、1.84倍ということでございますので、そういう部分においては、この財政標準規模と歳出の割合の部分が、どういう相関関係にあるかというのは、ちょっと説明しづらい部分もあるかと思いますけれども、そういう状況の中では、53市町村分23位であるという、ちょうど真ん中辺だということの部分を、お話を申し上げさせていただきたいと思います。

それと、あとの部分につきましては、それと同じような状況の中で、極めてとんがった部分があって、将来の財政を圧迫するような状況にはないという認識の中で、しかしながら、一つ一つの歳出につきましては、真剣に取り組んだ中で、今後とも、安定してできる財源を有効活用しながら、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午後2時10分といたします。

（午後 1時57分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

○議長（鈴木輝男君） 議案審議を続けます。

宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 先ほどは答弁ありがとうございました。

それで、ではもう一度1点目からいきますけれども、町長の先ほどの答弁ですと、財政力指数0.44までなら何とかということでありましたけれども、今のペースでいくと、来年は0.44ぐらいになってしまうのかなと思います。でありますので、今いろんな事業も考えているようだけれども、自主財源を確保するための施策を行ってこなかったことがこのような状況になっておりますので、この状況を真摯に受け止めて、これ以降対応していかなければならないというふうに思っています。

次に、経常収支比率の89.6%の関係ですけれども、いずれにしましても、この経常収支比率が、言っているように、高くなればなるほど予算のほうが膠着化してくる。要するに、投資的経費に捻出する経費がなくなる。最終的には息をしているだけの団体になってしまいますので、そういうようなことが生じないようにしていただきたいと思います。

次に、標準財政規模の関係で、他の町村、千葉県の状態も話しされておりましたけれども、多分町長が言われた団体等と比較しても、うちのほうは財政力指数というのが一番低いと思います。そうすると、依存財源に頼っているような状況でもあると思います。

いずれにしましても、標準財政規模につきましては、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すものでありますので、その数値は実質収支比率、実質公債費比率、連結赤字・実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政費用や健全化指標の分母となるため、大きな意味を有していると思いますので、それらのことを踏まえた対応をお願いしたいと思います。

次に、地方債と積立金の関係でありますけれども、今現在は預金利息等が見込めない状況にあります。それであれば、当町みたく財政力の低い団体であれば、財政調整基金を有効に活用し、原資が減らない有効な活用方法をもう検討してもいい時期に来ているんじゃないのか。具体的には私は何個かあるんですけれども、そういうものも考えた中で、要するに財政調整基金についても今言いましたように、原資を減らさないでまちの活性化をしていく対応というのは幾らでも取れると思いますので、そういう方法も考えるということが必要じゃな

いのかなと。

それと、今いろいろ秋鹿議員のところからも出ましたけれども、自主財源の割合42.6%ということは依存財源に頼っているという状況であります。自分のところの財政をよくするためには自主財源の割合が高くなるような対策を検討していかなければならない。それにはまさにふるさと納税なんかというのは一番、地域間競争の時代に入ったのであれば、そういうもので生きる道、要するにそういうものを増やした中で、町で有効に使える財源というのを確保していく必要が私はあるんだろうというふうに思っております。

今までいろいろ申し上げましたが、監査委員からも財源の確保に努められたいということが示されていまして、頑張ってくださいと思います。そして、私が言わせていただきたいことは、このような状況は単年度で解消できるものではありません。今後は計画的にかつ緻密に行政運営をしていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私のほうからは、決算資料で質問させていただきます。ちょっと細かくなりますがよろしくお願いいたします。

まず18ページ、下から2つ目の高齢者肺炎球菌、これは65歳以上、2,000円の助成だと思えますけれども、令和5年度は247名でありましたが、接種率を教えてくださいということと、令和7年度からは65歳の接種を受けないと、後の5歳刻みの通知が届かなくなるという、たしかそういう認識でございましたけれども、間違っていたら教えてください。

それと19ページ、ヒトパピローマウイルス感染症、HPVですね、子宮頸がん、これのキャッチアップが非常に今、来年の3月31日まで3回無料ということでもありますけれども、非常に接種率が悪い。これは全国的な問題ですけれども、当町の状況、そして、この3回を無料で受けるには、1回目を何としてもこの9月末までに受けなくてはいけない。町の周知をした状況、またはどういうふうに考えているか。担当課長、教えてくださいと思います。

その下の風しんもそうですけれども、こういった予防にしても、がんにしても、コール・リコールの状況も教えてくださいと思います。

そして、20ページの4行目、3歳児精密検査委託料、3歳児のときにやっていただけるように、健康こども課に弱視屈折機器を導入していただいているんですけれども、これの検査をなされたか、そして結果はどうであったか教えてください。

それと、その下の5歳児相談事業、5歳児健診がなくなって5歳児相談になったんですけ

れども、全部で116名の年中ということで、民文の決算調査のときに伺いましたけれども、116名中28人、これは少ない数ではないと思います。28名の相談者がいて、特に町がこの28名の相談ですごく気にされたこととかがありましたら教えていただきたいと思います。

それと21ページ、一番下の産後ケア事業委託料、この産後ケアの援助の内容を教えてください。

そして22ページ、一番下のがん検診委託料、受診率、先ほども言いましたけれどもコール・リコールの状況、また、委託料増の要因を伺いたいというふうに思います。

それと23ページ、一番上の個別検診、この個別検診の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診。集団で予約をして、例えば乳がんを受けるとしたら、年齢別にマンモグラフィーとか超音波があるんですけれども、胃がんにしても、プラムで受けるのはバリウムですが、胃カメラなのかバリウムなのか、この個別検診の方法を確認させてください。

それと、23ページの一番下の子宮がん検診（対象21歳）、これはきっとクーポン配布事業だと思いますけれども、対象人数は何人いて、集団1名、個別2名だったのか伺いたいと思います。

それと、35ページ、社会文化課長に伺いますけれども、8行目の生涯学習各種講座開催（講座43回）、これは全て対面だったのでしょうか。今後DXが進んでいく中で、オンラインを利用すると非常に安価にできるものもございますので、こういった考えがないのかどうか。それと、その下のほうに、10行目に、1階トイレの洋式化とありますけれども、例えば、文化会館の洋式化、この令和5年度の改修工事をもって十分とお考えかどうか確認させてください。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） それでは、川島富士子議員の令和5年度一般会計の質問に対してお答えいたします。全部で10項目あるかと思います。一つずつお答えさせていただきます。

まず最初に1点目ですが、決算附属資料18ページ4行目、個別予防接種事業の個別予防接種委託料、①各種定期接種のうちの高齢者肺炎球菌でございます。これにつきましては、議員のとおり令和5年度までは5歳刻みが対象となっておりますが、令和6年度からは65歳に達した方の方のみ対象となっております。令和5年度の高齢者肺炎球菌の247名に対する接種率は12.6%でございます。

なお、周知の方法でございます。令和6年4月から65歳に新しくなられた方へ、月ごとに月初めに個別にご案内をさせていただいております。また、広報、令和6年4月号に掲載したほか、町内医療機関にも周知をさせていただいております。

2点目でございますが、決算附属資料19ページ上段、個別予防接種事業のヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種の周知、取組状況でございます。

まず初めに、年度初めとして、町のホームページに個別予防接種のご案内とHPVワクチンの自費で接種された方への償還払いとして周知をしてございます。続きまして、広報でございますが、令和6年1月号、令和6年3月号、令和6年4月号にそれぞれ記事のほうに掲載させていただいております。

また、個別案内といたしまして、令和5年4月に中学1年生、また、中学3年生と高校1年生にそれぞれ予診票のほうを必要枚数送付しております。また、令和5年3月には、中学1年生から高校1年生までにシルガードの開始のはがきを送付してございます。このシルガードについては、令和5年4月の広報にも掲載させていただいております。また、令和6年2月には、中学生に厚生労働省から改定版が2月に通達がありましたので、学校を經由して女子生徒に配付してございます。

また、認識であるかと思いますが、ちょうど今テレビCMでもこれを結構政府広報でやっております。そういったことで、こちらについても、当然3回打つまでには今月末までがタイムリミットということでございますので、町公式ホームページ等を通じまして周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目でございます。同じページ、個別予防接種事業の②風しんの追加的対策についてでございます。これについても、令和7年3月までの期限となっております、まず毎年度末に未受診者へはがきで個別通知をしてございます。また、町公式ホームページの掲載と、全戸配布として健診のご案内に、こちらは特定健診受診時に検査ができることを掲載してございます。

4点目でございます。決算附属資料20ページ4行目、3歳児健診事業の屈折検査機器による弱視検査の検査結果ということでございますが、こちらの検査につきましては、令和5年度は6回実施しまして、103名の児童に対して検査機器を使用いたしました。精密検査となった幼児は2名で、うち1名は弱視、もう1名は屈折異常、弱視の心配がございまして、眼科への治療につながってございます。

5点目でございます。決算附属資料20ページ5行目、5歳児相談事業につきまして、116

名中、相談者が28名ということでございます。こちらの相談内容につきましては、これは延べ人数になりますけれども、心理士、保健師による子育て相談、これがそのうち21名、教育課の指導員によりまして就学相談、これが14名、言語相談員のことばの相談が9名、管理栄養士による栄養相談が4名、歯科衛生士による歯科相談が6名ということで、この28名のうち、12名の方が継続支援で個別支援計画を立て、ことばの教室や子育て相談等へつなげてございます。また、保護者の了解の下、保育園と共有を図り、支援につなげてございます。

続きまして、6点目、決算附属資料21ページ6行目、子育て世代包括支援センター事業の産後ケア事業の事業内容でございますが、こちらにつきましては、内容としましては、授乳のお手伝い、乳房ケア、沐浴の練習、育児相談、赤ちゃんのお世話の仕方のアドバイス、お母さんの心身の健康チェック、赤ちゃんの健康状態、体重、栄養等のチェックをしてございます。この産後ケアの事業を通しまして、母親の身体的なケアのみならず、産後の母親の気持ちに寄り添ったケアを行うことで、産後鬱の予防につながっていると感じておるところでございます。

7点目でございます。決算書附属資料22ページ3行目、がん検診事業のがん検診委託料についてでございます。令和4年度決算と比較して増の要因でございますが、大きく2点考えられます。1点目が、がん検診委託料の単価の値上げ、それから、新しく検診用帳票の印刷の封入封緘作業の委託料を令和5年度で実施したことによるものでございます。

続きまして、コール・リコールの状況でございますが、がん検診受診勧奨につきましては、40歳になる方へがん検診の案内を個別に通知してございます。また、子宮がん検診につきましては、21歳の無料クーポン券の配付通知、胃がん検診の便中のピロリ菌検査については、41歳になる方への個別通知、乳がん検診、子宮がん検診につきましては、30歳、35歳、45歳、50歳の方へがん検診の案内を個別に通知してございます。

8点目でございます。決算附属資料23ページ、がん検診事業の②個別検診の胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の検査方法でございます。胃がん検診については、議員おっしゃるとおりバリウム検査となります。大腸がん検診については、便の2日分の検体の回収になります。子宮がん検診につきましては、子宮頸部の細胞診ということで、細胞を取り出すというところの検査でございます。乳がん検診につきましては、集団検診と同様に、超音波検査とマンモグラフィー検査、30歳代は超音波検査、40歳代と50歳代は交互検診で、超音波検査とマンモグラフィーを毎年交互に実施している状況でございます。

最後でございます。決算附属資料23ページ2行目、がん検診推進事業の対象人数でござい

ますが、令和5年度では対象者は92名でございます。そのうち、集団検診1名、個別検診2名というところになってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、川島議員の質問にお答えいたします。

先ほどの35ページですけれども、講座関係につきましては、講座43回ということで行っております。この中の内容ですけれども、生涯学習講座ということで、これが寿大学を行っており、またそのほかでは親子チャレンジ、これはバドミントン教室、おやこであつまれ体操教室、おやこであつまれサッカー教室、また、生涯学習クラブ講座としまして、やさしいクラシックバレエだとか、あと太極拳の初心者スクールだとか、そういう形で、実際に教室に来てそこで体操をしたり、教室の中で体を動かすというものがございますので、基本的には皆さん対面ということで令和5年度はやっております。

今後なんですけれども、DXの関係でありますので、その方向についてではどうでしょうかということで、私も今ちょっと考えてはいるんですけれども、実際、今教室は今年度も行っていますので、その中でアンケート等を取ってみてもいいかなと今考えておりますので、今後そのアンケートによっては少し変えていく予定でございます。

あと、もう1点なんですけれども、トイレの関係なんですけれども、洋式トイレにつきましては今後洋式を増やしていこうかなと思っているんですけれども、中には和式のトイレが必要な箇所もあると思いますので、その辺は十分検討しながら今後洋式化を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 特に健康こども課長にはたくさんご答弁いただきましてありがとうございました。高齢者の肺炎球菌にしても、風しんにしても、とにかく個別で通知しているということが今日確認できたということが非常に安心につながりましたので、あとはしっかり意識を持っていただく。それでも町民の命を守るという意味で忙しいとは思いますが、コール・リコール等またがんに限らず考えていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

キャッチアップですけれども、これは確かに千葉日報にも出ておりました、最近。テレビでもやっています。今結構接種率を上げるためにというのは多分WHOの目標値が90%、5

年前の日本の接種率が1.9%ということですからかなり低く、政府を挙げて取り組んでいるということと、そういう関係で、非常にテレビ番組等でも、このキャッチアップ、HPVワクチンの特集を取り上げたりというのは私も気がついておりましたけれども、ただ一番うちの町で心配しているのは、知らずに打てなかった、知りませんでしたということが、本人の下にはがきとか通知がきちんと届いて、中を見てくれていればいいんですけども、それが結構医療機関で先生方が聞くと、知りませんでしたということで、まだまだ多いんですよということを最近テレビでやっておりました。

知らずに打てなかったということがないように、十分やっていただいたのは非常に今伝わってまいりましたけれども、このところを頭の隅に置いて、さっきホームページでまた取り上げてくださるということでありましたけれども、当然まちナビ2もあげていただき、若い人たちが見ていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

がん検診は予約になったので、私も予約をスマホで入れて受けやすくなったなという、もう率直のありがたい感想なんですけれども、国が令和5年3月に50%を10%上げて、予防に向けて国は目標60%を目指すと発表されておりますので、まだまだこの60%にはとてもとても遠い目標ではないかなと思いますけれども、9月はがん制圧月間ということでもありますので、こういったことを打ち出しながら、またPRに力を入れていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

子宮がん健診、クーポンの対象21歳、91名中3名ということでしょうか。これ自体が非常に少ない、それこそ強制するものではないですけれども、全部つながっているのかなという印象を持ちました。ですが、それなりに意味あつてのこの目標でありますので、ぜひ頑張つて周知と女性の健康な体を守るというところで、子宮頸がんのワクチン、また、様々がん検診がありますけれども、ぜひ頑張つていただきたいというふうに思います。

結構執行残のほうもあつて気になっていたんですけれども、キャッチアップにしても強制するものではありませんけれども、総体的にもう一度見つめていただいてお取組をいただけるようお願いを申し上げて終わります。

○議長（鈴木輝男君） ほかに。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 何点か伺います。

初めに、決算状況については宮菌議員から細かく質問されていたので、私は決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書のほうから何点か質問いたします。

初めに、6 ページの町ホームページ運用事業です。

先ほど総務課長が説明してくれましたが、システムのバージョンアップ委託料です。540 万8,000円ですが、要するに検索しづらいというようなことがあって、非常に使いづらいホームページだなというのが率直な意見で、私も一般質問では改善するようにということでは指摘してきた経過があるんですが、それでもなかなか、私はちょっと検索したんですが遅いなど、分かりづらいなというのはちょっとある。それと、問題は中に載っている記事が古いと。新しいのがどうして載せていないのというのがあるんですね。ここのところの改善はどのようにするのかを伺います。

次に、7 ページになります。自動運転の実証調査業務委託料、自動運転モビリティ事業ですが、ここのところで載っている数字が、平均1 便1.7名というようなことになっています。この1 便1.7名の乗車というのをどのように捉えているのかお聞きします。計画どおりの数なのか、十分そこも含めて、どのように評価をするのかを教えてください。

次に、9 ページ、空港シャトルバス運行事業についてです。

ここのところで、空港シャトルバス車両購入費負担金1,268万1,000円、それと空港シャトルバス運行費の負担金ですが、各自治体で負担分けしていると思います。どのような負担、車両が幾らで、その負担割がどれくらいで負担割になっているのか。当町だけじゃなくて全体の負担割も含めて教えてください。

次に、飛びまして24ページにいきます。

24ページの水田農業構造改革対策事業のところになります。ここのところの飼料用米等拡大支援事業補助金ですが、ここのところは、各営農組合、法人の営農組合だと思いますが、これで間違いなければ結構ですが、そここのところの確認と、それからその下の需給調整推進対策事業費補助金ですが、172法人・個人とあります。ここのところの水田面積、どれくらいの水田面積があったのか、これを教えてください。面積でパーセントが分かればなおさらうれしいんですが、私も言っていないのでちょっと難しいかもしれないんですが、分かれば教えてください。後で結構ですので、パーセンテージも教えてください。

次に、その下の25ページ、農業用機械施設等共同化促進事業、ここのところの農業集団が導入する高性能機器に対する補助金ですが、これに関する補助金の補助を受けられる条件ですね、それは1 団体ということになっていますが、ここのところの条件を教えてください。

そして、26ページになります。

26ページ2 段目の県営基盤整備事業、ここのところの農業経営高度化支援事業補助金（国

県補助）となっています。ここのところの1億900万円の大きい金額ですが、この基盤事業の内容を教えてください。

それから、最後に29ページになります。横芝光インター周辺開発事業のところになります。ここのところの横芝光インター周辺産業用地整備支援業務委託で、その1、その2となっています。今度その3、4というふうになっていくのか、そのときの3とか4の業務委託はどのようなものを業務委託するのかを教えてください。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） それでは、私のほうから決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の6ページのホームページに関する、検索がしづらく分かりづらいというご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、検索のしづらさ、分かりづらさについてはよこびーのAIチャットボットを導入しておりますので、そちらのほうの回答率とかそういったものを上げながら検索しやすい環境に努めてまいりたいと思います。

それと、記事が古いということで、大変申し訳なく、耳が痛いところでございますが、こちらについても、職員にできるだけ最新の記事に登録して、古い記事の分については削除するように努めてまいりたいと思いますので、その辺の意識啓発を図って、できるだけ最新の記事になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎議員にご質問いただきました2点についてお答えいたします。

まず、自動運転バスのほう、1便当たり1.7人という人数についてどのように考えるかという点でございますが、令和5年度、町内バスのほうが1便当たり2.8人、成田便のほうが4.8人という数字が出ております。これと比較すると少ないというところになっております。

こちらの自動運転バスのほうは、いわゆる最先端技術の固まりであります。こちらのほうのアピールとその活用をして利用者のほうを増やしつつ、また、先日国財源のほうを獲得いたしましてルートの特長をする予定でおります。こちらのほうで乗車人数のほうの増を図っていきたいと考えております。

それから2点目、空港シャトルバス、こちらの負担についてでございます。シャトルバスのほう、負担のほうは構成市町の均等割の部分と、それから運行距離割の部分がございます。

ご承知のとおり、当町でシャトルバスが通過している区間、屋形地先と、それから中台地先、それ以外は山武市と芝山町と当町の通過区間のほうは僅かでございます。そういったことから、横芝光町の負担額はおおむね18%、それから、山武市の負担率がおおむね51%、それから芝山町の負担率がおおむね31%となっております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） まず、水田農業構造改革対策事業でございますけれども、お見込みのとおり、営農集団等に対する補助になります。需給調整対策奨励事業でございますけれども、こちらは面積ということで576.9ヘクタールになります。割合のほうは資料を持っていないので、後ほどお知らせしたいと思います。

続きまして、農業用機械施設等共同促進事業でございますけれども、手元に要綱等を持っていないので、要件についても後ほど答えさせていただきたいと思います。

続いて、県営基盤整備事業でございますけれども、こちらの使途でございますが、排水路の漏水防止工事と、あと事業費の借入金の償還ということに利用をしております。

以上になります。

○議長（鈴木輝男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 山崎議員のご質問にお答えします。

29ページの6行目、横芝光インターチェンジ周辺開発事業のその1、その2、今後その3、その4というふうが続いていくのかというご質問でございますけれども、昨年度、その1、その2というのが産業用地支援業務委託といたしまして、合意形成や農振除外の資料作成、それから県営かんがい排水事業の地区除外に係る業務についてはその2というふうに分離して行っております。今年度は、その3、その4等は使わずに、基本設計の業務ですとか、それから地質調査ですとかを事業化検討パートナーと連携して進めている調査業務を行っております。このような支援業務の名称は今後は使っていない予定でございます。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

特段再質問ということではないんですが、要望という形になるかと思います。ホームページに関しては、新しいものに記事をしてくれというようなことは分かったんですが、バージョンアップの中で、私も非常にデジタル派ではないのでよく分からないようなところがあるんですが、基本的には、誰が使っても町のホームページを開いたときにすぐ検索しようとする

るところにたどり着いてくれるのか。それを誰がやっても簡単にいくよというようなのを、ぜひそこが一番大事かな。私みたいに下手な人だと、なかなかそこにたどり着けなかったりというようなことがあるもので、そのところはぜひ、どのようになっていくのかというのが心配にはなります。

それと、自動運転モビリティ事業のことですが、ここのところの、今言われたようにアピールが不足している。それと、今後ルートを拡張するということですが、今年度はどのようにしようと思っているか。どのような、例えばルートの拡張であれば、どこまでルートの拡張を計画をしているのかを教えてください。

非常に成田便にしろ、それから循環バスにしろ、利用者率も低いというふうに考えますし、ここのところはアピールが弱いから、乗ってくれるのかというようなことだけではないと思うんですね。利用しづらいから乗らないというのが一番だと思いますので、ここのところの考えを抜本的に変えないと利用者数は伸びないというふうには思いますし、町民の理解も進んでいかないというふうに私は思います。そのところをどういうふうにかえるのか、再度お聞きします。

以上で、もう一度お願いします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私から、自動運転モビリティの新たなルートの話をさせていただきたいと思いますが、まず今回の、現行のルートを検索する場合に、一番最初に初めてのことだったということもあって、混むであろう早い時間、7時台ですとか、あと夕方ですとかをあえて避けて設定したという状況がございました。

そういう状況の中で、町民の理解を得るために利用率を上げるということについては今検討しているところであるんですが、新たな補助金も決定したところの中で、もっと公共交通としてしっかりと任を得られるようなルート設計を今考えている途中でございますので、ぜひ皆さんにも使っていただけるような、公共交通としてのバスとして使えるようなルート設定にしていきたいという思いの中で今検討中でございますので、ご期待いただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） ホームページの見やすさということではありますが、すぐに大規模改修というわけにはいきませんが、今後、いろいろな自治体のホームページ等を参考にしな

がら研究しまして、より見やすいものを模索していければなと思っているところでございます。現状については、ＡＩチャットボットを充実させていくということで対応していければなということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 自動運転バスのほう、町長のほうから説明のほうはあったところなんです、町長のお話にもありましたように、皆さんが多く動く時間帯、朝の通学の時間帯とか、そういった時間にフォーカスしつつ、かつ人が多く動きそうな区間というところでルート設定をしたいと思います。その中で、また案のほうが出てきたところでお示しさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） それでは、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔１０番議員「討論」と発言〕

○議長（鈴木輝男君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） それでは、議案第11号 令和５年度一般会計決算に対する反対の討論を行います。

初めに、岸田内閣の下、多くの国民は異常な物価高騰に苦しめられています。世界の多くの国が消費税減税などの経済対策を行っているのに、消費税引下げの声に全く耳を貸さない姿勢、物価が上がってもそれに見合うだけの賃金上昇は起きていません。最低賃金の引上げくらいでは物価高騰に対しては焼け石に水、生活水準は守れません。国の政策を具体化することを優先する財政運営ではなく、我が町の地域特性に対応した住民福祉の向上を中心に置いた財政運営を行うことではないでしょうか。

今年度決算の大きな特徴は、開発に関わるお金の確保が示されていません。反面、基幹産業である農業者を守るためには使われていません。ほとんど人が乗っていない自動運転バス事業に対して、税金の無駄との声も聞くようになってきました。求められているのは実用性の高い地域公共交通の充実で、老人福祉や奨学金、事業の縮小は何らの手だてを取って充実しなければなりません。子育て支援では、ひかり児童クラブの利用数が多過ぎることです。

新たな児童クラブをつくり、適正規模で運営できるようにしないといけません。がん検診事業も、受診費用の引下げ、引上げ前と同じになるようにすべきです。

一般会計の財政調整基金10億9,645万円を活用して、住民福祉の向上を求め、令和5年度決算の反対討論とします。

○議長（鈴木輝男君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私は、議案第11号について賛成する立場から討論いたします。

提案されました令和5年度一般会計決算につきましては、歳入歳出差し引き2億7,240万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億3,510万6,000円の黒字となっております。

内容を見ますと、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域生活応援券発行事業、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業、酪農経営支援事業など、国及び町独自の施策を迅速に執行されております。

また、大規模事業であります横芝小学校改築事業、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策や地域振興策の推進、安全で快適な道路環境づくりのための幹線道路整備事業や生活道路維持のための舗装修繕事業などインフラ整備のほか、企業誘致促進事業をはじめとした地方創生事業、健康づくりや子育て世帯など、町民に密着した事業が計画的かつ着実に推進できたと評価いたします。

そのような中、いよいよ新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類へと下がり、各種事業も数年ぶりに平常どおり開催できるようになるなど、町政を取り巻く環境に大きな変化が生じました。今後は子育て、教育、福祉、まちづくり、行政のあり方自体も含め、町政を時代や社会のニーズにあわせて機動的に変革し、様々な変化をとらえた施策を展開するとともに、「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、町長を中心に全職員が心一つに、町発展と町民の幸せのために全力で取り組んでいきたいと願うところであります。

私は、町の今後の財政運営において、限りある財源を有効に活用し、より一層の住民福祉の向上に努めていただくことを望むとともに、行財政改革を進めながら事務事業の執行とその効果に大きな期待を申し上げ、令和5年度一般会計決算に賛成をいたします。

○議長（鈴木輝男君） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時10分といたします。

（午後 3時01分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 議案審議を続けます。

日程第15、議案第12号 令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私からは1点だけ。

まず最初に住民課長、歳出、保険給付費の中にある出産育児一時金ですけれども、令和5年4月からは国の交付が50万円の補助になったと思います、現物給付ということで。うちの町は何件対象だったんでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 令和5年度は6件でございました。6件のうち1件は3月の出産に対するもので、これは42万円。あと50万円が5件で、決算額は292万円ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 町長、6件という現実であります。当初予算は予算現額800万だったわけです。そして決算額が292万、不用額が508万、これは致し方ないです。たくさん出産を見込んで当初予算現額800万ということだったと思いますけれども、とにかくこれは町長に産んでくださいというわけにもいきませんので、このところは非常に期待してのこういう結果だと思いますけれども、一言。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にある意味寂しい数字になってしまっているのかなと思いつつも、国保加入者の減も含めてこういう状況になってしまっているという部分については、本当に正直言って寂しい思いでありますけれども、今後とも横芝光町としては、子育て支援についてはかなり積極的に頑張っているところでございますが、なかなか出生率につながらないというような部分も、じくじたる思いの中で進めていることではございますが、今後ともやれることをしっかりやりながら努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） ほかに。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います……

〔10番議員「議長、討論」と発言〕

○議長（鈴木輝男君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、反対討論を行います。

令和5年度国民健康保険特別会計決算に対する反対の討論を行います。

今、物価高騰や税の重さによる苦しみの中、国保の改善を求める切実な声が高まっています。税が高過ぎて払えない世帯は全体の13%、7件に1件が払えないという異常な状況です。こうした状況を少しでも改善しなければならない。

そもそも国保は国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を給付する社会保障です。国保法第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保

健の向上に寄与すると、その目的を定めています。にもかかわらず、財源不足は受給者負担で賄うとして、保険料、税を引き上げる自治体も多くなっています。それは、国保は加入者が支払う保険制度、いわゆる相互扶助制度だという認識によるものです。

今、千葉県統一の保険料、税の統一化が進められようとしています、多くの自治体が税の値上げにつながります。国保加入者の負担軽減には、全国知事会が求めている1兆円の国庫負担の実現を求めることです。未就学児の均等割に県による上乗せ助成を求めることです。国保加入者も減ってきており、歳入も歳出も減ってきていますが、同時に基金残高も減少して、このままでは枯渇してしまい、引上げとなり、加入者負担がまた増えることのつながりとなります。県に対して助成を求めている状況から支援助成の声を上げることではないでしょうか、上げることを求めて反対討論といたします。

○議長（鈴木輝男君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私は、議案第12号について賛成する立場から討論をいたします。

本会議において、町執行部から説明があったとおり、令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の実質収支は約487万6,000円の黒字でありました。

決算の内容を見ますと、国民健康保険税では、被保険者の減少等により決算額は減少しておりますが、徴収率向上に向けた取組みと被保険者の皆様方のご理解もあって、現年度分の徴収率は95.19%と昨年度より0.89ポイント向上しております。特別交付金についても保険者の疾病予防、健康づくりなどへの取組みを評価し交付される保険者努力支援分の交付額が昨年度よりも増加しているなど、財源確保の努力が見られるとともに、財政運営の責任主体である千葉県と連携し、円滑な運営がされていると思われます。

また、疾病予防と健康づくり促進等を目的として実施されている特定健康診査、保健指導、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室、ヘルスアップ教室などの保健事業の更なる充実が図られることで医療費の抑制につながることを期待いたします。

今後とも、自分らしく生き生きと暮らせるまち実現のため、国民健康保険制度の健全な運営に努めていただくことをお願いいたしまして、令和5年度国民健康保険特別会計決算に賛成をいたします。

○議長（鈴木輝男君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第16、議案第13号 令和5年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 千葉県後期高齢者医療広域連合に行かせていただいている中で、広域連合から様々書類が届きましたので、あえて申し上げさせていただきたいと思いますが、非常に高齢者の健康診査の実施が低い当町においても、県平均より下回っていることが事実でございます。

そのような中で、千葉日報で75歳以上無料だということで、受診勧奨の新聞記事が発行ということでお知らせが参りました。また、千葉テレビでも、15秒広告宣伝するということがお知らせが参りましたけれども、新聞記事、新聞広告、また、千葉テレビを見ない方もたくさんいるのでなかろうかというふうに思いますので、ぜひ当町においては、ホームページ、まちナビ、また広報等で、また積極的な周知に取り組んでいただきたいと思います。課長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 後期高齢者健康診査の受診勧奨につきましては、本年度も町広報紙、また、全戸配布いたしておりますチラシ等で周知をしております。このほかにも、町民が集まる町主催の会議や地区で実施する健康教育、水中ウォーキング教室等、こういった機会も使いまして周知しているところです。

また、過去2年間健診を受けていない方で医療の受診がなく、介護サービスも受けていない、健康状態が町で把握できていない方、こういった方につきましては、健康状態アンケー

トを実施しまして、健康状態の把握をするように努めています。アンケートの返信がない方には個別で訪問するように、個別訪問にて健康状態を把握する予定でございます。

ぜひ健診率は上げたいと思っております、周知の方法もいろいろな機会を設けましてどんどんやっていきたいと思っております。ただし、健診を受けていない方の約94%の方が何らかの医療にかかっている状況でございますので、そういった方は主治医がいたり、日頃受診でお医者さん等に相談できるような関係があるため、受診が少ないのかなと思っております。ここについては、今後どのように効果的に周知できるのか研究してまいりたいと思います。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第17、議案第14号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第18、議案第15号 令和5年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第19、議案第16号 令和5年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第20、議案第17号 令和5年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 監査委員から、経営環境は厳しいが今後改善していくことを望むということが示されております。管理者であります町長はどのように改善していくのか。お考えがあればお伺いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私もこの任を務めさせていただいて長い時間になるわけでございますけれども、とりわけ病院事業についての経営については、極めて複雑で難しい要因がたくさんあるというふうな認識でございます。ただ、今現在は、内科医、また、外科医、また整形と常勤医がそれで満足かというか分かりませんが、とりあえず医師の確保、また、看護師の確保がまずまずのレベルでできている状況の中で、これからこの地域に根差して、患者さんに信頼される病院を目指して、病院職員と共に今後頑張っていかなければならない思いで、一步一步頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございました。

それで、1点提案なんですけれども、病床を5床減らしたにもかかわらず、病床利用率というのはあまり上がっていない状況であります。それで、せっかくそういう部屋が空いているのであれば、住民にしてみればよその病院に入院しているよりも、地元の東陽病院で受けてくれたほうがいろんな面で好都合になるんじゃないかなと。

ですから、大きい病院で安定期に入って地元に戻りたいという人がいれば、その辺はそち

らの病院と連携を取った中で、東陽病院で対応してやるというのも一つの方法ではないのかなと。そうすると、死亡というのが増えてくるようなことは十分想定されるんですけども、せっかくある病院であれば、住民の利便性、そういうものを踏まえてやれば、そういう方法も考えてもよろしいんじゃないかなと思いますんで、後で検討していただければありがたいなというふうに考えております。

以上でございます。直接いいです。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木輝男君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木輝男君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和6年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　３時３０分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 輝 男
(前副議長)

議員 山 崎 義 貞

議員 市 原 成 一